

衆議院 文 教 委 員 会 議 録 第 八 号

昭和五十九年四月十八日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 愛野興一郎君

理事 石橋 一弥君

理事 白川 勝彦君

理事 佐藤 諒君

理事 有島 重武君

理事 青木 正久君

理事 白井日出男君

理事 北川 正恭君

理事 坂田 道太君

理事 葉梨 信行君

理事 渡辺 栄一君

理事 佐藤 徳雄君

理事 中西 績介君

理事 伏屋 修治君

理事 藤木 洋子君

理事 江田 五月君

出席政府委員

文部大臣 森 喜朗君

文部政務次官 中村 靖君

文部大臣官房長 面崎 清久君

文部大臣官房審議官 齊藤 尚夫君

文部省初等中等教育局長 高石 邦男君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省学術国際局長 大崎 仁君

文部省社会教育局長 宮野 禮一君

文部省体育局長 古村 澄一君

文部省管理局長 阿部 充夫君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 小村 武君
厚生省年金局長 渡辺 修君
文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

四月十八日

補欠選任

木島喜兵衛君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

湯山 勇君

同日

補欠選任

木島喜兵衛君

おらなかつたというところに、若さの一つの躍動というものが危険な方向へ行つてしまつたのではないか、こういうことを考えるわけでございまして、新聞記事によりますと、今後ともそのコンパは続けていく、こういうような学校の談話も出ておりましたけれども、やはり子を持つ親といったしましては、もう二度とこういう過ちは繰り返してはいたくない、これが本當の心情ではないかと私は思います。そういう面での事件の再発防止という意味で、幾ら学生の主体性を尊重するといひながら、やはり学校関係者がある程度周りの配慮をしておかなければならないのではないかと、その辺がやや欠落しておつたのではないかと、このように考えますので、この事故を通じて文部省からも、そういう過ちが二度と起きないようにひとつ、厳しい通達ではなくても結構でございませうけれども、そういう事故を防ぐという意味での指導等をよろしく願ひしたい、こういうふうに思います。

○森国務大臣 伏屋さんおっしゃるとおり、東大では、あつたことはもうやめるといふことではないので、とかくこういう問題、校外活動でいろいろなことがございまして、そのことに對する責任とかいろいろなことがありまして、じやもうやめてしまふのか。校外活動、野外活動あるいは修学旅行、遠足のたぐい、だんだん皆やめてしまふかということになるので、これは先ほど申し上げた、もうちよつと遊びのことを覚えてもらふためには、むしろそうしたことはできるだけ続けなければならぬし、活発にやつてもらわなければならぬというふうに思います。ただ、大学生でございまして、果たしてだれか指導者がついておることとがいかどうか、これもまた議論の分かれるところで、逆に、そういう勢いの中で大人や先生、職員が制止をすれば、また逆行という面もあり出てくるわけです。その辺も非常に難しいところだと思ひます。

ただ、さつき申し上げたように、我々が考えている時代の学生時代ではない、あるいは我々の世代

代観から見ましても、やはりさつき言つたような言葉はよくありませんが、大人の面と子供の面と画面を持つていふように見える。それは個々によつて違ふ、そういうようなことを非常に感じますので、そういう指導態勢は、従来の大学の学生たちへの指導態勢と、若干やはり現状に合わせたことも検討してみなければならぬかなというふうに思ひますので、そういう面での指導は大学の方にしておかなければならぬというふうに思ひます。

○伏屋委員 今大臣おっしゃるとおり、私もそういうものをやめさせるという方向ではなくて、主体性に基つたそういうことは、今後どんどん校外活動的なもので広げていかなければならぬと思ひますけれども、やはり学校関係者の方々が、学生のそういう心の動きというものをある程度先取りをしておかなければならぬ。いわゆる厳しい入学試験を終えてそして入学した、その解放感に満ちたそういう学生というものが一体どういう動きをするかというのことは、年配の方であればある程度のことはわかる。だから、そういう計画というふうなものは学校側が事前に知つておつて、それに配慮していく、その規制を強めるという意味ではなくて、そういう事故が起らないような深い配慮をする中で、主体的なそういう校外活動を積極的に推進する、そういう立場をとつてもらいたい、そういうような指導を文部省の方でもしていただきたい、こういうふうに思ふわけでござい

ます。

○森国務大臣 直接どういふ形でそういう指導をするか、また十分大学局長にも検討していただきたいと思ひますが、要は、伏屋さんや我々の時代と違つて、入学試験に親がついてきて、そして下宿探しも、何から何までみんな親がやつてくれるという、大体大学生の半分以上がそういう時代です。大学自身も昔のように紙切れ一枚で大人として大学生を扱つていた時代ではない。ところが、大学の方は昔と同じ考え方で、入ってくる大

学生の方とは昔と同じ考え方で、入ってくる大

○伏屋委員 その問題はそれで終わりたいと思ひ

ます。

ことしの春の選抜で私が感心しましたのは、歴代文部大臣が始球式をやるのですけれども、ことしの選抜の始球式は、まことにスピードにあふれた始球式が行われて、全く異例な始球式であつたという感じが深くしたわけでございまして、選抜高校は東京の岩倉高校が優勝したわけでござい

と間に県代表で甲子園に出たつたというケースがあるのですが、みんながやればやれるんだぞという、そういう、みんなが平均化して、おれにも出るチャンスがある、そういう空気が出てきておるといふことは非常によかつたということ。

それからもう一つは、いい、悪いという議論は別にしまして、私立高等学校などでは、かなり全国から野球の好きな子供たちを集めていた傾向はあるわけですね。そういう、野球を強くしようというふうな考えている学校に比べて、一般の高校でも勝てるぞという自信を見せた。そういう意味で、私は、大要野球の空気がいい方向へ来ているなという感じがいたします。ただ、池田高校は、萬さんという監督が大要上手に選手を指導して

いますと、やはり監督次第ですね、選手の差はそうはない。要は指導者だな。そして生徒たちを上手に、最高の力をその試合に集中させるような指導力を持つていて、そして先生といひますか、監督に全面的に信頼をして、先生のまことにたなごころの中に入つて、そして思うように動いていく、これがやはり大体野球で優勝しているチームの特色だと思ふのです。今度岩倉高校の場合は、どちらかという全員野球といひますか、まさに無私無欲の中から積み上げていった勝利ということが言えるわけで、いづれにしても、学生スポーツの代表といひますか、象徴的な、甲子園野球らしい結果だつた、私はこう思つておりました、高校選手に負けぬような球は投げられませんが、まず、高校選手のキャッチボール程度の球は投げることができたことは、せめても私にとつて誇りになりました。

○伏屋委員 私も岩倉高の練習風景を見てびっくりしたわけでございまして、今までの野球部の練習風景になつた、何という踊りなんですかね、ダンスを取り入れた柔軟体操というふうな形で、今大臣がお答えになりましたように、やはりスポーツというのは監督の人格と監督の資質によつてチームが強くなるなり弱くなるということ

が、対比的に如実に証明されたのじゃないかと。池田高校は、言うなれば西武ライオンズのように管理野球的な行き方をしてみえますし、岩倉高はそういう行き方をとらないで、子供の主体性といひますか、子供の考え方を大事にしながら伸び伸びとやらしてやる。甲子園球場における岩倉高の野球選手の動きを見ておりました。何となく伸び伸びとした野球をやっておった。こういうようなことを私は非常に印象深く見せてもらったわけでございます。そういう面でも、監督の人格、それからまた、その資質というのですか、そういうものが非常に大事であるという印象を深くしたわけでございます。

これをお聞きしましたのは、これからお尋ねする教員の資質の問題に入りたいのでこのことをお尋ねしたわけでございますけれども、今まで委員会でも各委員の方がそれぞれ論議を交わされておりますので、ここで総括的に今日の新しいわゆる教育の荒廃をもたらした要因というのを、今まで大臣も御答弁なさっておられますけれども、もう一度繰り返して簡略にお聞きしたいと思ひます。

○森岡大臣 幾つも挙げることはできると思ひます。やはり、簡略にということでございます。

やはり、先ほど申し上げましたように、社会の環境というのは子供たちの教育にとって有害な面が非常に多い。それを吸収でき得るような心身の発達状況にまだなっていない。これはやはり大人の社会であると思ひます。それに伴います、やはりマスコミ関係というものがございまして。

り、やはり当然親は子供の幸せを考えてそういうことを要求するわけでございますが、そういう過熱した受験、そして過熱した特殊な進路の方向のとり方、そういうことが子供たちに、学校現場というものは暗いという感じを持たせている。楽しいべき学校が苦痛だということのような考え方を抱くようになってきておるということで、私は、やはり学校で学問を習うことも大事であります。生徒間あるいは先生との人間関係に蝕れて、そして全人格的な形成を図っていくというのが、学校教育、学校現場の一番大事なことだ、こう考えます。そういう中で勉強だけをいかにしなければならぬ、学校が苦痛になってくるのは当然だろうと考えますから、そういうところの除去をすることがやはり我々大人としての、また政治家としての大事な務めだということに考えております。

それからもう一つは、先ほど岩倉高校のお話にも出ましたように、やはり単に先生の資質が悪くなったということではなくて、ちょうど今学校の先生になっていらっしゃる年齢層がどういう教育の経験を経てこられたのか。私は、野球部の先生なんか見ておると、人心の掌握が非常に上手ですね。校内暴力で、先生との暴力事件なんか起きるのを見ておると、昔も今もそういう体力的に——確かに戦後大きく変わってまいりますが、体力的には昔の子供の方が強かった。だから、五人に取り巻かれたら今も昔も先生はかなわない。しかし、先生の方が生徒に取り巻かれないうような状況をどうしてつくってきたかということが今と昔の大きな違い。そういう意味で、やはり先生が今日まで、教師としての免許を取られるまでの勉強の過程、その環境がどうであったのか、そういうことを考えて、先生だけ責めるというのはよくない。その先生が先生になるまでの間の教育の環境と過程というのがやはり違ってきておるのではないかと。そういうところに少し目を注いでみる必要があるのではないかと。

いずれにしても、この教育の荒廃というのは、いろいろな意味での理由はたくさんあると思ひますので、どれか一つだけ取り上げるということもありませんし、それからもう一つはやはり家庭の状況、社会の状況、このこととの関連も非常に大事だ、私はそういう感想を持っておるわけでございます。

○伏屋委員 私は、荒廃の要因はいろいろございすけれども、いろいろな環境は今大臣のお話があったとおり学歴優先でございますので、今の大学入試、高校入試というものが一挙に全廃になるというようなことは考えられない状況でございます。その中で、やはり子供と先生がどういふ触れ合いをして、そしてその人間性をゆがめないでその子供をそれに対応させていくかという取り組み方、いわゆる先生の資質の問題になると思ひます。だからそういう問題で、教員の資質というのを簡単に言うわけではございすけれども、教員の資質というもののについて大臣は、今大臣御答弁の中にあつたと思ひますけれども、どういふふうにお考えになっておられますか。

○森岡大臣 もちろん、小学校から高等学校まで、端的に教員と言えはそういうふうなことが言えると思ひます。その小学校、中学校、高校によってそれぞれ違ってくると思ひますが、要は、もちろん学問を教えていく、知識を修得させていくということも大事だと思ひますが、もう一つは、やはり使命感に燃えて、人間が人間を教えるんだというその恐れを感じながら、そういう謙虚な気持ちで、やはり自分の、人間の先生が持つ個性、人間が先生として今日まで得てきた御自分の人格、そういうものを生徒たちに吸収してもらいたい。こういう基本的な考え方がなければならぬのではないかと。学問だけ教えていくということであつたら、変な話ですが、これは露骨な言い方でおしかりをいただくかもしれないが、コンピュータでロボットで教えてもいいのかもしれない。その人のけいがい接すると言葉がございすけれども、やはり人に触れて、教師の人格に触れながら子供たちは成長していくのだから。そういう意味で、人を教えるということに恐れを

持ちつつ、人間を教育するということに対する使命感を持つということであると思ひますし、もう一つあわせてそれに付け加えるならば、学問と同時に広い教養というものを持つこと、これがやはり先生としての資質というふうに私は位置づけておるわけでございます。

○伏屋委員 今、小、中、高、大学といういろいろございすけれども、とりわけ人格形成の一番基礎をなす初等中等教育における教員の資質というものを重視していかないと、今の教育荒廃というものを解決できない、私はそういうふうに考えるわけでございます。

私もかつて教壇に立つたことがございすますが、振り返ってみますと、校内暴力が起つてきた時期というものはいつごろから起つてきたのかと私なりに考えてみましたところ、やはり昭和四十四年あたりからそういう校内暴力の芽生えが出てきたのではないかと。そのときに一体どうしてそういう芽生えが出てきたのかと考えますと、昭和四十四年当時が、いわゆるクラブ活動に対する父兄の風当たりが、いわゆるクラブ活動に対して、クラブ活動をやっておるときに事故を起して、それに対してPTAが学校に強力なその責任を追及したということから、クラブ活動というものもそのことで問題になりまして、それはど学校責任を追及されるならばクラブ活動は定時の中でおさめよう、あとの課外については父兄の方の監督のもとに課外活動をやらう、こういうような形になってまいりました。それ以前、私もバレーボールが好きでございしましたのでバレーボールで徹底的に押した経験がございす。遅くまで押しているところや、その触れ合いの中でやはり子供との言葉に言えない親近感といいますか、人間的な信頼感というものが生まれてくる。私は中学校でも教えておりましたが、その中学校における高校入試を目指してのいわゆる偏差値といひますか、あの当時も偏差値がございしましたので、偏差値教育の中で唯一の救いの道は、子供と先生の触れ合いはクラブ活動しかなかったわけですね。それ

がそういうような壁にぶつかりまして、やはりそこから校内暴力の芽生えが出てきたのではないかと、このように考えるわけでございまして、とりわけ小中学校における教員の資質の向上というのが本当に大事だということを、私はしみじみと感ずるわけでございます。そういう意味で、今大臣の御見解をお尋ねをいたしたわけでござい

ます。それに関連いたしますけれども、文部省の方で学級編制と教職員の問題、第五次計画がござい

ますが、そういう問題と非常に密接に関連してまいりますので、やはり先生方も人でございますので、そのあたりをちょっとお尋ねしたいと思

います。○高石政府委員 第五次の十二年計画を六十六年度を完成年次と考えまして進めているわけでござい

ますが、一つは四十人学級でございますし、もう一つは教職員の配置率の改善という、二つの面からこの事業の推進を図ろうとしているわけでござい

ます。財政再建期間中は、三年間でできるだけ定数を抑制するということで抑制してきているわけでござい

ます。しかし、基本的にその十二年計画で目指す内容については変えないという従来の方針をとっているわけでござい

ます。今後具体的にどう展開していくかは、ことしの夏までにいろいろな基礎データを少し整理いたしまして、そして考えていきたいというふうに思っている次第でござい

ます。○伏屋委員 一応今、局長の御答弁がござい

ましたが、その第五次計画は、臨調答申に基づいてのいろいろな圧縮はあったけれども、最終年度においての四十名編制そして教職員の増というこ

とについては文部省の姿勢、見解は変わらない、こういうことでござい

ます。○高石政府委員 このことについては、しばしば文部大臣も答弁しておりますように、変えないとい

う方針でいるわけでござい

ます。○伏屋委員 それを聞いて安心をいたしました。まるっきり手放しでは安心できない面もありますけれども、財政の逼迫状況によってそれがさらに

また延ばされるというようなことになりまして、教員の資質の問題を云々すると言いがら、その環境整備というものは我々が全然やれないで、教員の資質が悪いんだということで教員に責任を転嫁するようなことは許されないことではないかと、何としてもやはり現場における教員の方々が伸び伸びとやれるように行政は環境をつくっていかねばいけない。そういう意味で、六十五年赤字国債償却と言いがら、もう何遍かほかにされてきておりますので、そういうことのないように、二十一世紀の日本を担う今の青少年を育てていくんだということからいえばそういう財政再建の犠牲にされてはならない、私はそういう思いでおりますので、大臣初め局長の今後の強力な姿勢をお願いしたい、こういうふうに思

います。○森国務大臣 今初中局長から申し上げましたように、私も、この国会が始まりまして衆参両予算委員会あるいは昨日も参議院の文教委員会がござい

まして、多くの各党の皆さん方の大変関心を寄せておられる問題であるということを知りたしております。実は、そこに坂田先生いらっしやいます

が、この第五次定数改善計画の案をつくりました当時、私が自民党の責任者をいたしておりました、そして坂田先生にその推進役の一番大事な役割を担っていただきまして、その坂田先生などの御指導をいただきながらあの案をつ

つたので、九年を十二年にしたというのは若干後退をしたわけですが、これは予算委員会で大蔵大臣が、夢のようなロマンがある計画だなんて言っておられましたけれども、いろいろ事情がございまして十二年計画というようになりました。

生意気なようなんですが、あの案をつくりました当時の気持ちとして、ここにいらっしやる各党の皆さん、もちろんそうですが、特に我が党の自民党文教部の皆さんは、この問題だけはどんなことをしてもこれは達成しようというこ

とでこの計画をつくった、そういう経緯がござい

ます。私にとりましては、自分の育てた子供のような気持ち

でこの十二年計画を持っておるわけでござい

ますので、確かに今三年間のこの抑制期間がござい

ますけれども、六十年の予算編成時、概算要求は間もなくこの夏には行われるわけでござい

ますから、その時点から最終年度の全体計画だけは変えない、そして最終年度にその問題を完全に四

十人学級等を含めて完成をさせたい、こういう気持ちで私ももちまして、どうぞひと伏屋先生もいろいろの意味で側面から応援をして

いただきたい。政府としまして一生懸命やりますというのを申し上げます。また、皆さんの支援もお願いをしたい、こういう気持ちでござい

ます。○伏屋委員 強力にお願いをしたいと思いますし、私どもも強力にお手伝いをさせていただきます、こういうふうに考えております。

とだと考えます。もう一つ、やはり社会の環境がかなり高学歴化社会になっておるとい

うことですね。昔は、先生のおっしゃることだからそれは間違いないでし

ょう、こういう、何となく納得したいものがあったけれども、最近世のお父さん、お母さん

もかなり高学歴経験者が多い。そういうことから、先生のおっしゃることと親の言っていることとち

と違ってきている。そういう中で子供がかなり迷うというものも出てまいりますし、それだけに親がいろいろな意味で学校の現場に口を出すとい

う傾向も強いのではないかと。そういう意味で、私は、一番大事なことは、親としては静かに学校を外から見守ってあげるとい

う姿勢がなければならない。やはり先生方に自信を持ってもらわなければなら

ない。同時に、世の中がどんどん変化をして

いる。世の親たちもどんどん勉強している。です

から先生も、学校の現場の中だけを見てお

りますと、これは時代におくれでまいりますから、外の進歩、科学の発達、人間の価値観、社会の変化、文化の進展、そういうものに

に対応できるような努力を先生もしてもらわなければならぬ。私はそ

うふうに一般的には考えております。

文部省としてどういう指導、どういう方向をや

っておりますかということにつきましては、初等

中等局長から伺っていただければと思

います。○高石政府委員 まず、教員養成の段階では、立

派な資質を持った先生の養成を各大学でやって

いただきたいと思

っているわけでござい

ますが、採用に当たりましては、そういう適性・能力のある

人を採用するということが必要だと思

います。これはもう古い話でござい

ますが、例えば学校で水泳というのを教えることにな

っているわけで

すけれども、小学校の先生で実際に泳げないとい

うような先生があつたりしたケ

ースがかなりあるわけ

です。そういうことで、本

当にそれぞれの中高等学校の段階で備えていなければならぬ能力をちゃんと身につけた教師を採用していくとい

考に当たりましては、そういうことをいろいろ工夫しながら各県は努力をしております。

おかげさまで人確法ができて教職員の希望者がふえてきておりました、そういう意味においてはその中から選抜をしていくということができるようになりましたので、ここ数年、教職員の資質は新任教員についてはかなり向上してきたというふうに見えておられます。

それから、採用後の研修につきましては、これは、初任者研修、中堅者の研修、いろいろな段階で研修を積極的に進めておりますが、問題は、学校内における校内研修をきっちりやっていくというものが出発点だと思います。学校内における校内研修をしつかりやしながら、そして一定のけじめを以て、それなりの任命権者の計画する研修を合理的に効果的にやっていくということが必要であらうということで、研修の充実強化ということについて、いろいろな助成の道を講じながら努めているところでございます。

○伏屋委員 教員養成の場合は、上越とかいろいろなと教員養成大学がございまして、聞くところによりますと、私どもの池田委員からもちょっと質問があったと思いますが、上越あたりはかなり定数割れをしておるのではないかと、そういう問題もありまして、そこらあたりの配慮をしていかないと、看板倒れになるのではないかと、そういうことも考えますので、その辺はどうなっておりますか。

○宮地政府委員 御指摘のように、新しい教員養成の大学ということで、兵庫、上越、鳴門の三大学を創設をお願いしたわけでございます。最初に出発をいたしました兵庫教育大学につきましては、順調にそれぞれ卒業生を送り出して、大学院を出しましてまた現場に復帰して、大変実践的な教育が身について、それぞれの現場で非常に好評を得ているところでございます。

御指摘の上越教育大学につきましては、昨年第一回の大学院の募集をしたわけでございますが、御指摘のように上越教育大学の場合は、大学院の

設定しておりますコースと申しますか、専攻分野の関係もございまして、確かに募集定員を満たしていないというのが事実でございます。その後充実に努力をいたしておりますが、初年度ということもございまして、そういう実態があったことは事実でございます。

教員養成の点でこれらの大学が果たすべき使命ということとは、もちろん私も、当初念願しております方向で果たすように充実を図っていかねばならないわけでございまして、専攻分野のコースの設定でございまして、そういうようなことについても今後十分留意しながら今後の充実を図りたい、かように考えております。

○伏屋委員 それから、採用の問題については今局長の方から御答弁がございましたけれども、それ以外に教員の資質向上のために、その資質を見抜いていくというのですか、採用のときに教師としてのそういう素質を持った人なのかどうかという、そういう面で、今具体的には泳げない人は教員には不適であるという問題が出ましたけれども、それ以外にも各県でそれぞれの採用試験が実施されておると思えますけれども、特色のあるような、教員の資質を見ることができるよう、そういう採用試験をやっておるような例はございませんか。

○高石政府委員 一つは、今までは一般的に学力検査と申しますか、学力を第一次試験で実施いたしまして、そして振り落とすとして面接をするというのが通常の傾向でございまして、これについて先ほどの実技を伴うような教員の採用につきましては、実際上実技をやらせるということをかなり採用している県がふえているわけでございます。それから面接も、個別面接ではなくしてグループで討論をさせるというような形の面接方法を採用する。また筆記試験も単なる学力の、通常のマル・カケ式の筆記試験ではなくして論文式の作文を書かせるというような工夫ということで、そういういろいろな工夫をしながら実施しておりますので、各県は、採用された後は生涯教師として採用

していくわけですから、相当そのところを嚴重にやり始めているというのが実態でございます。

○伏屋委員 今私の聞く範囲においては、やはり各県がとっておる大方の採用試験というのはテストが優先でございますね。そこでふるい落とされ、そして面接を経て決定、こういう段階をとっておるものがほとんどだと思うのです。けれども、これでいきますと、やはり入試制度、今の大学入試と変わらぬ、他を押しつけてもとにかくテストに合格しなければならぬという、非常に教師の資質とはまるっきり逆方向のそういう動きをしなければならぬ。そういうことを考えたときに、もう少し教員の資質向上につながるような、そういう採用というものを考えなければならぬのではないかと、やはり各県に文部省が御任せするのではないかと、そういう専門家の方々を通じて、今局長の御答弁の中にもありましたけれども、グループで面接するとか、これは新しい行き方だと思えますね。というのは、もともと我々が教員の資質というものに焦点を合せながら英知を絞っていけば、採用試験のありようというの、もともとと変わってくるんじゃないかと私は考えるわけで、通り一遍的に学力テスト、面接、こればかりを繰り返してやって、片一方では教員の資質向上だと言いつつながら繰り返しておったのでは、教員の資質向上につながらない。だから、まず門戸を開放する、その門をくぐるときがやはり大事ではないか、こういうふうにかえまして、そのあたりの御構想を持っておみえになりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○高石政府委員 これは教員採用だけではなくして、一般の職員の採用についても言えることだと思います。

従来、御指摘のように、どちらかというと試験による第一次ふるい落とすというのが中心になっているので、それを正していく、改めていくという努力は当然行わなければならないと思うのです。したがって、今の段階で具体的な内容、方法を持っているわけではございませんけれども、

も、御指摘のような点に十分留意しながら、各府県に対して創意工夫を凝らしてやっていただくようにしてまいりたいと思えます。

○伏屋委員 できるだけそういう専門的な方々の御意見を聞くような機会を、各県で採用試験のそういう条件を考える委員会的なものをやはりつくっていくということ、その中でお互いの知恵を出し合って教員の資質向上につながる採用をしていくという、そういうような方向で文部省の方の御努力をお願いしたいと思います。

さて、そうやって一応教員の門をくぐった、そして現職についた新採用の方々に対する、そういう教員の現場を通じながらの資質向上の研修期間というものは、文部省で持っておられるように聞くわけでございますが、どのような持ち方をされておりますか。

○高石政府委員 まず、新規採用教員に対しては、一般研修といたしまして年間十日程度研修をやる。それから授業研修といたしまして、これまた年間十日程度の演習等を含む授業研修を実施するというのが、すべての新任教員に対して計画的に実施しているわけでございます。もちろん、この二十日程度で十分であるとは考えておりませんので、学校内における先輩等の指導による校内研修、これも充実していかなければならないと思えます。

それから、教職経験の五年程度を経過した段階で研修を、これまた年間一週間程度実施しております。それから、各種の主任クラス、教務主任とか生徒指導の主任、こういう主任クラスに対する研修も計画的にやっています。そのほか校長、教頭に対する研修という、いわば任命権者の企画する研修という形態での内容の展開と、もう一つは、各種の研究団体に対して補助金を交付しております。そういう各種の研究団体が自主的にいろいろな研修をしていくというようなことをあわせてやっているわけでございます。

ここで留意しなければならないのは、研修倒れになってはいけないという批判がありまして、研

修をやるために教育の現場が留守になるということを防ぎながら、あくまで児童生徒の教育を重視しながら教育研修をさせるという体制整備が必要であらうと思っております。

○伏屋委員 今、局長が最後の方で答えになったとおりだと私は思います。研修倒れになっては決してならないということですが、案外それが研修倒れになっていくのが実態なんですね。今のいろいろな教育現場の要因もあるでしょうけれども、文部省が全国的に教育長を集めまして、教育長に対していろいろなお話をし、それがそのままストリートに各地方町村の教育委員会においてくる、そしてまたその教育委員会からストリートに校長にいくという、上から下への流れが非常に強いのです。下から上への流れというのはないわけです。そういうところに教師の息苦しさというものがあつてありまして、もう少し教師の自主的、彈力的な運用のできるようにという研修倒れというものを考えていかないと、やはり研修倒れにならないを得ない。もうお仕着せの研修というような形で、本当にみずから主体的にその研修に取り組んでいく、そういう資質を持たせなければならぬのですけれども、余りにもそういうものが多過ぎて、結局主体性が失われた、受け身のそういう研修に参加するというような姿勢になってしまふ、そういうところからは教員の資質向上というものは余り望み得ないのではないかと。だから、もっともつとそういう面での彈力的、主体性のある研修機会というものを何とかつくれないかなというのを私も思うわけでございますので、その辺を考慮してそういう研修機会をつくっていただきたい、そういうことを切に要望するわけでございます。

さて、そういうようにいろいろ文部省からあるいは県教委からというような主催の新任教員の研修機会というものはありますけれども、それよりもむしろ、現場における新任教員の子弟を通しての研修機会、これが最も大事ではないかと私は思います。ただ机上の講義を受けるだけの研修機会であつては、本当に教師の資質向上には余りメリットがないと思ひます。だから、そういう面での現場の学校における子供を通しての研修機会というものを重視する方向で文部省も御指導いただけたらと思ひますが、いかがでございますか。

○高石政府委員 御指摘のとおりでございます。まず出発点であらうと思ひます。戦後の教育界は、やもすると、上の校長、教頭、先輩の先生方が、新しい教師に対していろいろ口やかましく指導していくという形が少なくなくなってきているのではないかとこのことを心配するわけでございます。そういう意味においては、まず校内における研修を十分に積み上げて、そのためには先輩諸氏の積極的な指導助言を仰いでいくという態勢が必要であらうと思ひます。

○伏屋委員 そのとおりだと思います。やはり先輩の胸にぶつかつて、そしてそこから学び取っていくというのが本当の研修になると私は思ひます。そういう面でも、現場におけるそういう主任とか管理職の方々が胸をかすという機会が余りにも少ないのじゃないか。学校の事務量が多過ぎて、結局、中間管理職の教頭さんあたりになりますと、その事務処理だけでいっぱいでありまして、新任教員に胸をかすというやうなゆとりがない、それが現実だと私は思ひます。だから、もう少しそういう面での事務量の削減をしなから、やはり教師本来の本務、教職についてのそういうぶつかり合ひというものを重視していかねばならぬ。そういう意味においては、やはり今後の教職員の定数増と同時に、学校の事務職員というものをもう少し導入することによって、教師本来の本務に専念できる環境をつくつてあげること現場におけるぶつかり合ひができる研修を持てる、このように考へますので、そういう面の御配慮、それも一応第五次計画に入つておると思ひますけれども、そういう意味からも強力に進めていただきたい、こういうように考へるわけでございます。

その次に、そういう新任教員でなくて、いわゆる五年なりあるいは十年近く教職についておられる方々に対する現職教育というものを、それぞれ行つておられると思ひます。文部省が研究指定校的な形で研修の機会を積極的に設けておられることは聞いておりますが、昨年度どのような計画で進められたか、お尋ねしたいと思ひます。

○高石政府委員 具体的には、各県のそれぞれの段階で先ほど申し上げました新規採用教員等の研修、それから五年程度の教職経験者研修、それから新任の教務主任の研修等を実施してもらつたために、それぞれ各県に予算を計上して補助しているわけでございます。したがつて、先ほど申し上げましたような経費をそういう研修のための助成費として予算化し、それぞれの府県で府県に適合するような事業内容につくつていただまして研修を進めるといふことで、国の財政的な援助をしているというところでございます。

○伏屋委員 そういう形で予算的な措置をもつてそういうような研修機会をつくつておられるわけですが、その研修の成果、結果というものはどういふふうにとつておられますか。

○高石政府委員 研修がどういふ成果があつたかというものは直ちになかなか評価しにくい点がございますが、研修を受講された多くの方々は、例えば新任の新しく教師になつた人々は、やはり現場で直接手足をとつて教へてもらつた教育実習というものは、その後の教育に非常な参考になつたといふことが言われますし、五年の研修は、マンネリ化しかけていくときに、教育についての新しい一つの見方ないしは今日までやってきたことに對する反省、そういうもののいいチャンスになつたといふこと。それから新任の教務主任等は、新しい教務主任として仕事をどううまくやっていったらいいかというやうなことに對して大きな効果が出たといふことが言われておまして、こういう研修をやつたからこういう結果が出たといふのは、数字で申し上げるといふことは非常に難しいわけでございます。

○伏屋委員 具体的にそういうことは言いにくい面だらうと思ひますが、研修の機会がありましたら、一応その研修の機会の紀要とか、あるいは成果としての出版物としてそういうものが文部省に來ておるのではないかと私は思ひますけれども、現場の文部省指定校なんかを受けたところの先生方に聞いてみますと、えてして集約した本をつくるための研修というやうな感じを免れない、そういう印象を私は受けておるわけでございます。研修のための研修だといふやうな、研究指定校のための研修だといふやうな感じで、現場の先生方の資質向上には直接つながりが薄いのではないかと、そういうやうな感じも受けておるわけでございますが、その辺はどうですか。

○高石政府委員 確かに、先生の御指摘になりますやうな傾向があることは事実だと思ひます。というのは、これは明治以来、日本の学校で研究指定校をやると、大変よそ行きの姿にして公開授業なんかを実施する。それは、すぐ持ち帰つて現場に生かすには余りにもよそ行きの姿になつていくといふやうなことを耳にするわけでございます。しかし、そういうことはできるだけ避けながらやつていくといふことで、研究指定校でやりますねらいが二つあると思ひます。

一つは、全国的にその成果を活用していくといふこと、それから、今後の教育課程を改訂していく場合の貴重な資料になるという二つの目的から、各研究指定校で研究成果とか研究記録、そういうものを出してもらふといふことでございまして、それはそれなりに大変大きな成果をおさめていくと思ひますので、今御指摘になりました、どちらかといふと見せるための研修にならないように留意しながら、本当にその学校でも十分にその研修がはね返つていくといふやうな形をとりながら、先ほど申し上げました二つのねらいも達成していくといふやうな研究指定校の運用をしていくことが必要であらうと思ひます。

○伏屋委員 昨年度もそういうやうな形で教科別、学校別の研究指定校を何校かつつて、教科

面だらうと思ひますが、研修の機会がありましたら、一応その研修の機会の紀要とか、あるいは成果としての出版物としてそういうものが文部省に來ておるのではないかと私は思ひますけれども、現場の文部省指定校なんかを受けたところの先生方に聞いてみますと、えてして集約した本をつくるための研修というやうな感じを免れない、そういう印象を私は受けておるわけでございます。研修のための研修だといふやうな、研究指定校のための研修だといふやうな感じで、現場の先生方の資質向上には直接つながりが薄いのではないかと、そういうやうな感じも受けておるわけでございますが、その辺はどうですか。

○高石政府委員 確かに、先生の御指摘になりますやうな傾向があることは事実だと思ひます。というのは、これは明治以来、日本の学校で研究指定校をやると、大変よそ行きの姿にして公開授業なんかを実施する。それは、すぐ持ち帰つて現場に生かすには余りにもよそ行きの姿になつていくといふやうなことを耳にするわけでございます。しかし、そういうことはできるだけ避けながらやつていくといふことで、研究指定校でやりますねらいが二つあると思ひます。

一つは、全国的にその成果を活用していくといふこと、それから、今後の教育課程を改訂していく場合の貴重な資料になるという二つの目的から、各研究指定校で研究成果とか研究記録、そういうものを出してもらふといふことでございまして、それはそれなりに大変大きな成果をおさめていくと思ひますので、今御指摘になりました、どちらかといふと見せるための研修にならないように留意しながら、本当にその学校でも十分にその研修がはね返つていくといふやうな形をとりながら、先ほど申し上げました二つのねらいも達成していくといふやうな研究指定校の運用をしていくことが必要であらうと思ひます。

○伏屋委員 昨年度もそういうやうな形で教科別、学校別の研究指定校を何校かつつて、教科

面だらうと思ひますが、研修の機会がありましたら、一応その研修の機会の紀要とか、あるいは成果としての出版物としてそういうものが文部省に來ておるのではないかと私は思ひますけれども、現場の文部省指定校なんかを受けたところの先生方に聞いてみますと、えてして集約した本をつくるための研修というやうな感じを免れない、そういう印象を私は受けておるわけでございます。研修のための研修だといふやうな、研究指定校のための研修だといふやうな感じで、現場の先生方の資質向上には直接つながりが薄いのではないかと、そういうやうな感じも受けておるわけでございますが、その辺はどうですか。

○高石政府委員 確かに、先生の御指摘になりますやうな傾向があることは事実だと思ひます。というのは、これは明治以来、日本の学校で研究指定校をやると、大変よそ行きの姿にして公開授業なんかを実施する。それは、すぐ持ち帰つて現場に生かすには余りにもよそ行きの姿になつていくといふやうなことを耳にするわけでございます。しかし、そういうことはできるだけ避けながらやつていくといふことで、研究指定校でやりますねらいが二つあると思ひます。

一つは、全国的にその成果を活用していくといふこと、それから、今後の教育課程を改訂していく場合の貴重な資料になるという二つの目的から、各研究指定校で研究成果とか研究記録、そういうものを出してもらふといふことでございまして、それはそれなりに大変大きな成果をおさめていくと思ひますので、今御指摘になりました、どちらかといふと見せるための研修にならないように留意しながら、本当にその学校でも十分にその研修がはね返つていくといふやうな形をとりながら、先ほど申し上げました二つのねらいも達成していくといふやうな研究指定校の運用をしていくことが必要であらうと思ひます。

○伏屋委員 昨年度もそういうやうな形で教科別、学校別の研究指定校を何校かつつて、教科

面だらうと思ひますが、研修の機会がありましたら、一応その研修の機会の紀要とか、あるいは成果としての出版物としてそういうものが文部省に來ておるのではないかと私は思ひますけれども、現場の文部省指定校なんかを受けたところの先生方に聞いてみますと、えてして集約した本をつくるための研修というやうな感じを免れない、そういう印象を私は受けておるわけでございます。研修のための研修だといふやうな、研究指定校のための研修だといふやうな感じで、現場の先生方の資質向上には直接つながりが薄いのではないかと、そういうやうな感じも受けておるわけでございますが、その辺はどうですか。

課程の参考にするためにいろいろな研究をされたと思ひますが、五十九年度もまたそういうことは実施される計画であると私は思ふわけでございませう。

そこで、先ほど局長の答弁にありましたように、現場の先生がその研修機会あるいは研究指定校を受けて、その研究指定校のテーマに沿って研究して本当によかった、自分は教師としてプラスになった、そういうような実のある研修機会が多くなつてくるように、弊害を除去しながら研修機会の実を上げていく、そういう研修機会を積極的に進めてもらいたい、このように考えるわけでございませう。

そういう意味で、文部省の方々とすると、いろいろな面でも苦しい今までの歴史があるかも知れませんが、日教組、日本教職員組合が毎年教研集会というのを開いておられます。その教研集会の中で、みずから教壇に立った生々しい実践レポート等の報告をしておるわけでございませう、そういうものを現場に積極的に取り入れていくというふうな柔軟さを文部省に持つてもらう、そういう研究の交流といひますか、そういうものが大事ではないか。日教組の教研集会の内容について大臣もお知りであらうと思ひますが、そういうものについて大臣の御所見はどうですか。

○森岡大臣 先生方がさまざまな体験を通じていろいろな研究成果を発表し合ふ、そして、いろいろな機会に他の学校の先生方とも交流をする、それをそのまま素直にとれば、それはそれなりに大変いいことだと私は思ひます。伏屋さんのおっしゃる通りに、そのことを柔軟に受けとめていくことが大事だと思ふのですが、教研集会そのものは、教育内容に対する行政の関与を否定するといふところから出てきておるわけでございませう、学習指導要領に反するいわゆる独自の教育内容の実施を図る、そういう運動方針に基づいてその中でいろいろな勉強なさる、その実践例をお互いに発表し合うという考え方からいけば、文部省の立場から見れば、これはやはり組合活動の一環と

して考えざるを得ないという立場に立ちます。

ただ、私もこの国会を通じて申し上げておりますが、現場の先生方にも、単に指導要領に反して独自のやり方をするというだけではなくて、先ほど先生からもございましてのように、教育現場あるいは教育に関係することについての先生方自身のいろいろな意味での矛盾、また先生方自身の自覚といふものも出てきておるわけでございませう。そういう面でも、校内暴力あるいは教育荒廃、そうした面をいろいろと議論をなさつておられた、先般の大会等はそういう高まりが出てきたということ、私はそれはそれなりに評価をしていきたい、こう思つておるわけでございませう。

しかし、文部省としては、これは基本的には組合活動の一環という形で行われておると考えざるを得ないということとございませう。部分的には教育的見地の議論も大変立ってきておりますけれども、全体としての基本的性格は変わつていない。そういう意味では、本来の意味での教育研究活動としての評価をするということ、文部省としてはとれないという判断でございませう。

○伏屋委員 それは、文部省と日教組の長い歴史がございませうからね。

けれども、教育といふものは、やはりそういうような政治的な介入を許さないところにこそ教育があるのではないかと私は思ひますので、先入観といひますか、そういうものに余りこだわらないで、子供を育てること、そのことが目的である、そこに教育が成立するんだ、そういう考え方で柔軟に受けとめていただきたいながら、今後とも文部省、その責任者である大臣がそういう方々との懇談を重ねながら、そういう一つ一つの壁を打ち砕いていかなければならぬ。それをやっていかないと、言葉では教員の資質向上、教育荒廃の要因を除去するのだと声高に言つてみたところで、お互いの壁がいつまでもたつて崩れることがないといふところにおいては、結局いろいろな面ではございませう子供がかわいそうではないか、こういうふうに考えますので、そういう面でもう少し

柔軟な姿勢で臨んでいただきたい。その点、もう一度大臣の見解を伺いたい。

○森岡大臣 歴代文部大臣、私も文教委員という立場で随分接してまいりましたけれども、伏屋先生から柔軟にということとございませうが、私はど柔軟な文部大臣はいないと思つておるのです。私は、日教組の皆さんに対して、その活動等々については評価すべきところはちゃんと評価もいたしております。

しかし、伏屋さん、日教組の昨年の運動方針というのがやはりもとなつておるわけでありますから……ゆとり時間の特設と奉仕活動、日の丸、「君が代」などの押しつけに反対します。なお、学校教育に対する日の丸、「君が代」の強制については、その背景とねらいについて徹底的討議を深め云々、こういう一つの運動方針という中で組合活動をなさるということは、やはりそこまで柔軟になれと言われても、私どもとしては、日本の国、国民全体の教育に責任を持つておるわけでございませうから、むしろそうした問題を逆にもう少し柔軟にお考えをいただいて……「君が代」だつて、これは憲法にきちつと定めた国民統合の象徴でございませう。押しつけはいいけない、押しつけないといふようなお話も出てまいりますけれども、「教育課程・教育内容の自主編成運動をする。自主的な教育研究を組織的に強化し、平和軍縮、人権尊重と民主主義の教育を推進します、こうした一つの運動方針をもとに組合活動が行われている」といふことであれば、それは幾ら素直に、柔軟に——結構柔軟に私は考えているつもりであります、そのところは、私は十分に納得はでき得ないところでございませう。

○伏屋委員 この議論をやつておられますとそれだけで時間が費やされてしまいますので、何かまた別の機会がございましたら議論をしたいと思ひますが、文部省ばかりが柔軟になるだけではなくて、日教組の方も、もっと柔軟に対処していかないと子供がかわいそうだ、そのことを私は言いたいわけでございませう。

それから、現職教育のところが外れておるわけでありませうけれども、管理職の研修会とか管理職テストというのを各県でやつておるようですね。これは一体どのような実情なものでございませうか。

○高石政府委員 管理職試験を実施しているところが、県単位で申し上げますと、校長につきましては、小中学校で四十二、高等学校につきましては二十、教頭につきましては、小中学校で四十、それから高等学校につきましては二十五でございませう。

その内容といたしまして、小中学校の校長の場合に、論文形式のものが三十三、筆答十九、面接四十一、教頭の場合は論文二十七、筆答二十七、面接試験三十八。高等学校の場合に、校長の場合に、論文十四、筆答六、面接十六、教頭が論文十五、筆答十、面接試験二十三ということ、大部分の県で何らかの形で選考試験が行われているといふのが実情でございませう。

○伏屋委員 管理職のテストとか、いろいろ今実情についてお話がございましたが、本来ならば子供に注がなければならぬ情熱が管理職テストの方へ注がれて、子供が置いてきぼりを食らつておるといふような面も一面あるわけでございませう、そういう面への配慮といふものを今後考えていただきたいと思ひます。もう四十代に近くなり、管理職のテストを受けるという年代になつてまいりますと、子供といふものを無視しながらその勉強に取りかかるとかあるいは事務屋になつてしまふ、そういう傾向がなきにしもあらずでございませう。その辺について、そういう実施状況と同時に、今後そういう面でも局長はどういうような指導を各県へ出されたいか、お聞きしたいと思ひます。

○高石政府委員 校長、教頭にこの試験が実施されるようになりました経緯は、各県でいろいろあると思ふのです。基本的に申し上げますと、どの人を校長、教頭にしようかという人事の公正をどう担保していくかが実は教育界の非常に大きな悩みであり、問題点

であつたわけでございます。この試験制度が実施されるまでは、いろいろな形の推薦母体とか、いろいろな形の情実が入るとかということで、教員の校長、教頭の選考に当たっては、教育界でいろいろな事件が過去においてたくさん起きたわけでございます。そういうことをより公正、客観的な形で選ぼうというのが、この試験制度が多くの県でとられていった流れであると思ひます。

しかし、御指摘のありましたように、受験勉強に一生懸命で現場の子供たちの教育をおおざりにするということは、基本的にいけないことだと思ひます。したがって、そういうことまでしなくないような試験の工夫ということが考えられなければならぬということで、各県でもそういう反省に立って、一体どういう形でそれを行つたらいいかということで、昔は全部の学力テストみたいなことをやっていたものを漸次論文式に変えていくとか、ないしは面接に切りかえていく、そして教頭の段階でしっかりやれば、あとは教頭から校長に上げるのはそんなに難しいことをしなくていいじゃないか、いろいろな工夫が行われておりますので、基本的には、今御指摘のありましたような方向で指導助言をしていかなければならぬと思つております。

○伏屋委員 そういふ弊害を除去しながらの指導をよろしく願ひしたいと思ひます。
時間がもうなくなりましたので、教員の資質の問題についてはそれくらいにしたいと思ひます。次に、学校給食の問題にちよつと触れたいと思ひます。

○伏屋委員 せんだつて本会議で、大臣は、国立競技場のスポーツセンターと学校健康会の趣旨説明をなさつたわけでございます。私、文部大臣の所信を見せてもういましたけれども、この中に入らないのです。別にそういう意図はなかったのかどうか。その辺、僕が見落としたのかな、お答えいただきたい。

○古村政府委員 大臣の所信に何を盛り込むかというのはいろいろな考え方があろうかと思ひます。が、主として、新しいことをやっていくようなこ

とを中心にして重要なことを盛り込んでいくということだと思ひます。

したがって、学校給食は、昭和二十九年に学校給食法ができましたとつとやってきましたわけでございますので、今回の大臣の所信の中には学校給食について触れなかったということかと思ひます。

○森岡大臣 三ページのところに、全体の問題として「学校体育、学校保健、学校安全の充実、魅力ある学校給食の推進に努めてまいります。」というふうに、「行だけでございますけれども、従来進めているものにつきましては、そのことによつて強弱とか積極的でないということにおとりをいただく困るわけでございますが、ずっと並べて所信を申し述べさせていただきますのであります。

○伏屋委員 了解いたしました。
学校給食でいわゆる米飯が導入されているわけでございますが、今現状のパンそれから米飯の比率、それから今後それが維持されていくのか、さらにそれが変化があるのか、その辺のことをちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○古村政府委員 米飯給食の導入は五十一年度から始めたわけでございますが、今の現状は、大体一週間に一・八回ぐらゐが米飯給食として行われているのが全国の状況でございます。
なお、この後昭和六十年代の早い時期に週三回まで持っていくという希望を持って、現在市町村に対してお願いを申し上げておるというよう

な現状でございます。
○伏屋委員 臨調からの学校給食に対する答申等もありまして、いろいろな問題があると思ひますけれども、今まで先行的に学校給食に大きな貢献をしてきたパン業者というものの対する温かい配慮というものは忘れずに進めていただきたい、こういうふうに思つております。その米飯とパンの比率につきまして、米飯の比率が多くなればパン業者にとっては死活に關係しますので、そういう方々に對する温かい配慮も願ひしたいと思ひます。

それから、臨調答申によれば、単独調理方式か

ら共同調理方式の方へというような答申があつたやに聞いておりますけれども、文部省としてはどういう方向を指向して見えるのですか。臨調答申をそのまま受け継いでいくというのですか。

○古村政府委員 まず第一点の、パン屋さんに對する配慮でございますが、確かに戦後の学校給食はパン屋さんに大変お世話になってやつてまいつたわけでございますので、切りかえますときにパン屋さんに對して、これは農林省からの補助金でございまして、炊飯設備の補助金を出して、パン屋さんが米を炊くという仕事に切りかえていく場合にはそのお手伝いをする、あるいはそういう仕事をパン屋さんが切りかえたときにはそれに對して優先的に委託をするというようなことを御指導申し上げてまいつたわけでございます。

第二点目の、臨調答申の語でございますが、現在私たちといたしましては、臨調答申にありますが、ような共同調理場のメリットというものも認められますので、単独調理場よりも共同調理場の設置を推進するという方向で市町村に対する指導を行っているわけでございます。

○伏屋委員 給食のこと、まだ幾つか聞きたいのでございますが、時間がないうでございまして、ちよつとはしりまして、次にがらつと変わりますが、共通一次テストの問題についてお伺ひしたいと思ひます。

年ごとに共通一次テストの受験者が、当初申し込みよりも欠席者がふえつつあるという傾向でありますけれども、その辺の要因とそれに対する是正策というものは、ほかの委員の方も聞かれたと思うので重複するかも知れませんが、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○宮地政府委員 お尋ねの、共通一次試験について順次欠席者がふえているのではないかとこのところでございますが、御案内のとおり、既に過去六回の実施を見ているわけでございます。全体では、志願者が約二万人ほど増加しておりますけれども、現役の志願率は六年間で一・一％程度低下をしておるわけでございます。また、回避した受

験生と言へるかどうかが疑問でございすけれども、欠席者も二千人ほど増加しております。欠席率もぐくわすかではございますけれども、増加傾向にございます。昭和五十九年度で申し上げますと、三十六万八千四百六十六人の志願者中欠席者が一万九千四百二十一人で、欠席率が五・三八％ということになっておるわけでございます。

そこで、志願率の低下ないし欠席率の増加がどういう要因によるかということでございます。明確にすることは困難でございますけれども、推測できますことは、一つには、受験生の大学に對する価値観、それが大変多様化しておりますことと、私立大学が質的にも大変充実してきておりまして、一面、最近の若者がいわゆる都会指向型、そういう傾向があるというふうなことから、国立大学一辺倒というふうな考え方が変わつてきているのではないかと。それから第二点としては、授業料などの学費負担で国立大学と私立大学の格差が順次少なくなつてきているというふうなことです。さらに第三点として、入りたい大学よりも入りやすい大学へと志望変更するというふうなことも言えるのではないかと考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、その点は確たることは申し上げられませんが、現状は以上のような状況になつております。

○伏屋委員 いよいよこの七月には、来年度、六十年度の共通一次テスト要項等が発表される時期がもう来ておるわけでございますが、総理も国大協の懇談会等を通して六十年には共通一次を改革していきたい、こういう御意思を持っておられるようです。大臣の見解の中にもそういう御見解があつたと聞いております。そういう面でも、もう既にアラカルト方式というものを実施しておるような大学もあるわけでございまして、そういうようなアラカルト方式というものを配慮に置きながら、いわゆる受験生に混乱をさせない、受けやすい環境づくりをするためにどのようなお考えをお持ちか、お聞きしたいと思ひます。

八

○森國務大臣 実質的にアラカルト方式を採用しておられるというお話でございましたが、国立大学の共通一次試験の採用につきましては、まだアラカルト方式の採用には踏み切っておりません。今、国立大学協会の入試検討委員会等で検討いたしておるところでございますが、実質的には、例えば芸術関係の大学について、その採点の傾斜配分といえますか、そういうものは具体的にやっておるようでございます。

私としては、大臣に就任をいたしましたから国大協の皆さんと、総理も一度一緒に入っていただきまして、懇談をさせていただきまして。基本的には、伏屋さん一番御存じのとおり、大学に入学する学生はどのような学生生徒を採るかというこの判断は、これは文部省でなくて大学固有の権限でございますから、私も余り勉強しない者でも入れてやれということとはなかなか言いにくい。要はやはり大学の先生方の御判断になります。俗に言う五教科七科目では大変多いじゃないかと、意見が大変ございます。したがって、それを少し少なくしたいというふうな気持ちも私も込めておるわけでございますが、やはり大学の学長さん方によつては、五教科七科目ぐらいのことはマスターしてくださなければ国立大学に入る資格はございません、こういうふうにおっしゃる方もあるわけだし、私が、そのころもうちょっとレベルを下げられませんか、こういうふう具体的にお願いしますと、學術、學問が、森大臣、あなたの代に下がったらどうしますか、こう言われると、私もちょっと責任を感じるのでございます。ですから、文科系と理科系と、先ほどの傾斜配分のやり方もあるでしょうけれども、もう少し具体的に言えば、選び方をもう少し多様化させるということはぜひ検討願えないだろうかということをお願いいたしておるところです。

一方、国大協といたしましては、それは検討してみたいという段階に入っておりますけれども、私立大学の方はどうなるのかという話も出てくるわけですね。私は初めから入っておりますから、逆に言えば非常に濃度が高まるといういます。逆に非常に学問をきわめていくわけでございますから、特定の名前を言っていくかわかりませんが、早慶などの一部の学部では、偏重値から見ると東京大学以上みたいになつてしまつてしまつて。その辺については国大協ではかなり不満があるわけでありまして、私立大学でも得ればこれに参加してもらつて、そして明治大学の商学部は国語と社会だけは見させていただきまふということも今、私大関係者にお願いをいたしております。要は、予算委員会でも申し上げましたが、六十年からアラカルト方式を含めて多様な受験科目についてこういうふうな形でやりますということとは、軽々には今言えない段階でございますし、むしろ時間的なことを考えましても、六十年からその方向をやるということとは、はっきりと申し上げて今の段階では事務的に難しいだろう、こう考へておりますが、何とか今までの議論や、また国民の要請もございまして、また受ける高等学校校長会等のいろいろな具体的な指摘もございまして、鋭意国大協関係者の皆さん方今議論をいたしていただいておりますので、文部省としては、そうした国民的な要請あるいは高等学校校長会の要望等を踏まえながら、できるだけ改善工夫をしてもええまいだろうか、こういうことを今期待をいたしておるところでございます。

○伏屋委員 今大臣の御答弁にありまして、お六十年度実施不可能にしまして、やはり共通一次の多様化というんですか、アラカルト方式というものも含めて多様化を図る中で、受験生が年々欠陥者がふえていくということのないような手当ても考へていってほしい。そのことをお願いして、この問題は終わりたいと思ひます。最後に、留学生の交流についてお尋ねをしたいと思います。昨年の八月にいわゆる「二十一世紀への留学生政策に関する提言」というものが報告されておるわけでございます。それでなくても

日本というのは、諸外国に比べても留学生の受け入れが極端に少ない、そういうことがございまして、今後のやはり諸外国との相互理解、それから友好を増進する、そういう意味においても、この留学生交流というものの対しても大きなウェイトを置かなければならないのではないかと、そういうことを考へますので、この提言に対して大臣はどのようにこれをとらえられておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○森國務大臣 御指摘どおり、我が国の留学生に対する対応というのは、やはり諸外国に比べてまじりかなりおくれしておることは事実でございます。まして、先進諸国の留学生の受け入れ数から見ましても、日本は非常に少ないということでございます。最近はそのような国際社会への対応、役割といたことが諸外国からも日本に求められておりますので、文部省といたしましては、相互理解の増進、開港途上国の人材養成への協力等、留学生交流に對しての役割の重要性にかんがみまして、さらに留学生交流の充実を図ってまいりたい。今年度におきましても予算面におきまして、五十八年度八十億一千三百万でございまして、五十九年度には八十八億九千万を予算措置いたしております。パーセンテージの伸びからいりますと、一％増でございます。おくれればお姿勢を見せたいところでございます。

なお、今お話にございましたように、総理から指示がございまして「二十一世紀への留学生政策に関する提言」、これを今関係省庁と検討いたしておるところでございますが、世界に開かれた大学としての体制の整備あるいは留学生交流の充実になお一層努力をしまいたいと考えているところでございます。

私も臨時教育審議会設置に当たりまして、やはり二十一世紀を担う日本の青少年たちに対して、何といひましても国際社会の中で日本の学問はいかにあるべきなのか、そして二十一世紀を担う子供たち、青少年たちが世界のためにどのように役

割を果たしていくのか、こういうことも十分検討の視点として配慮をしてほしい、こういう考え方でこの教育改革にも臨んでおるところでございます。まして、まさに二十一世紀は国際社会の中の日本というテーマを文部省としても十分受けとめながら、なお一層国際社会に対する貢献あるいは世界の青少年の交流、学生の交換、そうしたことに重きを置く政策を推進してまいりたい、こういうふうにお尋ねするところでございます。

○伏屋委員 その「二十一世紀への留学生政策に関する提言」の中で「当面の施策」として、当面やらなければならぬ施策として十項目を挙げられておるわけでございますが、その十項目に對してどれを重点的に取り上げていかれるのか、そういう計画があたりでしたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○大崎政府委員 「提言」の中で、御指摘のよう十項目の当面の措置が指摘をされておるわけでございますが、いずれも重要だと考へておりました。私もそれ何れがしかの努力をその方向でしておるところでございます。

ただ、その中でも基本的には、大きく分けますと三つに分かれるのではないと思ひます。一つは、留学生の方々の宿舎の整備というものを整えていくということが一つでございます。それからもう一つは、大学における留学生の受け入れ態勢、教育指導の充実というものの条件の整備を圖っていく。それから三つには、日本語教育という問題が基本的に重要でございますので、その整備充実を圖っていくというあたりが特に重要ではないかろうかというふうにお尋ねしておるわけでございます。

○伏屋委員 そういう面での諸環境の整備というものも今急務でございますので、それをやりながら、当面の諸外国におかれておる留学生の受け入れを具体的に進めていっていただきたい。国費留学生というのは非常に少ないわけでございますが、当面のあたりの国を目標にしながら

それに近づくように考えておられるのですか。

○大崎政府委員 御指摘のように、現在、昨年の五月一日の調査の時点で申しますと、日本で学習をしております外国人留學生の総数が一万四百二十八人ということになっておりまして、外国政府からの派遣が八百六十三、それから私費でお招きをしておられる方が二千八百二十一という状況でございまして、そのうちが七千四百八十三という状況でございまして、

ただ、これは少のうはございますが、五十年で前半が大体総数五千台で推移をしておったわけでございますが、最近国費留學生の拡充あるいは日本に対する関心の高まりということで、ようやく一万を超えたというのが現状でございます。ただ、御指摘のように例えば最近の数をみますと、イギリス五万、西ドイツ五万と五万台でございますし、フランスは十二万近くの留學生が学んでおられるわけでございますが、当面の目標といたしましては、やはり早くイギリス、西ドイツの水準まで持ってまいりたい。

それから、「提言」の御指摘のように、二十一世紀初頭にはフランス並みの受け入れということを一応のめどとして「提言」で御指摘をされておりました、私もいたしまして、そういうところを努力目標にしたいと思っております。

○伏見委員 国費留學生が一つの私費留學生の呼び水にならなければならないけれども、日本の留學生の受け入れは全く砂漠状態であるというので、余り評判がよくない。だから、数少ない国費留學生というのは、日本に来て、それが私費留學生の呼び水になっておらないというところに交流の非常に低調化がある、こういうふうに見えるわけでございます。そういう面からいまして、やはり経済大国にふさわしい国際化の努力というものを文部省、もっと積極的に推進して、そしてそういう友好あるいは相互理解の増進に寄与していかなければならぬ、このように考えますので、一層の御努力を強く要望をいたしまして、私

の質問を終わりたいと思います。

○愛野委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分開議

○愛野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤議員。

○佐藤議員 文部大臣の所信表明に対する質問、私が最後になります。いろいろな角度から質問がなされておりますので、私は、九十分という時間ですが、文部行政全体についての文部大臣の所信、それに対する私の考え方、これを提起しながら、文部大臣の重ねての所信を問うというようにな形を進めさせていただきますというふうに思っております。

そこで、大臣の所信表明の中にも、ずっと多方面にわたっておりますが、特に「心を痛めております」というその中に「児童生徒の問題行動は依然として深刻な状態にあり、中でも中学生を中心とする校内暴力事件が後を断つていないことに心を痛めております。」というところがあります。

これは私も同じであります、ひとしく国民もこのことに心を痛め、これなども教育改革に国民が大きく期待をされている要因だろうと思うのであります。特に、非行、暴力の実態、これは昨年の二月でしたか、横浜市における中学生による浮浪者殺傷事件、また、東京都町田市における教師による生徒刺傷事件、まさに我々戦前戦後に育った者としては考えられない、荒唐と言ふよりは、私に言わしめるならば病理現象と言ふべきような問題が出てきているわけですね。これらの問題は、その原因があるのか、この辺の問題も含めてこれから質問してまいりたいと思っております。

省の指導は果たして効果を上げておられるのか、上げつつあるのか、上げる自信があるのか、この辺のところを私は端的にお伺いしたいのですが、時間もそんなに無制限じゃございませんので、私の方から若干それに関して申し上げて、そして見解を聞こうというふうにしようと思っております。

そこで、資料としてはいろいろな資料がございまして、特に警察庁調べを中心として、幾多非行、暴力問題の中で何件か取り上げてその状況を見ますと、刑法犯少年のこれを見ますと、対人口比で見ても、昭和四十七年の一〇%から五十七年、五十八年、一八・八%あるいは一九%近いのです。こういう状態で累増の一途をたどっているのです。五十七年、五十八年度は、これは人口比についてはパーセントでは同じですけども、件数については大変ふえていくということになります。さらに、問題になります教師の暴力、それからいわゆる校内暴力、これなどを見て、全体的に累増しているということは明らかでございまして、

ただ、その中で少し慰めになりますのは、昨年の七月から十二月にかけて、つまり下半期です、これは対前年同期に比べて若干落ちているというところが慰めにはなりますけれども、しかし全体の趨勢として、朝野挙げて努力をしている割には効果を上げておられるというのを言わざるを得ないわけですね。例えば校内暴力にしても、一昨年は若干減りましたが、昨年度を見ますとまたふえておられる、こういう状況がございまして、

それに対して、御承知のとおり文部省といえども、警察庁の保安部長からの通達、これは昭和五十年の二月四日に出ています。これを受けたが五十三、五十五年、五十八年、つまり初等中等教育局長のいわゆるこの問題等に関する通達指導がなされておられます。

力問題は極めて憂慮すべき実態になっておられることを言わざるを得ないので、この辺に対する実態をどうとらえているのか、それからまた、文部省の指導というのが果たして効果を上げつつあるのか、今のよう形の指導で果たして十分なのか、その辺、まず冒頭から質問したいと思うのであります。

○高石政府委員 件数の概要につきましては先生御指摘のとおりでございますが、そのほかに、この卒業式における警官の警備状況というのを最近とりました。

この調査も、文部省調査と警察庁調査と二つありますが、文部省調査でも警察庁の調査でも、五十七年度と比較いたしますと五十八年度は約半数に、学校が依頼をいたしました校内に警察官が待機した学校数は減少しております。それから、学校周辺の巡視をした件数も一〇%前後減少するというところで、先ほど読み上げられました五十八年の七月から十二月にかけての下半期のいろいろな事件の減少傾向とあわせまして、どうやら峠を越えて減少の傾向を示している、こういうふうに見えるのではなからうかというふうに思うわけでございます。しかし、これはまだ半年程度でございますから、こゝ一、二年の状況、推移を的確に見た上でないと、全体的に減少傾向をたどっているということまで断定することは困難かと思うわけでございます。

昨年の横浜における事件、町田における事件を契機といたしまして、学校はもろろんのこと、地域、社会、家庭、それが相協力いたしましてこの問題に真剣に対応していく兆しができたということで、この問題に対する対応は従前にも増してその的確な対応への努力が行われているというふうなふうに思っております。

○佐藤議員 峠を越したのかどうか、この辺は微妙なところだと思っておりますが、しかし、いずれにしても結局何とかしなければならぬ、これは国民共通であり、我々共通の課題ですね。そのことに対する文部省の指導がどうかということのこと

議論のやりとり、これも大切でしょうけれども、しかし、これは当然努力しなければなりませんし、減らしていかなければなりません。問題は、それがなぜ起こっているのか、それに対する我々の対応なり指導なり教育が適切であるのかどうか、この幹の部分に議論していかねば、若干ふえた減ったという一喜一憂の議論ではならぬと私は思うのです。この辺のところを私たちはその衝に当たる者としてきちっと押さなければ、ここそ我々が国政の場で議論しなければならぬ点ではないかというふうに私は感ずるわけがあります。

したがって、第二の問題として、この非行、暴力、登校拒否、いじめ、病理現象とも言われるこれらの教育の荒廃のよって来る原因、これはある物の本によれば、あるいはある報道によれば、複合的な要因というふうにも言われておりますけれども、確かにそれはいろいろな要因が重なっております。しかし、そのよって来る主たる要因は何であるのか、やはり私は、このところが国会の場で議論を尽くすべき重要な問題であろうかと思うのです。

そこで私は、議論をはつきりさせるために、焦点をはつきりさせるために、私なりの考えを若干述べて、まず大臣の意向を聞きたいのだけれども、高度経済成長という一つの状況の中で、確かに社会全体が大きく変わりました。都市と田舎の過密過疎の問題から、都市におけるマンモス都市化現象、そして職と住の分離、サラリーマン化、家庭における核家族、そしてその要因は家庭の放置あるいは社会の無秩序、そしてそれに対するそういう過剰的な文化現象が取り巻く環境、いろいろございます。家庭、社会、いろいろな要因がございますが、私に言わせるならば、端的に言えば、焦点はやはりこの学歴社会を背景にした過剰した受験競争だと思ふのです。

そして、それが引き起こした偏差値による小さい子供のときからの選別、それがやがて人間全体に対する学校の差別、こういうところにつながっ

ていったそういう教育のあり方論、これをやはり基本的な今日の教育荒廃の大きな要因の一つと挙げていいのではないかと。私は何が要因かというところ、どうしてもそこが基本的な要因のような気がしてならないのです。したがって、その辺に対する大臣の見解をまずお聞きしたいと思ふます。

○森岡大臣 私、佐藤さんが今お話しされたように、むしろ社会の病理現象というふうな見方で見ております。

たびたび申し上げるようですが、日本の戦後の教育は、量、質という面から見れば充実したという形は、私はそれなりに評価を受けていると思うのです。しかし、どうも教育が原因という形で社会のいろいろな、先ほど佐藤さんがおっしゃったように、我々が想像できないような状況が招来する、そういうことはやはり病理現象というふうにも考えられ、その一環として教育が原因になっておるという面も、私は否定できない現実だろうと思うのです。だからといって、今のこの教育制度がいけない——みんなが学問を学びたいという、そのすべてがみずから出てくる向学心だ、すべてをそういうふうに見えるかどうかかわかりませんが、みんなが学びたい、日本の国全体の経済の水準が高まることによつてみんなが教育を受けた、そういう教育を受けるという状況になりつつある、それに対して量的にある程度政府はそれを受け入れる備えをしていかなければならぬ、これは当然のことだと思ふのです。そういう中で、一方で病理現象が出ていますというところでございます。佐藤さんがおっしゃるような、すべてこのことが原因だというふうにはなかなか決めつけられない面もあると思ふのです。

それには幾つかの問題がたかさんあると思ふますし、時間をとっておしかりをいただくかもしれないが、やはり物質面での豊かさ、自由と責任あるいは権利と義務ということ、そういう基本的な教養が子供のころからどうもきちっとしていないのではないかと。そういう面も出てくると思ふますし、一方で大人のわがままで、いわゆるマス

メディアを中心にするテレビや出版物、これも何かあると、現実にもまた不良図書等の規制という話が出れば、これは自由と表現というふうな問題になってくる。そのことを言えばそのとおりでありますから、そのために、今までは若干手ぬるかったことは事実だけれども、現実には子供が確かに影響を受けてきたことは事実。ただし、同じように物を見る、そういう一つの不義難語を見るにしても、高校生で見る目と小学生で見る目は全然違う。テレビにしてもやはりそうでありまして、テレビを見させる親が悪いという表現もありますけれども、子供の見る目と大人の見る目の違いが私はあると思ふます。

ですから、一概にすべてが学校教育、今の受験体制だとは片づけられません。受験の過度の競争あるいは学歴社会に伴う親の子供に対する期待、こうしたことが子供が学校教育の中で——もう少し多様的に子供を受けとめていかなければならぬ、年齢あるいはいわゆる能力・適性、関心度に応じて、少し多様な子供たちに接していかなければならぬのを画一的にしたという面もある。そういういろいろな、さまざまな理由が私はあると思ふます。そういう意味では佐藤さんのおっしゃるような、学歴社会あるいは受験過熱競争というものがやはり大きな比重を占めるということ、は、先生の御指摘のとおりだろうと私も思ふます。

○佐藤(健)委員 一口に言えば非常に複合的な要因であることは共通の理解ですから、その中で、これがすべてだということにもならぬだろうと思ふ。これからそれに対してどう対応して教育をより立派なものにするかという場合に、主たる要因は何か、こういうところをえ方は、すぐれて私はアプローチの仕方として効果があると思ふのです。そういう点で今大臣も、学歴社会、受験競争とか、それに伴う云々ということをおっしゃったけれども、基本的にはまずそこが問題があるというところをえ方、それを中心にしたが対応していくという

のは非常に必要なような感じが私はするんですよ。

そこで私は、大臣あるいは皆さんと現場の状況をとらえ合ふということ、若干今のことに関連して、現場の状況を私なりにまず提起をしたいと思ふのです。

これは私たち、全部現場を見るわけにいきませんし、もちろん大臣、文部省と一緒に同じものを見るわけにはなかなかないわけですから。そこで私は、ここに「日本の条件」、これはNHK取材班が放送いたしました、それをずっと記録にしてあるものですね。これなどは、国民みんなが見ておりますし、またNHKというところでも取材したもので、それから極めて参考になるのじゃないかというので、この中から一、二取り上げさせていただきます。この中から一、二取り上げさせていただきます。

そこで、こういう詩があるんです。高校入試を間近に控えた中学生の詩で、「ぼくの見た夢」という詩です。その詩は、

大きな商店の店先に ぼくは並べられていた
ばくも、ぼくのまわりの商品もみんな値段がつけられていた

それは偏差値である お客(高等学校)は数値の高いものから買っていく。

ぼくは売れ残ってなかなか売れない
こういう詩です。これは「日本の条件」からとったものではございません。違ふ資料です。これは値段、つまり偏差値で序列がつけられて引き取られていくという、このことを非常に率直にこの詩はあらわしておるんじゃないでしょうか。それから、学校における偏差値によつてその子供の進路を決めていく。つまり、格差に合わせて偏差値の輪切り進学が行われている。

このことに対して、NHKの「日本の条件」はこのように記録を残しています。

東京郊外のA中学では、三年生の受験志望校を決める学年担任の、振り分け会議が開かれていた。
毎月繰り返してきた業者テストの偏差値と内

申書の成績を手もとに、ひとりひとりの生徒の行く先を検討する。

「彼ならばB高校に大丈夫です」

「彼女はどうしても無理ですね。一ランク落とさなければダメです」

「入れる高校がないのです。駄目とはわかってはいますが挑戦だけさせましょう。オリンピックです。参加することに意義ありです」

「この子は私立のC校一校だけにします。話は通してありますから」

いかにして全員を高校へ送りこむか、教師の気も重い。続いて行われる父母と生徒、そして教師の三者面談では、子どもたちの夢も、親たちの願いも、偏差値の冷厳な数字に踏みじられる。

がらんとした教室の片隅で、教師と母親、そして生徒、三人の真剣な話し合いが続く。

「なんとか昼間の高校へ行かせてやりたいのですが無理でしょうか」

「うーん、もう少し頑張っていればねえ。この偏差値の表を見てください。偏差値ごとに入学できる高校が一覧表になっています。いまの点数だとともに低いD高校にも入れないですね。よほど入学試験の成績がよくないとね。定時制ではいかなのかな」

母親はさすがに椅子に座り続ける。

言も口をきかずに椅子に座り続ける。

これが輪切り、振り分け会議の実態だと私は思うのです。こういう形で子供が、まさに十五の春が、この偏差値という冷厳なコンピュータによって振り分けられていくわけです。そこには、本人の意欲も努力の将来の見通しも入る余地がない。これが冷厳な現実ですよ。

これは、十五歳の春と言いましたけれども、都市の学校では、もう中学校に入るときからそういう方向でしょう。振り分けられる。そしてそれは、小さい子供のときから塾通いですよ。これが今の偽らざる学校の実態ではないのか。そこま

我々が踏み込んだときに、学校の改革、教育の改革はどうあればいいのか、この辺の問題になりはしまいかというふうには私は思うわけです。

続いて申し上げますが、非行はよく卒業期とかあるいは卒業式とか、そこに焦点が当てられやすい。ところが、NHKのデータ等を参考にさせてもらいますと、昭和五十七年度の月別の非行を見ますと、一番多いのは十月なのです。五十七年度のデータによりますと、十月は百十四件、ずっと

きまして一月は六十七件、二月は八十四件、三月は四十二件、四月は四十八件です。この十月という月が、先ほど言いました三者面談、振り分けの行われるときなのです。そうなりますと、その時期がいよいよ輪切りの時期であり、自分のテスト、普通言いう実力、これがコンピュータで明確に、嫌と言うほど知られるときなんです。そのときにまさに疎外感と自己喪失に陥るでしょう

ね。そういう意味で、まさに十五歳あるいはそれ以前に、大げさに言えば人生の方向が決められてしまう。こういう時期こそ、子供たちは疎外感と人生の将来に対してこの壁の中で悩み、それがいろいろな形であらわれてきている。しかも、教師に対する暴力が、十月ごろ一番多いということなんです。このことはやはり否めない今の状況だと思

うのです。さらに警察庁の資料によりますと、警察に補導され、書類送検された生徒のほとんどが、偏差値が最下位でございいます。その子供たちが補導されたとき、異口同音に言うのは、差別に対する不満と反抗、私には構ってくれない、お客さまだから、こう言うのです。そして、それは同時に学校と教師に対する不信ということですね。このことに今日の病理的と言われる非行、暴力、その他の問題が潜んではいまいかということですね。

先ほど私は輪切り進学のことを言いましたけれども、まさに輪切りによる普、商、工の進学、つまり偏差値による輪切りです。ある女子高生が、「あなたはうれい日はどういう日ですか。」「朝、雨が降ったときです。」「なぜですか。」「

レインコートを着ていく。レインコートを着れば、自分の学校の制服も校章も見えなくていい。」「こういうことですね。これは、まさにそういう輪切りの結果が生んだ落ちこぼれ学校に対する子供たちの悲哀だと私は思うのです。これは偽らざる実態だろうと私は思う。

そういう意味で、学校に受験指導があっても進路指導がないじゃないか。つまり、どの学校に入れるか、そのことの品定め受験指導はあっても、これはコンピュータが明確に偏差値を出してくれまして。しかし、あなたはどの学校に行きたいか、つまり、その子供の個性と希望を生かす、人間の触れ合いの指導が今の学校にあるだろうか。教育改革と言うならば、このことを我々は、それぞれが十分心しなければならぬのではないだろうかというふうに思います。

そこで、私は、この問題の最後に、これは「日本の条件」の中にありますけれども、その中にOECDの本部の社会労働教育局のガス局長の弁というのがあります。それには次のようにあります。

「少年の非行、校内暴力といった問題は日本だけでなく先進国共通のテーマです。日本の事情はよく知りませんが、非行や暴力は差別が大きな原因だと思えます。差別があると、その結果として必ず暴力問題が起きます。黒人問題にしても、婦人問題にしても、差別を感じた人にとって暴力は一つの答えかたなのです。差別された人は必ず抵抗します。」以下云々とあります。

私は、これは非常についている表現じゃないのか。つまり、学校が偏差値、コンピュータ、学力、これによって心ならずも、我々が知らない間に子供たちが差別をされ、心を痛めつけられているのじゃないか。これが表面に出てきたときに、反抗したときに校内暴力であり、教師への暴力であり、内にこもったときには登校拒否であり、ゆがめられたときにはいじめだと思ふのです。そういうところを考えたときに、はて、我々の教育改革の原点は何かということになるのではない

かと私は思います。まず、その辺についての大臣の所感があるならばひとつお聞かせいただきたいと思います。

○森田大臣 これまでの佐藤さんのお話、私もある意味では大変興味深く、また大変的確に御調べをいただき、そしてさまざまな角度から御指摘をいただきまして、私どもにとりまして、それなりに大変参考になる御意見であるというふうに、まず申し上げておきます。

しかし、もう一つは、やはり日本の経済繁栄の歴史の経過といえますが、そういうこともこの問題とは切り離せない問題であるというふうに私は思うのです。確かに、敗戦の中から、日本の今日の制度、とにかく努力してみんなが学問をして、学問を身につけることによって自分たちの未来が切り開かれていく、こういうことが日本の発展の大きな原動力、ある意味では日本の底力になってきた、私はこういうふうに思うわけです。

しかし、一方で、こうして多くの皆さんが高等学校あるいはまた高等教育というふうに進むようになれば、当然、人さまざまな能力・適性が出てくる。しかし、教育を行政の中で指導していく文部省の立場から見れば、やはり学校は勉強するところであって、教育を進めていく、その姿勢は文部省としては崩すわけには当然いかないわけでありまして、余り勉強しなくていいよということ

は文部省としては言えない、これは今日の文部省の基本的なスタンスであらう、こう思うわけでありまして。

しかし、現実の問題としては、量的にこれだけ拡大すれば、確かにおっしゃったように学校差というものも出てくる、あるいは同じクラスの中に格差が出てくる。それを今差別というふうにおっしゃいましたけれども、これはある意味では、努力する人、しない人、能力が備わっている人、備わっていない人、それぞれ個性、適性というものはあるわけでございますから、その区別はやはりしなければならぬ。そこで、差別と区別の用い方が、とらえどころによっては非常に微妙なところだと

思います、こうしたところが、今日の役所の行政の立場からいえばまたなかなか区別がしにくい、判別がしにくいということもあつたと思います。

そういう意味で、これからの人間の評価は結局何でしていくのかということ、その評価の仕方といましようか、評価のポイント、こういうところはもう少し多様にしていかねばならぬ。勉強だけで評価するからどうしてもそういう差別というふうな形になってくるのだから、私はこう思います。勉強がなくてもこの子はこういう面で大変な力を持って、こういう面で勉強のできる子と同じような評価を世の中ですてくれるのだということがある、それぞれ、おのずと自分の好きな道を選ぶことができるわけでありますが、そのことを学校の中でどのように取り入れていくか、これがやはりこれからの一番大事な問題点じゃないか。そうすれば、勉強のできる子がA高校で、その次の子がB高校で、若干できない子はC高校でということ、雨の降る日が制服が濡されて一番うれいというようににはならないはずであります。問題は、人間の評価の仕方というものを、こういう時代に入ってきた日本の国にとって、新しい教育の成果の誇り方といましようか、そういうことを改めて考えていく。そういう意味で、今度の臨時教育審議会も、そういうようなことをもう少し長期的にとらえた日本の新しい教育の物の見方というものも御議論をして、国民の前に提示をしてもらいたいな、私は今、こういう気持ちを持っておるところでございます。

今まで佐藤さんから御指摘をいただきました点は、それとおりでございますが、だからといって、それじゃ文部省がそういう方向をとり続けてきたことに誤りがあるかという、必ずしもそう言い切れるものでもない。やはり日本の発展、日本の歴史の経過の中で、その都度文部省は適宜に対応してきたことだけは、これは別の意味からは評価するという面もあるわけでございますから、そういう点で私は、佐藤先生のお話をそうい

うことと体しながら受けとめさせていただきます。

○佐藤(讀)委員 大臣の話も、それとなく私もわかります。世の中、差があるというのは常ですから、これは否定するものではありません。今大臣は、差別か区別かということをおっしゃいましたけれども、区別というのは評価の伴わない物理的な感覚ですね。差別というのは価値観が伴う、そこが私は基本的に違うと思いますから、私が議論しているのは、価値観が伴っている区別なのです。つまり、差別の問題なのです。そういう点からいって、先ほど人間の評価のことを大臣言われましたけれども、それは非常に一面的に偏っているのじゃないか、このことは私も同感なんです。もっと多様な側面を丸く評価していくことが大切ではないか、その点で私は同感なんです。

そういう点からいって、先ほどのことをちよつと統けて申し上げますと、率直に言えば、私は今の学校というのは、例外はありますが、しかし押しなべて言えることは、今の学校というのは有名校、一流大学、それを目指す予備校化しつつあるのではないか。教育は、結局は予備校化、受験のための教育であり、それはテストで得点を上げ、偏差値を高めるというこのことにドリルされて、集中的にそこに焦点が当てられているということを言わざるを得ないと思うのです。つまり、偏差値による評価というのは、今大臣も言われましたけれども、率直に言って、全面発達としての人間が浮かんできていないわけです。人間の一面だけが断面的に出てくるわけです。したがって、それは数量化されるわけです。偏差値が出てきて序列化されるわけです。それが人間全体の評価になっていく。これは人間の評価というものが非常に一面的である。もっと全般に丸みを持ったものにしなければいけない。丸みを持った教育でなければ本来の教育ではないのではないか。つまり、教育基本法で言う「人格の完成」というのは、とりもなおさず全面発達の思想ですね。そして、その全面発達という全人格的な普遍のものと、それから、

その子供でなければならぬ個性を伸ばす、普遍と特殊の問題が教育では非常に重要だと私は思いますが、その中で特に、今言われましたところの偏差値によって人間そのものが全体的に選抜されて、偏差値が悪ければすべて悪いというところ、今日の大きな問題があるのではないかと。

だから、そういう点からいって、人間というのは本来縦の序列になじむものではなくて、やはり横並びだと思ふのです。つまり、この人でなければならぬという個性があつて、そして横で比較されていくものだ。それが言うなれば、私に言わせれば知育偏重の能力とでもいまいしょうか、そういう能力によって、しかも数値化されたもので人間を縦の序列に置くということ自体が物の始まりの間違ひではないのか、特に教育の場ではそれは考えなければならぬことではないのかと私は思ふのです。

そこで、私は一、二、先ほどの「日本の条件」をまた引用させていただきますが、その中で、今のことはすぐれて入学試験なり大学入試、このことに関係があつて当然出てくるわけです。つまり、評価の仕方ですから。

その中で、御存じのとおりケネディ大統領はアメリカの有名なハーバード大学に入りましたね。いわゆる日本流で言えば、彼の高校時代の成績ではとても入れる状態ではなかったというのです。ところが、彼は入ったわけですね。日本で言うパーテスト、偏差値以外の評価の全体評価で入ったということは明らかです。そのことがちよつと書いてあります。ハーバード大学の入試事務部長のジュエツトさんの言なんです。それは、次のようにこの本の中で言っている。

どの学生にも個性があり、それぞれ異なった早さと、異なった方法で成長するのです。そして、その方法も当然、異なっているのです。そうした彼らの多様化をたつた一つの尺度、たとえばパーテストで客観的に測ろうとするのは無理なことです。

もちろん、最高の物理学専攻の学生を選べと

いうのなら一つの客観的なテストですむでしょう。しかし、それでは、その学生が将来地域社会のリーダーに向いているのかそれとも実業家か芸術家に適しているのかといった人間的な側面を測ることはできません。

さまざまな方向に伸びる潜在力を持った学生たちをたつた一つの試験で、振り分けるというのは絶対に不可能なのです。

もちろん、私たちの方法は時間もかかりませんが、確かに主観も入りがちです。しかしハーバード大学では、この方法で長い間、各界に指導者を送り出してきたのです。ノーベル賞をもらった人だけでなく、実業家や作家や教師やその他いろいろと。

以下云々、こうありますね。

私は、ここに表現されるハーバード大学、この入試のあり方は、選抜のあり方としては参考になると思うのです。その中でずっと見ますと、日本と言う学力の到達度もあります。しかし、課外活動、人格、人間性、この全体評価で入れているのです。これを見ますと、日本で言う一流の秀才と言われる女性が落ちているのです。しかし、成績が真ん中ぐらいのケネディは入っている。この辺は、これから考えていくときに非常に手間暇がかかりますけれども、教育というものは手間暇がかかるのですから、やはりじっくり考えてみる必要があるものではないのかというふうに思います。

なお、諸外国の関係については皆さんよく御存じなわけですが、これによりますと、例えば西ドイツの例を見れば、そこには中学校を卒業してゼレン試験という徒弟修了試験を受け、マイスターという次の親方試験を受ける。このマイスターの資格を得た人は、言うなれば大学院出のドクター、博士と並んで社会の尊敬を受ける。何らそこに大学院に行った人に劣等感を持つこともないし、社会的に同じように評価されているという、このことですね。

それから、スウェーデンの場合には開かれた大学、どこから大学に入るか自由なわけです。スウ

エーデンではもととも日本のような入学試験はない。主婦も、主婦業を四年すればそれで入学資格ありと認められる。これは極論かもしれない。つまり、日本の場合には入り口の条件が非常にきつちりしている。しかし、入り口を広げても出口のところで締めるという方法だって考えられると思う。

その中には、御承知のとおり、ILO条約百四十号条約ですか、これは大臣も知っていると思いますが、教育有給休暇に関する条約というものがあります。たしか日本は結んでいないと思うのです。批准してないと思うのです。これはつまり、生涯教育の観点でいっても、だれでも大学に入る、そのために有給休暇で教育を受けることを認めていくという条約です。これは、それぞれの国の国柄がありますけれども、やはり日本の場合にはもう少し大学の入り口、出口、その辺のところを開放的にするべきではないだろうかというふうに感ずるわけなんです、この辺についての大臣の所感をいただきたい。

○森岡大臣 大学の入り口を自由にするというのは、私も大賛成なんです。しかし、今日までの日本の高等教育機関と高等学校とのちよと連結部分というものは、そう簡単には大きく変革はできないわけでありまして、みんながだれでも行けるようにするぞということになれば、今の段階ではやはり特定の大学に集中してしまう。量的にそれを受け入れられるのかということになってくる。みんなが日本じゅうの国公私立の大学に上手に振り分けてくれれば、確かにある程度の数を受け入れていいわけでありまして。

私は、党におきかるところから、早稲田の総長にも慶応の塾長さんにもいつも言うのです。入りたい人は入れてあげなさい、そして一年でも二年でも、所定の単位をある程度取らなかつたらだんだん落としていきなさい、入って、いかに難しいものなのか。どうも大学に入るまでは、一生懸命に勉強して家庭教師や塾に通わなければ入れない、入ったらそれきり楽になつちやうというのじゃなくて、

まず入れてあげて、大学の中で、いかに高等教育の学問を身につけるということが大変なことかというのを本人に体験をさせて、じゃあ、僕はこれでもうやめて社会に出るわというように、本人が納得して出ていくことになれば一番いいのじゃないかな。だから、まず入れてあげなさいよ、こう申し上げると、大学の先生方は、それだけ受け入れて、みんな来たいという者を入れたらキャンパスが足りませんという話になる。みんなをどうやって振り分けるのです。その振り分けるときにまた学校の序列みたいなものがある。私は、逆にやらせたいという希望が一心にありますから、それなら大学の受験日を国立大学の日もみんな一緒にしたらどうですか。あつちもこつちも受け入れられるから倍率が高くなるのだから、ある程度一定にどこかでばつとしてしまつて、もちろんもう一遍できるチャンスくらいは、二回くらいの方法は考へるにしても、みんな同じようにして。そうすれば、おのずから自分でこの大学にぜひ行きたい、あるいはおのずから適性を振り分けたい——現に共通一次ができた一つの評価といえますか、よかつた面は、物すごい倍率は確かに少なくなつた。今でも高いところをせいで三倍くらいでしようか、大体そんなものだと思います。

そういう意味からいえば、私はある程度受け入れてもいいんじゃないかという感じがいたしますが、佐藤さんのおっしゃるとおり、私はそういうふうにはやりたくないけれども、現実の問題としては、高等教育機関がそこまでの構えをしてくれるかどうかということになりますと、午前中も申し上げたわけですが、入れる入れないは大学の固有の権限でございますから、それを文部省の命令でやるのかどうか、これはまた非常に議論の余地があるだろう、こう思います。

私も党で、法律で入試を縛つてしまつたらどうだろうかという意見も当時出たこともありました。もう大学が、今先生のおっしゃつたようなそういう対応の仕方をなかなかやつてくれないうだろう、だとすれば、国会で法律で縛つて無理

やりやらずという方法はないだろうかなんという議論も、当時我が党の中で闘つたこともございます。したがって、今の段階としては、そういうことの改善をお願いするということがございませぬけれども、しかし、できるならば第三者的な機関の中で、高等教育全体の入り口から出口の、今先生のおっしゃつたようなことも含めて、高等教育機関のあり方をもう一遍思い切つて考え直していただく、そういう面で、新しい審議機関で御検討いただくことが大変重要な段階に来ておるのではないかと、私は、私はこの国会も予算委員会を通じて申し上げてきました。

また、もう少し人間的な面で評価して入学を決めるということになれば、もうちょっと手間暇かけたかどうかという意見もあるわけですが、現実の問題としては、一定の期間にどうしても選別をしなければならぬという面もあるでしょうから、場合によつてはもう少し入試の間を、例へば、一時間問題にもなりましたけれども、入学金の問題も考へて、もう少し手間暇かけて、卒業してから十分に考へてあげるような、そういうゆとりのある制度というものを生み出すことはできないだろうか、こういうようなことも私は新しい審議機関の方で思い切つて御検討いただけないだろうか、こういう希望も持っているとございます。

○佐藤(壇)委員 各論の細部までいきますと時間も時間がやり切れませんし、これは現状認識と考へ方ということで、きょう私は、問題提起をしなから大臣の意見も聞くことにしているわけでありまして、時間の制約もありますから、ちよつと質問の角度を変えていきます。

先ほど申しました学歴社会あるいは受験競争、偏差値という問題を端的に申しますと、今日の学歴社会を引き起こして受験競争に拍車をかけていた、その原因、責任はいろいろあると思ひますけれども、今までの教育行政にだつて責任の一端があると言わざるを得ない、責任は免れないと私は

は思うのです。以下、私の考え方を述べていきたいと思います。

第一点は、経済成長とともに進学率は高まりました。これは事実ですから、経済的余裕ができたという側面もあります。しかし、経済成長とともに、例へば高校はもろろのこと、大学を出なければとても社会的に通用しないという、つまり、経済成長政策がそういうようにこの進学率を高めていったという側面もあったと思うのです。そこで、その経済成長政策というのとこの教育の問題は非常にかわりがあると私は見ているわけです。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

率直に申し上げますと、高度経済成長政策、つまり、あれは昭和三十五年ですか、池田内閣時代の所得倍増計画、これに始まる経済成長政策、これとともに財界からの教育に対する要望という形で、たくさん意見なり提言なりが出てまいりました。これは当然教育の中にも生かされていったという経過は、大臣も御承知だと思ひます。このことは、学歴社会、受験競争の激化ということに無縁ではなかつたというふうには私は思ひます。そこで私は、時間も制約されておりますから、私の方の考え方をちよつと述べますので、大臣はひとつお聞き取りいただきたいというふうに思ひます。

これは、今申し上げたように高度経済成長政策、一九六〇年十二月、国民所得倍増計画が閣議で決定されております。これなんです。細かいことは抜き置きますけれども、教育の問題に触れていると私は思ひます。例へばこの中に、ちよつと一行だけ引用しますと、「経済政策の一環として、人的能力の向上を図る必要がある。人的能力の向上は、国民全体の教育水準を高め、」云々ということ、経済政策と教育と人的能力という関係をとらえて押さえております。ですから、ずっと長くなりますから、私なりに教育とかかわりやうと、第一は、教育は経済政策の一分野として、あるいは一分野を担うもの

として位置づけられたというのが特色だと思ふのです。次に、教育の任務は、経済成長のための人的能力の向上を図ることだというふうな位置づけられた、第二の特色だと思ふ。

つまり、教育は人間の先ほど問題になりました全面発達よりも、経済成長のため人間の側面である能力、端的に知育偏重の能力と私はあえて言いますけれども、こういうものが非常に強調されたということが、その所得倍増政策に始まる経済界から教育界に求められていった一つの特徴的な点ではないかというふうには思ふ。

一九六〇年十月、長期教育計画ということに關連して経済審議会から答申が出ております。

さらに、二年後の一九六二年十一月、「日本の成長と教育」というのが文部省から出ております。これは重要な点と私、思ふます。この中には、今のことが文部省の立場である——この本です。これは「日本の成長と教育」文部省版。三十七年の十一月です。つまり、教育白書です。この中にいろいろなことが書いてあります。しかし、貫いてる思想は、やはり教育投資論なんです。これは御存じだと思ふ。

その中にはいろいろありますけれども、その「まえがき」をちょっとごらんになっていただきたいと思ふます。それは、「報告書では、このような考え方に基づいて、教育を投資の面から、ことばをかえていえば、教育の展開を経済の発達との関連」以下云々というふうに明確に書いてあります。それから、「教育が経済の成長に貢献することとは、この報告書の着眼点であるが、」以下云々ということですよ……

簡単に言うと、投資することによってどれだけの人材開発ができて、その人材開発の結果どのような経済効果がもたらされるか、こういう考え方だと思ふのです。ですから、文部省の教育白書に盛られてるのは教育投資論。つまり、これは経済成長に役立つ人材開発なんです。先ほどの話の関連で言えば、人間を中心に据えた個性の尊重とか全面発達とか、そういうものはまずはお

きまして、経済成長に役立つ側面としての人材開発、これを教育投資論という立場から文部省も出しているわけですよ。これは経済界の教育に対する要請とびた一致しているわけですよ。

さらに、これを受けて集大成化した形になってるものが、有名な一九六三年一月、経済審議会が出した「経済発展における人的能力開発の課題と対策」、つまり、マンパワーポリシーですね。このマンパワーポリシーの中に今のことが明確にあるんですよ。これは時間もありませんから、全部引用するわけにいきません。この中で私なりに整理すると、そのねらいは何か。能力主義による人材開発、これだと思ふ。その中に明確にありま

すように、ハイタレント、つまり経済発展をリードするエリート、これをまず選り出さなければならぬ。これは人口の三割と明確にありま。次に中堅技術者、これは実業高校でしよう。ロータレント、技能者、職業訓練。明確に人間の人的能力、これについて位置づけられております。ランク三つ。それに見合う制度として能力・適性、進路による多様化をうたっております。それは具体的に、先ほど大臣も言いました大学の格差を生み出すことになる。高専の発足でしよう。高校のコース制でしよう。そういうランクによって大学がず

っと、あるいは高校が配置されてきている。そして、これに伴う学校の教育指導の観点は何か。能力の観察と進路指導の強化ということをつくられております。それは何かというと、学校の任務は、生徒の能力を観察し、選別して進路させることだ。つまり、簡単に言うと、能力によってハイタレントからロータレントに至る基準を決めますね。それに合った形で大学は格差をつける。高専、工業高校ですね。それに進めていくための学校の任務は何か。その子供の能力、これを観察し、早期に発見し、えり分けてそれぞれに送り込むことなんですよ。つまり、一口に言えば、ハイタレントを全国規模で早く見つけて、その子供をエリートコースに乗せて、早く人材開発の立場で養成をして、経済発展のために役立たせる、これで

す。これがマンパワーポリシーの考え方だと思ふんです。これは先ほどから議論になっている学校の格差、つまり、いい大学に入ればいい就職ができる。有名大学、一流大学に入りたいという受験競争の過熱、これに無縁ではないと私は思ふし、学校がそのための選別、そしてそのためのえり分けのこのことに関係なくはないと私は言えると思ふんです。

さらに、それが一九六六年十月「後期中等教育の拡充整備」、これは中央教育審議会から出てくるんですよ。これはいろいろ中身はありますが、生徒の能力・適性による選別強化、このこととコース制の多様化、つまり、今のマンパワーポリシーという経済審議会の考え方、中教審という形で中等教育の形に具体化される。

さらに一九六八年十一月に、いろいろありますが、ちょうどこれは大学紛争のころだったと思ふますが、「大学の基本問題」の提言。これは経済同友会から出てずっと中教審までいきますけれども、これは簡単に言えば、ハイタレントを頂点とする大学の再編成、これをマンパワーポリシーに見合うものとして配置されてきている。

それをずっと受けて、一九七一年六月、第三の教育改革と言われるいわゆる四六中教審答申が出てくるわけですよ。これはまだこれから問題になってくる。これがよく言われるこれからの教育改革、つまり、臨時教育審議会に答申する下敷きかと言われる。一九七一年、第三の教育改革と言われる四六中教審答申にこういうふうにつながっていくんだと思ふ。

これはいろいろ見方があるでしょうが、今のような流れに沿ってその中身を見るならば、経済成長政策以来の経済界の要望を受けてきた能力主義に基づくまともではないかなというふうには思ふ。これはいろいろ議論のあるところですから、これから議論されて結構だと思ふんです。当然これから教育改革で議論されると思ふます。さらに、今申し上げたようなマンパワーポリシーに代表されるハイタレント養成のための全学校体系の

再編成ということにつながっていくのではないかな。これはいろいろ議論のあるところですよ。ただし、流れから言えば、そういうような位置づけにずっとなってくるんじゃないか。ですから、この辺のところは、資料は客観的なものであります。見方は私の主観的なものが入っておりますから……

ただ、いずれにしても、先ほどから大臣ともやりとりをいたしました。今日の言うなれば学歴社会といましようか、そしてそのためのそれを背景にした苛烈なる受験競争、そしてそれに進むためのえり分けの具にされてきている偏重教育、そして言うなれば落ちこぼれとでもいまいましようか、例えばそういう全体のものが今のことに関連がないとは私は言えないような気がするんです。そういう一つの客観的状況の中に、やはり父兄から見れば、エリートにしたい大学に入れていけば将来が約束されるとすれば、親の気持ちから言

えば、これは小さいときから一生懸命ドリルをして育てて、いい大学に入りたい、そしてエリートとして選ばれていきたい。そのために殺到するのは私は当たり前だと思ふし、私はそれを親がいけないとは言えないと思ふんです。また、そのことのために先生方が一生懸命にやらされているし、やらざるを得ないし、やっている。このことも私は罪ないような気がするんですよ。

ですから、私は、これがすべてとは言わないけれども、この高度経済成長政策とともにどんどん出されてきた経済界からのマンパワーポリシー、これをやはり受け継ぎながら教育行政の中に乗せてきたという、このことによって引き起こされた、今申し上げたいいろいろなひずみ、ゆがみの問題は、やはり文部行政の中に責任がないとは言えないんじゃないかというふうには思ふんです。これがすべてとは言いませんよ、いろいろな要因がありますが、大臣はどうですか。

○藤岡務大臣 佐藤さんの、日本の戦後の歴史の経過を踏まえつつ、佐藤さんの視点にとらえた一

つの御指摘であろう。それはそれなりに、私は大変興味深く伺いすることができました。

しかし、これは私が申し上げるよりは、それに対応してまいりました役所の政府委員から申し上げた方がいいのかもしれないが、私は、今お話を承りながら思いましたことは、やはり佐藤さんが今おっしゃる御指摘は御指摘として私は一つの見方だろうと思えますから、それはそれなりに私は賛成をするところもあります。しかし、今こういう日本の国の教育だけではなくて、今日の経済状況あるいは国際社会の中における日本の評価、こういう立場に今立って見て、若干ゆとりあるそういう立場から過去を振り返りながら反省をしてみれば、そういう一つの見方はできるのかもしれない。

しかし、高度経済成長、すべて悪いということではない。先生もそうおっしゃいました。高度経済成長というものをみんながつくり上げてきた。そのことによってみんなが、みんな集めてきた、総力を挙げてつくり出したパイをいろいろな形で平準化して分け合っている。日本の国は、やはり平準化した社会になったことだけはまたこれは事実だと思ふです。そして、先ほどからおっしゃいましたが、ハイレベルの層だ、あるいは中間の層だ。ハイトレントとおっしゃいました。いろいろなおこととおっしゃいましたが、それは日本ほど自由にこのところに参加できる機会がある国はないんです。努力して一生懸命に頑張れば、だれだってそのところの層に到達し得ることができるといふのが、世界にない日本の教育制度のよさだったと私は思ふんです。

今日、世界を見ていまして、先ほどハーバード大学の話をしましたけれども、アメリカもやはりイギリススタイル、ヨーロッパスタイルの影響を、すべてでありませんが受けております。イギリスなんかは、やはり今もって人間の間に層といえますか、格式みたいな層があるわけです。アメリカだってそれを受けている。しかし、日本はそんなことはない。努力すればみんながやれるんだ

という、そういう機会をつくってきた。

ですから、高度経済成長が日本の教育行政として誤ってきたのではないかとということについて、私は残念ながらそれは認めることはできない。しかし、そういう高度経済成長をみんなが願ったからこそ福祉社会の実現に努力もできたり、また、経済界が努力をすることによって、労働者階級に對してもいわゆる負担、分担の公平ということもでき上がったわけですよ。今こういう立場の中から見ると、その教育のところにだけ視点を当てれば、佐藤先生のお話も私はこれは全く反対する、受け入れられないというものでございせんけれども、やはり今こういう事態になったから、一つの反省材料として、お話として大変含蓄のあるお話だといふふうに私は考えます。しかし、日本の教育は、やはり我が国の将来を担うにふさわしい青少年を育成するために、常に幅広い国民各界各層の意見、要請にこたえながら、長期的展望のもとで教育制度を行政の中で責任を持ってやってきたわけでございますから、単に財界のためにやってきたという、そういう即断的な感想をそのまますべて受け入れるというわけには、残念であります。が、いかないわけでございます。

ただし、そういう一面はなきにしもあらずでございますから、別の角度から改めて日本の教育全体を少し考えてみよう。確かにおっしゃるとおり、勉強能力というだけで人間の評価をしてきたかもわからぬ。しかし、今日の日本の力は、そういう指導者層もあつたけれども、多くの労働者そして日本の国民全体がエネルギーを燃やして、そしてだれもが努力してなれるということが日本の底力、原動力であつたことは間違いないわけでございますが、そのことがだんだん当たり前のようにな、固定化した今日の教育が反省されなければならぬわけでありまして、これからもう一度教育全体を見直して、さっきも申し上げたように、人間の評価といふものはいろいろな角度であるんだということを、落ちついた、平準化した今日の日本であるからこそ、今こそみんなで議論し

合うことが大事ではないか。そういう意味で、あえてこの機会に、国民の皆さんの多くの御意見を承りつつ新しい教育制度をぜひ見直してみたいというところを、国民の皆さんに御提言を、総理以下私も責任を持って申し上げておるそのゆえんがここにあるわけでございます。先生のお話にも大変よくわかる点もございまして、あえて文部省の今日までやってまいりました、責任ある教育行政の名譽にかけて、幅広い国民のすべての要請にこたえて私ども文部省は努力してきた、このこともぜひ先生に御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○佐藤(誼)委員 物には偏りがあるといふいろいろなひずみが出てくるのであつて、いろいろな広い考え方を持って国民に直接責任を負う教育を考えたときに、これは行き過ぎじゃないか。やはりこれは正さなければならぬと私は思うのです。ですから、教育がすべて財界の意のままだということを言うのではなくて、高度経済成長とともに教育の分野に経済界の要望というものが強く入り過ぎてきたのではないかと、この側面を私は言っているわけでありまして、同時に、教育が経済発展に役立って悪いなどと言っているわけではない。その協調の仕方、かわり方を私は言っているわけであり

ます。まあ、ついでございますから、今のようなことを自分なりにまとめてみるならば、先ほど申し上げた一つのマンパワーポリシーから来るハイトレント養成という考え方は明確にあるのですから、これはやはり大学の格差の助長や受験競争を激化させたことに関連があるのではないかと。二番目は、経済成長のための能力開発という発想は、やはり知育偏重の能力開発を重視して、全面発達というものをネグlectしていくことに関連があつたのではないかと。第三は、能力による早期選別、適正な進路指導といふことを言っていますから、やはりこれは公教育の予備校化と偏差値による輪切り進学ということに関連があつたのではないかと。そういうことを押しなべてみると、今までの教

育行政がやはり経済界の要求あるいは要望とかかわり方の中で、学歴社会と受験競争の結果、偏差値による輪切り進学、ひいては学校に選別と差別を持ち込むことで、今日の非行や暴力の発生に何らかのかわり加担をしてきたのではないかと。それぞれの分野がだれの責任だということをお願い合ふことではないのですから、文部省もこのところは謙虚に振り返つてみる必要があるのではないかと。そういう一つの反省の上に立ちながら国民の英知を結集するといふことが、今こそ教育改革で非常に重要な国民的な課題ではないかと私は思ふわけです。

そういう意味で、言葉を端的にして言うならば人間不在の教育とでも言いましょうか、そういうことがありはしなかったか。むしろ我々が、これから教育改革と言ふならば、一面の断面だけを切り出すのではなくて、人間を中心に据えた教育、回りの道のできるゆとりのある教育、そういう教育といふものを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

皆さん御承知だからきょうは持つてきませんけれども、宮城教育大学の学長だった林竹二という先生がおります。教育学者です。この先生が全国でずっと授業をやりました。私もその映画を見ました。あの先生の授業は、落ちこぼれている子供でも生き生きとした目で授業を受けるわけです。なぜああいう場面が出てくるのだろうか。今日のマシンと言われる受験体制の中では、ああいう授業はできないのです。このことを考えたときに、人間の復権ということが問われているのが今の教育改革ではないか。それがつまり、教育基本法でいう「人格の完成」に始まるという、あのことに帰ることではないか。そういう意味では「教育基本法の精神にのっとり」というのは賛成なんです、その中身が今問われている。このことを私はあえて強調したいと思ひます。そこで、また次にちよつと返りますけれども、いわゆる落ちこぼれの子供、これは今大きな問題になっていきます。どの家庭でも悩みの種だと思ひ

ますが、これは先ほど言ったようにたくさん原因がございます。しかし、私は、文部省の指導要領を見ると、指導要領の改訂によって、つまり言うなれば、教育内容の高度化にも落ちこぼれの原因があるのではないかと思ふわけですね。

そこで、具体的にこのことについて——これ、ちよつと渡していただきます。それをひとつごらんになつてもらいたいのですが、昭和四十三年、一九六八年に指導要領が改訂されました。その改訂されたのが今お手元に渡したこれです。「むずかしい算数」、次に「小学校四年の算数教科書」、下に「小学校で覚える漢字数」こうありますね。この改訂のときに、「むずかしい算数」とあります。うに、九九年では小学校三年のところが二年になり、集合という概念は高等学校一年のところが小学校四年になり、確率が高一から小学校六年まで下がつてきておる。つまり高度化です。それから「小学校四年の算数教科書」も同じです。四十三年の改訂とともにこういうふうな内容が非常に高度化され、濃くなつてきている。下にありますのが「小学校で覚える漢字数」であります。「昭和四十六年三月まで」ということは、指導要領が改訂されたのは昭和四十三年ですから、それまでという事です。教科書は指導要領のある一定の後に出てくるわけですから、それから「現在」というのが指導要領の改訂後ということですね。右にある「増減」を見ますと、指導要領の改訂によって小学校で覚える漢字数は八百八十一から九百九十六、つまり百十五プラスになった。ですから、あとは見ればおわかりのとおりで、大要子供の学習する内容が多くなり、高度化してきたということがこの表で明らかです。

この背景を尋ねてみると、ちよつと昭和四十三年以前は、一九五九年というのがソ連のスプートニクの上がつた年です。一九六一年には日経連が「技術教育の面的振興策の確立推進に関する要望」ということで、中身は、端的に言えば教育内容の高度化です。そして、高いものをどんどん子供に教えてすぐれた子供を引っ張り出せ、簡単に

言つと、そういう背景があつたと思うのです。そういう意味では全体のレベルアップ、そして授業のスピード、よく言われる新幹線教育というのはここから始まつてきた。こういうことで、子供はともつていけない状況が出てきたわけだ。

ところが、こういうことがありまして、これは大要だ、過重と詰め込み、その結果の揺り戻しとして一九七七年、昭和五十二年、今の指導要領が改訂されたと思ひます。そのときには授業の数だけを減らしていつて、あとのをゆとりに使つてくたさいとやつてしまつた。ところが、例えば国語で言いますと、小学校の六年間で七十一時間減つた、あとの残りはゆとりに回しなさいという趣旨だつたと思ふのです。英語の時間は中一、中二、中三、それぞれ四時間であつた。ところが、中一と中二は一時間ずつ減らされて三時間になつた。中三は四時間ですね。算数も六年間で三十六時間減つた。とにかく、ゆとりに使ひなさいということ、で授業時数そのものを減らしたのです。ところが、教える内容は何も変わつていない。ですから、先ほど言ひました昭和四十三年、一九六八年のときの改訂で高度化されて、大要だ、大要だ、そこで授業の時数は減らしたけれども内容は減らしてないわけですから、むしろ大要な負担になつてしまつたわけですね。

そこで、大臣も聞いておられるかもしれないけれども、よく出てくるのが、中学校の一、二年で四時間ずつのものが三時間ずつになつた、一時間減つたことで、とてもじゃないがこれで英語なんかこなし切れるものではない、こういう問題が出てきた。ただでさへいろいろ難しい今の状況の中で、とてもつていけない子供がたくさん出てきた。これが落ちこぼれですね。こういう現象を引き起こしてきたのではないかと私は思ひます。私もこの前調査しますと、学校の授業についていけないという子供が圧倒的に多いのです。これは教員組合関係の調査なんかにそれが出てきておりますね。

その辺を考えたときに、私は、ねらっている意

味はわかるのだけれども、職場の実態から言うると、むしろ新幹線教育あるいは濃密教育を強制するような結果に終わつて、子供はいたずらにあえぎながら、加えて受験競争ですから、そして落ちこぼれを引き起こしていくところの面からも重要な要因をつくつていっているのではないかと思ふので、その辺についての考え方を聞きたいと思ふのです。

○高石政府委員　まず、漢字のところから申し上げますと、五十二年の改訂で九百九十六字にしたことは事実でございます。戦前の比較で言いますと、戦前の小学校で大体どれくらい漢字を教へていたかというのを調べてみますと、千三百から千五百字教へておりました。したがつて、戦前これだけの漢字を小学校で教へていたではないかというの、戦後の国語教育でいろいろな角度から論議されてきたわけですね。そういうことで、戦後八百八十一字で流れてきた内容を、日常使われている漢字をもう少し小学校段階で教へる必要があるという事で、教育課程審議会の専門家の意見を聞いて漢字をふやしたということは事実でございます。しかし、これは長い戦後の反省の上に立つての取り扱ひでございます。

それから、算数のことについて触れられておりますが、たしか三十三年から四十三年にかけての教育課程は、日本の教育の水準を上げていくという事で、かなり系統的な学習という点で教育課程が考えられ、構成されたことは事実でございます。そこで、その反省の上に立ちまして、五十二年の学習指導要領の改訂に当たりましては、形だけではなくして、内容もかなり精選をしておりまして、ここで一々申し上げませんが、算数の中身にいたしまして、二分の一とか三分の一という分数を二年生でやつていたのを三年生で取り扱うようにするといふような形とか、内容によつてはこれを削除していくといふような内容の精選を図りながら時間数も精選をして、そしてゆとりある時間を取り戻すといふことをやつたわけでございます。したがつて、三十三年、四十三年を

ピークにして、そういう他の教科、算数とか理科とか社会とか、そういうような教科についてはもう少し基礎、基本に絞つていこうといふことで内容も精選し、時間にもゆとりを持たせるといふような対応をしてきているわけでございます。

○佐藤（諒）委員　これは、中身をもう少し精査しないといふ具体的に突き合はした議論になりませんが、きょうすべて尽くすわけにいきませんけれども、しかし大筋、今私が述べたようなことは事実としては間違いないと思ひます。はつきりしているのは、現場ではかなりこのことが負担になつていゑる。加えてやはり受験競争のプレッシャーがかかりますから、これは大要過重の問題になつていゑるということ。そこからつていけない子供がいるわけでありまして、進度の遅い子供がおりますから。ですから、そういうものがすべてとは言ひませんが、落ちこぼれの非常に大きな要因をつくつていゑるのではないかと一層の指摘がある。特に、中学校の英語の時間が一年生、二年生、一時間ずつ減つたといふのは大要な問題だといふふうに言われておりますので、この辺はぜひ文部大臣、現場の問題を十分精査しながら、このことについては検討を加えてもらいたいと思ふのです。一言でいいですから、その辺どうですか。

○森岡務大臣　先ほどの先生のお話にもございましたように、教育も常に反省を加えながら進めていくということが大事でございますから、制度上の問題などは、やはりもう少し第三者の皆さんで御議論をいただきたいといふことで審議会をお願いしておるといふことも先ほど申し上げたとおりでございます。

ゆとりのある教育といふのも、今局長から申し上げたように四十三年の改訂は、日本の教育をある程度伸ばし、そしてそれを平準化していこうといふ意図があつたし、五十二年の改訂は逆に、もう少しゆとりのあるものにしようといふのが恐らく国民全体の要望でもあつた。そういうことを政治関係の皆さんも皆受けとめて、我々も覚悟いた

ころはそのことを文部省に求めたことを今思い出すわけでございます。そういう意味で、やはり反省を加えながら、そしてその都度その都度、社会の進展にある程度呼応しながら制度も考えていくという意味では、間違った歩み方をしているとは私は思っておりません。

ただ長くなって恐縮ですが、全体的にバランスをとりませんと、せっかくゆとりある教育をいうことをやりましても、大学の入試は全然変わってなかったり、せっかくゆとりあるようにいたしたよといつて我々は喜んでもらえるのかと思つたら、逆にお父さん、お母さんから怒られるわけですね。そんなゆとりのあることばかりやつていたら大学へ進めないじゃないかとしかられる。政治家というのは何ら現実に対応してないじゃないかと怒られるようなことが聞かれました。だから、そういう意味では、文部省が指導要領だけ変えてもなかなかの問題は解決し得ない。そのときに初めて大学全体も考えていかなければならない。やはり人間の学歴社会全体も含めながら教育行政、教育制度全般に呼应していかなきゃならぬということは、この五十二年の指導要領改訂でいろいろと我々が反省しなきゃならぬ面はたくさんあったような気がいたします。

御指摘いただきましたように十分に今後とも精査をして、そしてやはり、そうは言いつつも学園というものは深めていくということが学園の基本的なことでございますから、勉強しないで足踏みもしてなさいということとはなかなか言い切れるものではないでございますから、そここの兼ね合いが非常に難しいところだ、こういうふうに通つております。先生から御指摘いただきました点も、このことについては十分文部省としてもまじめに受けとめていきたいと考えております。

私は、端的に言つて、今の学校は統制と管理の側面が強過ぎるんじゃないかという感じがしてならないのです。それがすべてとは言いませんが、

やはりいろいろな意味のひずみを生む要因にもなっているんじゃないかという感じがしてならないのです。同じように、私の持論から言うならば、教育というのは抑圧と管理の中では育たない、そういうものを持っていると思う。また、なじまないと思うのです。私は、基本的には自由と創造の環境の中でなければ教育という機能を果たすことはできないというふうに考える、物は程度ですけれども。じゃ学校は野放しでいいのかということではもちろんありません。スタンスの置き方としては、やはり自由と創造という環境の中でいかに先生方が自分の専門性と能力と情熱を生かすか、その中で子供の持っているものをいかに引き出していかかという、この創造の営みが教育だと私は思うのですね。そういう点から言うと、文字どおり教育、エデュケーションはエデュケートする、つまり引き出すということだと思います。つまり、子供の持っている可能性を引き出して完成していくという創造の営みですね。そういう中で、私は、きざな言い方ですが、人間を人間にする、これはつまり人格の完成だと思うのですね。これは普遍的なもの。しかし同時に、その人の特性を生かす、これは個性の伸長だと思う。これはいわゆる特殊ですね、普遍に対して。こういう両面を引き出していくという仕事は教育ですから、管理と抑圧の中にはなじまないものだとは私は基本的に思っています。この精神を持っているのは教育基本法ではないかと私は改めて思います。ただ、それがすべてとは言いません。これは教育の考え方の基本だと私は思うのです。

ただししかし、私は、子供には生きる力を与えていかなければならぬと思うのです。生きる力、つまりそれは文化だと思ふのです。もつと具体的に言えば、職業と言つてもいい。そういう側面に生きるためのインスツルメント、つまり手段ですから、その手段だけが前面に出てくるという教育はやはりどこかゆがみが出る。やはり基本的には創造の営みだということを基本に据えた生きる力の文化を教えていく、このことが基本ではない

そういう点から言うと、戦後の教育の、ちょうどあのアメリカの第一次教育使節団が来たときに、私は非常に示唆に富んだことが報告書の中に書いてあると思った。それは何かと言えば、「教師の最善の能力は、自由の空気の中においてのみ十分にあらわされる。」この言葉です。これは、戦前の抑圧と管理からの解放ということに主眼を置

いたことだと思いますけれども、私は、この考え方の基本は教育現場においては変わらないと思うのです。その後いろいろな政治的な背景なり曲折がありまして、いまここで詳細は言いませんけれども、例の教育二法に始まって主任制という、それはそれなりの考え方があったの教育行政のやり方でしようけれども、しかし、それは教育現場から言うならば、今申し上げたような管理の側面のみが非常に強調されていったのではないか。それに、学校なり教師なりの立場から言えば、私はこれに、他意あつて言うわけじゃないけれども、父兄なり地域なりの受験の願いといえますか、学校に對する強いプレッシャーといえますか、そういう中に先生方は大変苦しんでいると思うのです。今、学校において教師はまさに、言葉は適切かどうか、皆さんも判断してもらいたいのですが、私から言えば管理と命令、過密授業、そして多忙化、そういう中であつて、その中で溺卷いているのが受験競争だと思いますから、その中で子供の一人一人に当たつてその個性を引き伸ばすということが果たして可能かどうか、学校の今の実態として、このことを私たちはよく考えてみる必要があるのじゃないでしょうか。

ですから、そういう基本的な教育のあり方論と同時に、今置かれている学校、教師、このことに思いをいたしたときに、もう少し先生方にゆとりと自由を与え、いろいろな面から、定数その他含めて与えて、子供の全面発達と子供の個性を伸ばすような環境をつくっていくことが大切ではないか。私は、学校を野放しにしろなんて言っているのじゃないですよ、どこにも秩序と統制は必要で

すからしかし、私は学校の校長は管理者じゃないと思うのです。コンダクターだと思っているのですよ。つまり、学校はそういう専門性を持った先生方の集りですから、それをまとめていくのが校長なんです。ところが、私に言わせれば、教育委員会なり何なりからずっと命令という形でおりてくるのが、ごく最近の学校の世相ではないかと思えてならないわけであります。

そこで、時間もありませんので、ひとつ大臣にお尋ねをしたいのですけれども、こういうように学校は、率直に言えば非常に暗くなっているといましようか、動きがとれないとでもいいまいしうか、そういう現象はたくさんございます。しかし、その中で特に一つだけ挙げますと、大臣も参議院の文教でいろいろ質問のやりとりがあったようですから御存じだと思います。鹿児島県の阿久川根中学校の業者テスト職務命令違反による処分事件です。これなどは、今私が述べたところの非情に生々しい、暗い感じの事件だと思うのですよ。そこで、この事件は、御承知のとおり、つまり標準学力テストの中身だと言われておりますけれども、私から言わせれば世に言う業者テスト、つまり業者が行い、業者が採点する、そういう業者テストだと思います。この業者テストをやれと言われ、校長の職務命令に対してやらなかった、つまり、そのことは命令に従わないという形で十八名名が処分されたのですね。この処分は六月十一日です。それから、その後、たしか夏ごろだったと思います。が、昨年、私も現地に行きました。そしていろいろ調べてみました。が、私から言う、職務命令で業者テストを強制すること自体がやはり行き過ぎではないか。しかも鹿児島の場合には、標準テストといわれるその種類が、九九%まで一種類でやられていて。これは県教委の過ぎた押しつけではないか。そういう内容の業者テストを職務命令でやらせ、しかも、やらないからといって追い打ちをかける形で処分をするということは、どう見たとて行き過ぎだと私は思うのです。

この点、私も現地に行つてまいりましたけれども、

も、大臣、参議院でもやりとりしたと思います。このことに對するまづ大臣の感想をお聞きしたいというふうに思っています。

（船田委員長代理退席、委員長着席）

○高石政府委員 先生も現地に行かれてお調べになったと思いますが、進路指導を決定するための業者テストと、それから学習活動の基礎的なもののために利用する標準学力検査は、文部省として区別をしているわけでございます。

標準学力検査は、鹿児島の場合は一年生と二年生。特に事件になりました中学校では三年生はやっていないわけでございます。しかも、そのテストというのは各学年の一学期に実施をする、そして、それをもとにしてその学年の学習を展開していくというように、従来、文部省が学力テストを全国一斉にやっていたわけですが、国がやるのはけしからぬという話がありまして、そういうことで民間がある意味において肩がわりするようになり、科学的なデータによって標準化された学力検査を実施するというものがつくられていくわけでございます。これは全国的に使われておりまして、使われていない県は二県でございまして、多いところは九十数%の比率で使われております。

そういう内容のテストを鹿児島県では各市町村で予算化して実施したいということで、この町でも相当長い間かかって、一学期から三学期にもつれるまで実施をしてほしいということ、教育委員会と学校側との間でいろいろやりとりがあつて、それがなかなか実現しなかった、こういう経過で最終的な不幸な処分という状態まで行つたわけでございます。そういう事態まで行つたというそのこと自体は大変残念だと思つていて、わけでございます。

そういう状況のものでございますので、通常言われている業者テスト、進路指導のために利用されている業者テストと基本的に区別をしているというふうに御理解いただきたいと思います。

○佐藤（館）委員 時間もありませんから、私はこ

の議論を深めようとは思っていません。日を改めてやります。ただ、今そういうことを言われましてから、私も時間の許す限りちよつと述べておきたいのですが、標準学力テスト、つまり学力の程度を見るという意味で標準学力テスト、しかもそれは全国的に使われている、それはそのとおりでしょう。しかし、そのものは文字どおり受験産業の業者のテストなんです、明確に。つまり、これは営利企業としての業者のテストでしょう。ただでやっておるわけじゃないですよ。しかも業者が採点をして、その結果を市町村なりに報告しているわけでしょう。中身は、あなたは標準学力テストというふうに言われましても、扱っている状況は、受験産業といわれる業者のテストで、業者が採点して報告している。同じなんです、これは。しかも、そのテストの結果は各市町村教委に全部報告されて、それが相互に比較検討されたりいろいろな形で利用されていきます。私は現場に行つてきたのですから、進路指導、進路指導、受験指導といふのは三年だけじゃありません、二年生ごろから始まりますから、これは父兄の面接その他に十分使われているのです。言うなれば、その学校の独自の学力テストと同じように使われている。そういうところを、私は現場を見てきております、きょうは持つてきませんけれども、ですから、あなた方が、本来それは先生方がテストをつくつてやるべきであつて、今私が述べたような業者テストは避けるべきであると言ふことに非常に抵触する問題だと私は思ふのです。それは若干現場の見方、意見も分かれるでしょうが、しかし、偏差値人間よりもより人間的なものをというのを自民党の皆さんだつて言つていらっしゃるし、文部大臣だつて言つていらっしゃると思ふのです。この行き過ぎは言つていらっしゃるのです。これを業務命令でやらせようとする、このことが問題がある。やつていただきたいと言ふならまだしも、業務命令でやらせようとする、このことが問題がある。これが一つ。

もう一つは、そのことに違反したからといって処分という形でやるのは、さらに二重の追い打ちではないか。しかも、これは私たちがもう少し丁寧に現場の状況を調べてみなければなりませんけれども、ことしの阿久根中学校の年度末の人事異動などを見ても、私の調べたところでは三十三名中十二名、他にないほどの転出です。しかも、これは全部希望がない形の方々が転出させられているのです。どう見ても、これは私たちが今、学校はかくあつてもらいたいということから見る、ちよつと不正常的な状態ではないか、こういうふうに思わざるを得ないのです。

きょうはここでは全部尽くしません。私も行ってきませんが、きょうは全部データを持つてきておりましたから、そんなに深くやるつもりはありません。そのことについて大臣、どうですか。もう少し現場を精査して、そしてこどもも一度このことについてやつてみようじゃないですか。とにかく、そういう意味でこのことに対する大臣の感想と、そしてとりあえずこのことについて一体どう対応するつもりなのか、それをまづお聞きしたいと思ひます。大臣に最後にお尋ねします。

○森岡（務）大臣 正直に申し上げまして、昨日参議院の文教委員会でもこの話が出ました。当時私も文部大臣でございまして、大変申しわけなかったものでありますが、当時の状況はよく承知をいたしておりますのでした。

きのうの参議院文教、そしてたまたまの佐藤先生のお話も、見方の一つとしてはそういう見方もよくわかります。しかし、私は今文部省の責任ある立場でございまして、文部省の方の報告を私はきく、けさと何回も聴取をいたしました。文部省としては先ほど高石局長が申し上げたような考え方をしておりまして、どちらともそれなりの立場でおつちやつておられるわけですが、私は文部大臣ですから、文部省の局長としての報告を正しく受けておかなければなりません。

ただ、標準学力検査というのは進路指導に使われていない、あるいは一学期のうちにやる。確かに先生がおつちやるように、それは現実には使

ておるという。これはひとりで歩きするもので、いろいろな言い方ができると思ひますが、一学期にやるとか一年、二年生でやるといふようにいろいろ配慮はいたしておられるわけでありまうけれども、しかし、さきさきながら業者のものを使つていて、この御批判は確かにあるかも知れませんが、しかし、そこまで議論をしてしまひません。しかし、そこまで議論をしてしまひません。みんなこれが業者のもので云々ということになれば、例えば教科書だつて民間がつくつたもので、もちろん検定制度というものはございまして、けれども、やはり民間の業者がつくつたものには間違いがないという議論にまで発展をする、若干飛躍した議論になりますけれども、ですから、そういう意味で考えますと、今私も文部省としては標準学力検査をそういうふうに配慮し、進路、適性の指導に使わないという前提で指導し、そして鹿児島県教委もそのことで進めてきたということであるならば、それはそれなりに私も受けとめていかなければならぬと思ふのです。

ただ、問題は、それはそれとして、十八名ですか懲戒をしたということについては、私も文部省から報告を受ける、鹿児島県教委から報告を受けるしか実態としては今ないわけでございますが、文部省の調査では、鹿児島県教委はこれは妥当であつた、問題はなかった、こういう報告をしていくわけですが、佐藤局長がおいでになれば、またそれなりのいろいろな御報告があるというふうな、これはきのう安永さんからも受けとめました。きょう両方の御意見を伺ひつつ、私は今文部大臣という立場でございまして、そういう立場の中でもう少し両方の状況を調べてみる必要がないか。私は正直に局長にも言つたのです、本場に現場まで行つて文部省は調べたのかと。佐藤先生たちはちゃんと先生方や校長に会つてきたとおつちやつていらっしゃるじゃないか。文部省は、いや教育委員会から聞いただけだと言ふから、それはよくないのじゃないか、こういう問題は文部省も現実には先生から聞いた方がよいのじゃないかと、私もけさ高石さんを怒つておいたわけでございます。

す。しかし、文部省としては、やはり教育委員会制度を大事にしていくことは戦後教育の大事な姿勢でありますから、その結果、逆に教育委員会を吹っ飛ばして文部省が手を入れれば、なお皆さんからおしかりをいただくことが多いわけでありまして、そういう意味で、一応教育委員会の報告を受けたということは、それなりに方法だと思えます。いすれにしても、とり方が非常に違うようでございますから、もう一度局長に命じてこの辺の実態、あるいは、当時問題はなかったという報告でありませうけれども、現実はどうであったのか、その辺のことももう一遍よく調査をさせていただき、こういうところでひとつ御了承をいただければと思います。

○佐藤(詮)委員 最後に、きょうこれですべて終わりじゃありませんから、大臣のその態度と意欲については大体了としますが、私たちこの問題は団を編成して、私が事務局長で行ったわけだ。そして現場に行つて一泊して、関係者皆会つてきているのです。ですから、この次の問題を議論するときに、だとすればとか、仮定の問題とか、こういう報告によればなんということではかみ合いませんから、大臣なり局長なり、責任を持つて答弁する人が行つてきてください。これはどうですか。大臣、ひとつそれをお願いしたい。答弁する人が行つてこなければだめですよ。

○森國務大臣 大臣や局長が今すぐ動けるかどうかというのは、これまでのいろいろな経緯もありますし、そういう気持ちはないわけじゃありませんが、何か一つそういう問題が起きるたびに大臣が出ていくという習慣を、今先生は行けとおっしゃいます、何かあったときに大臣のこのこと行つたら、逆に今度は皆さんから私が委員会で指揮されることだつてあるわけでございますから、これは大事なところですよ。そういうところをうっかり言えは今度はまた逆になります。現実の問題としては今は国会がございまして、私どもがそう軽々に調査に行くことはこの場では申し上げることはできませんが、適切な調査をしたい。

こういうふうに思います。

○佐藤(詮)委員 では、以上で終わります。

○愛野委員長 内閣提出、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中克彦君。

○田中(克彦)委員 大変大勢の議員から文部大臣の所信に対する質疑が続いたわけでありまして、その日程も終わりをまして、いよいよこれから私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の審議に入るわけでありまして、その質疑に入るに先立ちまして、私はいわばトップバッターでございますので、極めて平面的な法案の内容、それから従前から議論をされて積み残されてきている問題などを中心にお伺いをしていきたい、こんなふうに思っているわけでありまして。

そこで、本論に入る前に、実は今回の法律改正案は、申すまでもなく、昨年の人事院の決定に基づきます。二・〇三パーセントアップに基づく給与引き上げにならないうちの一手直し、こういう形になって出てきております。五十七年の秋に政府が財政非常事態宣言を発して、その際、人勸の凍結が措置されたわけでありまして、そして、二年連続して凍結はしないということが何回か議論をされて、昨年の場合、人勸は六・四七というアップ率を示したわけでありまして。しかし、財政事情等もある中から結果的に示されたのは二・〇三というアップ率でありまして、申し上げるまでもなく、今回の予算にも見られておりますように、私学が公教育に果たした大きな役割というものは、それぞれ今までの議論の中でも言われてきたところでありますし、大臣もそういう点は高く評価をされているようでありますが、そういう

状況の中で二千七百七十億、一二パーセント私学振興助成がダウンするということのない予算の状況になつていくわけでありまして、そんな状況の中で、国立大学あるいは公立学校等に比べますと、私学の方が給与その他の点についてもいわずに格差があるという状況の中で、結局二・〇三というアップにならなう、それに準じていくという措置がいろいろな面でもとられていくわけでありまして、今回の法改正もまたその一つだというふうに私も、受けてとめます。したがって、五十八年度の物価上昇率というのは二・四四くらいだったと記憶しておりますし、それから五十七年はさらに四・四四くらい物価上昇率だったと思ひますが、そういうものを考慮に入れただけでも、この数字というのは私学の教職員の場にある教職員あるいは事務員等の生活に大変大きな影響を与えていると思ひます。したがって、そういう観点から、このことについて文部大臣として実態をどのように受けとめておられるのか、また、それに対する感想等ありましたら、冒頭伺つておきたい、こんなふうに思ひます。

○森國務大臣 これもたびたび申し上げておりますこととまことに恐縮でございますが、私立学校振興助成法の制定を自由民主党が議員立法として提出をいたしましたときのその一端を私も担つていたわけでございます。日本の国を大事にしていかねければならぬ、日本の国の私学に負うところのウェイトというのは大変大きなものである、これは田中先生からも御指摘とおり、私もそう思つております。自分が私学を出たから言うわけじゃありませんが、国立より私学の方が自由に、そしてまさに多様な教育、学問ができるし、日本の教育の入り口の幼稚園、そして逆に出口のところの高等教育、それをすべて私学が負つていふという意味では、私学の果たしている役割というのは大変大きく評価しなければならぬ。先ほどの佐藤先生との議論にも出ましたように、日本の戦後の今日の発達、発展の状況もやはり私学出身者に負うところが極めて大きい、こういうふう

に私は思つておるところでございます。そういう中で、私自身が覚におきまして、いわゆる予算編成概算要求時に、私学の予算については減額せざるを得ない。臨調の答申あるいはこの特例適用期間三年間、そうしたことを踏まえたなら、こうせざるを得なかった。従来も財政当局のシーリングにある程度合わせてきたわけでございますけれども、今申し上げたような私学のいろいろな今日までの社会に対する大きな比重の役割、そういうものを評価しながら、最終的に予算編成の際には、できるだけの上積みをしてプラスをするように、私も党の立場では努力してきたつもりでございます。

しかし、昨年の場合はやはり私学全体の問題が社会に大きく出過ぎた。もちろん、本当にごく一部の世間に通用しないようなことではございまして、だけれども、しかし私学全体に対する国民全体の目は厳しかった。そういう中で、もう一つプラスアルファ分の予算を財政当局と交渉して何となく積み上げていきたいというエネルギー、大変恐縮ではありますが、前に前部会長がいらつしやいましたが、当時としてはそういうエネルギーはなかなか得られなかった、そういう状況だったということもやはり御推察をいただきたと思うのです。そのことによつて私学全体を何かお仕置きをするとか、私学全体に責任を持つてもらう、そういうことではなくて、余りにも私学の問題は多すぎた。そのことに対して、現にこの国会でも随分いろいろな御議論が皆さんから出ている。それを私学全体がみずから自浄能力で解決するということ、今の私学界には全くできない。文部省や政庁や政治家がそういうことに対して口うるさく申し上げるよりも、むしろ私学界全体として何とかお互いにそのことを自浄能力で解決でき得なかつたのだらうか。こういうことを考えますと、私学全体に対して予算措置で全面的にバックアップして、もう一ひねりも二ひねりもして予算を積み上げるという空気が醸成し得なかつた、ひとつ田中先生としてはそういうふうに御理解をいただきた

い、こう思うわけでございます。

そして、もう一つは、今給与の面でも格差というお話がございましたけれども、今日までの私立学校振興助成に伴って、現実に教授の面、あるいは最近では職員の方でも、一般の国立より給与面では高い大学もかなり出てきているのです。高いからいけないということを申し上げておきたいのです。そういう理解しにくい面もかなりあるわけでございまして、そういう面では今日までの私学助成というものが、給与とかそういう面での格差の是正というものは大きく役割を果たしてきているわけでございますから、今度のこういう事態、私学助成のいろいろな問題も踏まえ、私学助成がこれからの一層みなで努力し合って、国民の皆さんからもぜひ私学を盛り上げろ、こういう国民的な大きな声もバックアップとなれるような、そういう事態にぜひ我々も側面からしていかねばなりませんし、私学助成みずからも主体性を持ってやっていってほしい、こういうふうな考えでございまして、

したがって、私学に対しては、年金共済の法案の御審議をいただく冒頭に田中さんから話をいただきまして、私も私学をもっと大事にしたいし、これからは日本の教育の大きな柱は私学、そのことを私は常に願っておりますし、今後とも文部省としてもその気持ちは全く変わりございませんから、今度の機構改革におきましても私学部という、あえて私学部という名称の部を新たに特設したところもぜひひとつ御理解をいただき、高等教育の中に私学もきちっと位置づけ

て、従来の大学局というものは、何か国立大学だけの印象をぬぐえなかったものを、国立公立全部を踏まえた高等教育としての主管局とし、なおその上に私学部というものをあえてこうして設けさせていただいたのも、また私学をより大事にしたいという政府の気持ちのあらわれである、こういうふうな御認識をいただきたい、こう思うわけでございます。

○田中(克)委員 私学振興については、大臣から

もかなり前向きな決意を含めた答弁をいただきましたから、これが本論でございせんので、この

ことで長く時間をかけるつもりはございませんが、ただ、私も、教育現場等を回ってまわしても、この人達の凍結と昨年の値切りという問題については、教職の現場でございましてから道理にかなったことがそのとおり行われれば問題は起こらないわけでありますが、労働基本権の代償という形の措置が踏みこまれてはごにされたというところの上にさらに続いた措置でありますので、そういう現場でもかなり大きな不満があります。私学教育の現場でも同じ状況であることは間違いないわけでありまして、そういう面から論議は中身へ入りますが、私学振興についてもぜひ、今お答えいただきましたような角度で前向きな御答弁をいただきたい、こんなふうに思います。

中身へ入るに先立ちまして、いただきました資料に、私学共済へ加盟している一万二千五百七十四校、三十三万六千三百七十二人、こういうことであります。私も聞くところによりますと、私学の中でも一部の大学等で厚生年金に加入しているところもあるように聞いております。したがって、私学であつて私学共済に加入になっている学校あるいはまたその人数、こういうものはどういう状況になっておりますか。

○阿部政府委員 私立学校共済組合に加入をしているものと加入をしていないものとがあるわけでございまして、加入しております数字の方は、先生おっしゃいました一万二千五百七十四校というものが現状でございまして、加入をしていないものを加入適用除外校と言っておりますが、全体を合計いたしますと五十九校が加入をしていないというふうなことに相なっております。

○田中(克)委員 今回改正になります部分の事項の中で、既裁定の退職年金等の額の引き上げ、旧財団法人私学恩給財団の年金の額の引き上げ、旧法の年金の最低保障額の引き上げ、こうなっております。もう一つは掛金の算定の基礎となる給与の上下限の額を決めるということになっており

ますが、こういう改正の措置によって、いわば私

学共済に及ぼす全体的な影響、これをまずお伺いしたい、こう思います。例えば、この改正の措置によって年間給付される各項目の額というのは総額でどれくらいになり、あるいはまた国庫補助の額はどうか、その辺のところをお聞かせいただきたい、こう思います。

○阿部政府委員 今回の法律改正によりまして増加する費用についてはお尋ねかと思いますが、増加いたします費用は、法律の改正関係に関する部分で、昭和五十九年度におきまして三億五千万円、これを平年度化したしますと約四億四千万円という金額になるわけでございます。これはその総額の費用でございまして、これに伴います国庫補助は、そのうち昭和五十九年度におきまして四千七百万円、平年度化したした場合に五千四百百万円という金額になっております。

なお、今回の年金改定は、この法律で改定をお願いしております分と、さらに政令で改定をするというところが予定されている部分がございます。政令改正の部分まで追加をして申し上げさせていただきますと、政令改正関係が昭和五十九年度で二億六千六百万、平年度化したしますと三億三千九百万というところでございまして、補助金ベースに直しますと、五十九年度三千六百万、平年度化したしますと四千六百万、そのような程度のものでございまして、補助金ベースで大体平年度一億四千万の改正というふうな感じでございます。

○田中(克)委員 わかりました。もう一つは、標準給与の上下限の引き上げが行われるわけでありますけれども、このことによつて、いわばこの対象とされる組合員の範囲というのは変わってくると思うのですが、その数というのはどうなるのでしょうか。

○阿部政府委員 標準給与につきまして上限と下限がそれぞれ引き上げられるわけでございまして、これに関連をいたします対象者といいたしましては、上限引き上げで四十五万円以上という

ところに該当いたします組合員が二万八千六百

人、全体の組合員の約八・二％ということでございます。それから下限の引き上げで七万七千円という下限になります。それ以下の組合員というのは四千九百人でございます。全組合員に対して一・四％ということでございます。これだけの数の人々が直接的にはこの標準給与の改定の影響があるということになるわけでござい

○田中(克)委員 私は、この審議は初めてなので、ちょっとあえてお伺いをするわけでありますけれども、遺族年金につきまして、これだけ、五十九年三月の分で引き上げまして、さらに五十九年八月に再び引き上げするという二段階制がとられています。このことだけがどうしてこういう形で運用されなければならないのか、その辺の事情をちょっと説明していただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 御指摘の部分につきましては、退職年金、障害年金、遺族年金の最低保障額を昭和五十九年三月以降にある段階に引き上げをいたしまして、その後さらに八月に引き上げをするという措置にいたしておるわけでございまして、これにつきましては、全体として恩給に準じまして二・一％の増額を確保するという観点から、財政的な限度の中でその体制をとるためにその部分が八月実施ということにいたしましたわけでござい

○田中(克)委員 そうすると、単なる財政上の事情で引き上げの部分の繰り延べしたということにすぎないわけですか。

○阿部政府委員 遺族年金につきましては二％の引き上げというのをやっておるわけでございまして、けれども、このほかにも寡婦加算分というのがあるわけでございまして、これは通常、パーセンテージで引き上げの対象にならないわけでございまして、遺族年金二％引き上げという場合には遺族年金の本体の部分だけの引き上げになるわけでござい

めて二%のアップになるのじゃないかというように受け取るという関係がございます。そういう受け取る方のお気持ちも配慮いたしました結果といたしまして、予算の範囲内でそれに行えるだけ対応したいということで、八月分からその寡婦加算分についても若干の引き上げをして、全体合わせでの二・一%程度のアップにしようというわけでございます。本来のルールからいえば、遺族年金と寡婦加算というのは別でございますので、遺族年金部分だけのパーセンテージというのが通常の形でございますけれども、受け取る方々のお気持ち等を配慮してそういう措置を講じたということでございます。

○田中(克)委員 受け取る人の気持ちを配慮してということですが、受け取る人の気持ちを配慮したら、同時に引き上げる方がよほど受け取る人の気持ちを配慮している、私はそうなと思うのです。ですから、事情や理由があつて二段階をとらなければならぬということであるとすれば、それはそれとして私どもも納得がいきます。ただ、今おっしゃられるのは、明確に寡婦の分のアップ率というのがわかるように時期を繰り延べたということですですが、実質的には三月から八月までの期間はそのまま移行していってしまうということになつてくるわけです。余り齒にきぬを着せないで正直に私どもに言っていたかかないと、そういうことなのかということでもって納得いきませんのことで、制度上のことでございますので、そういうふう

うに理解していいですね。

○阿部政府委員 お答えがあるいは御理解をいただくににくいかと思えますけれども、この年金のアップにつきましては総体として二％程度のアップをするということで措置をいたしたわけでございますが、その措置の対象としては、従来の例から申しましても、遺族年金と申しました場合には遺族年金の本体についてのアップということをしておるわけでございます。今回もそういうことで、本体についての二％アップという措置を講じたわけでございます。しかし、その後いろいろな状況

等を見ますと、実際に寡婦加算分というものについてまで遺族の方々は常にあわせてもらっているのですから、そちらも含めてお考えになるという傾向がございます。そういう中で、受け取ってみたら二％になっていないじゃないか、いや、こっちは遺族年金で、寡婦年金は別だからアップの対象になっていませんということなわけですけれども、そこところは説明を理解していただくのもなかなか難しいであろう、そのためには、現在の予算の範囲内でできるものであればできるだけの配慮して、そっちの方についても若干のアップをしてはどうかというようなことで、八月分以降なごらば対応できるということで措置をいたそうというものでございます。

○田中(兎委員) わかりました。今お答えをいただきましたような事情と、それから予算の範囲内で、こういうことでの措置であるというふうに私ども、受けとめておきます。こんなことで長い議論をしても仕方がありませんので、先へ進ませていただきます。

次の問題は、従前から、會議録等を見えますといふ問題になつてきたことのものでありますけれども、この私立学校の私学共済というのは組織的には小さいし、それから歴史も比較的新しい、こういうような性格もあつて、非常に内容的には堅実な収支の運営をたどつてきたような経過があるようでございます。したがつて、従前、成熟度等の推移につきましても質問がありまして、大変成熟度が若い、こういうふうに言われておりましたが、私どもがいただきました資料等を検討しますと、これは五十七年ベースですか、三・一というような数字を見ているわけでありますけれども、前回の論議の際、五十七年ですか、佐藤先生の質問に答えて、今後の成熟度の推移の見通しというものを六十年で四・四、六十五年で七・三、八十五年で二四・二、九十年になると二五を超えるような状況になるであらう、こういうふうに見ておられました。

そこで、現状、その後、ここのとこ若干財政

事情等も変わつてきておりますし、制度上の問題等と絡んでもきておりまして、長期の給付の方に
おきましては、若干保有資産から引当金を差し引
いた不足額というものも漸増している傾向にある
ようであつて、さういふような状況も
踏まえて、さらに今の時点で私学共済が持つてお
ります成熟度それから今後の見通し、これはさつ
き私が申し上げましたのは前回五十七年に発表さ
れた数字でございますけれども、現状を見通した
ものでもって推計すると、どんな状況を見込んで
いになりますか。

○阿部政府委員　御指摘がございましたように私学共済は大変若い共済制度でございますので、他の共済が、例えば国家公務員の共済の成熟度が二七・七、公立学校共済が二三、農林共済が一四と一うのに対して、私学共済の場合は三・七と一うような大変若い状況にあるわけでございませす。

今後の見通しについての御質問でございますけれども、今後の状況につきましては、現在の試算によりますと、昭和六十年で四・四、六十五年で二・七・三、七十五年で一四・三、八十五年で二四・二というところで、かなり急激に成熟度は高まっておりますといわけでございますけれども、それにいたしましても、他の共済制度等に比べますと依然として若いという状態ではあるかと思ひます。そういう意味では、財政的には他の共済に比べれば比較的稳定をしているというようにことが言えようかかと思つております。

○田中元委員　共済の中でも、今幾つかの共済を挙げて比較をされましたが、そういうものから見ても成熟度が非常に若くて、私学共済の場合にはまだまだ非常に健全性が保たれている、こういう状況だと思ひまして、大変結構だと思ふわけがあります。

そこで、この私学共済がそういう健全性を維持している大きな原因というのは、もちろん歴史が、若いということが最大のものだ、こう思いますが、それと同時に、私学そのものが持っている性

格の上から優位性といいますが、健全性といえますか、そういうものは出ていると私は思うわけがあります。例えば大学から幼稚園まで、幼稚園につきましては、加入は八千七百八校で八万四千二百二十七人、こういうことです。パーセントにすると、学校数では六九%になるわけですね、大学から幼稚園まで。人数にしても二五%以上を占めているという状況になると思います。言うまでもなく、幼稚園というのは比較的若い保母さんが多いわけでありまして、結婚等の事情や転職等の事情もありまして、比較的新陳代謝も若い段階で早い、こういう性格を一つは持っていると思います。

もう一つ、私学の場合ですとどうしても、途中で退職をして退職金をもらうというようなことよりも、もうその私学のために自分の生涯をその仕事に投ずる、こういうような先生あるいは経営者、こういうものがありますから、そういう点でこれが非常に少ないというようなことも挙げられる、こう思うわけでありますけれども、それらの外に、この私学の健全性なり何なりを支えているというような要因は何かあるのでしょうか。

○阿部政府委員 制度が若いということのほかにいろいろな事情が、先生御指摘のような部分もあるいは一面あるかと思うわけでございます。私ども、これにつきまして一番大きな理由と申しまゐすか、思っておりますのは、私立学校というのが戦後非常に急激に発展をしまゐりました関係上、この私学共済が当初発足いたしました当時の共済組合員というのが五万人程度であつたものが、年々組合員の数が急激に増加をしまゐりまして、現在では、先生御案内のように三十三万といふところまで来ている。比較的短い年数の間にそれだけ成長してきて、それだけ組合員がふえ、掛金がふえてきたといふところが、現在、財政が健全な一つの一歩大きな事情であらうかと思つておるわけでございます。もちろん、これは現在をそうだといいことでございますので、こういった組合

員になられた方々は、将来長期給付を受けるわけ
でございすから、将来のしかるべき時期には当
然それだけの支出が今度はかさんでくるというこ
とになりますので、現在の段階ではそういう事情
で財政がやや緩やかになっている、こういうこと
でございす。

○田中(克)委員 これは後から湯山先生も長い御
経験で質問されて、前回、議事録を見ますと、
湯山先生が大分指摘をされている問題であります
けれども、私学の中にも一つ特徴として、この
退職年金を受ける人、これが年金者の五万二千六
百人のうち一万一千九百人で二三％にすぎない。
一方、通算退職年金、これを受ける人は二万九千
六百人で五六％と、圧倒的にこっちの方は多いわ
けです。それはやはり中高年齢になってから公
立大学、公立学校から私立の方に移ってくる、こ
ういう先生方が多いということが、一つは大きな
特徴として言えると思うのです。さつき私は、ほ
かに何か要因はありますか、こう聞いたのです
が、私は、それも一つの要因になっているのじゃ
ないかというふうにとらえておりまして、そんな
お答えが聞けるのではないかと期待をしながら
御質問を申し上げたわけでありすけれども、こ
の話は、また後から湯山先生からさらに突っ込ん
でいただくようなことになるのじゃないかと思っ
ておりますが、とにかく他の共済に比べて内容は
非常にいいんだ、こういうことが今までの答弁の
中で十分に明らかにできてきているわけでありま
す。

そこでもう一つ、健全性を示す中に、この長期
経理の責任準備金の充足率も非常にようになってき
ているということもありまして、これが五十二
年、五十三年、五十四年、五十五年と充足率が逐
次高まってきて、五十五年には実に九六％とい
うところまで来たのですが、額にして一兆三千四百
億、こうなっておりますけれども、その後、若干
この傾向は違ってきているようであります。

そこで、明らかにしていただきたいのは、五十
五年まではわかっておりますけれども、五十六

年、五十七年、昨年あたりはまだ決算は出てない
と思ひますから明確な数字にはならぬと思ひます
が見通しはついていてと思ひますので、それらの
傾向まで含めて、この辺の状況がどうなってお
るか、わかりましたらお答えいただきたいと思ひま
す。

○阿部政府委員 責任準備金の充当率でございま
すけれども、先生お話しございましたように年次
によつて少し差異があるわけですが、最
近では五十二年ごろから準備金の充当率が十分上
がってまいりまして、五十二年に七〇・四という
のが最近で一番低い数字だったわけですが、いま
けれども、その後、五十三年、五十四年、五十五年
と上がつてまいりまして、五十五年は九六・〇と
いうところまで来ております。その後、五十六
年、五十七年につきましては、五十六年に九五・
五、五十七年に九五・二ということですが若干下がり
ぎみと申しますか、大体同じぐらいの程度で横ば
いと申した方がいいかもしれませんが、そういうた
程度になっておりますので、大体五十五年程度の
水準で今のところは推移しているというような状
況でございす。

○田中(克)委員 責任準備金の充足率の方はわか
つたわけですが、もう一つ、この私学共済
の持っている特徴として掛金負担率の問題がある
と思ひます。

これは冒頭、前から積み残されている問題もあ
るということをご指摘しておきましたように、前回
の改定の際には、佐藤先生がこの問題を大変深
く突っ込んでおいでになるようであります。今の
長期給付の掛金率は御承知のように千分の百二に
なっておりますが、労使折半の状況になつていま
わけでありすけれども、佐藤先生が言われたよ
うに、五十三年に千分の十、五十四年に千分の
六、五十五年に千分の六・五と、いわば三年間で
千分の二十二・五大幅に引き上げられた。こうい
う、一方で掛金率を引き上げてきている状況の中
で、国の方の共済に対する補助は当時から少し
も、当時からというより昭和四十七年以来百分の

十八という数字で全然変わっていない。

こういうことになりましたと、先ほど大臣は、私
学の財政的な実情、そこに働いている職員の実態
というものの深い理解を示して、前向きで考えて
いくんだ、こういうことを言われましたけれども
も、こういうものを見る限り、これはちよつと片
手落ちじゃないか。掛金も引き上げていくかわり
に当然国の方の補助についても率を引き上げてや
るということであれば、それはそれなりに評価も
でき、私も理解できるわけでありすけれども、こ
ういふ状況になっております。大臣、これ
はどうお考えになりますか。

○阿部政府委員 国庫補助につきましては、先生
御指摘ございましたように、昭和四十七年以降百
分の十八ということに補助が行われておるわけ
でございす。これにつきましては、当初、昭和二十
九年の百分の十という時期から逐次引き上げられ
まして、今日百分の十八というところまでまいり
ておるわけでございます。さらに、御案内のよ
うに財源調整費というように、それに一・八
二分が加えられるということで、現在は十九・八
二というところまで措置が行われておるわけで
ございす。かねてからこれを百分の二十に引き上
げるべきだという御指摘もいただいております。
私もといたしましていろいろ努力を重ねてき
ておるわけですが、他の制度との均衡等
いろいろな問題がございますので今日まで実現を
しておらないという点は、大変恐縮に存する次第
でございす。

ただ、先生御案内のように、現在行革関連特例
法によりまして、この百分の十八という数字につ
いてさえもさらに四分の三を掛けるというよう
なことで、国の財政上特別な措置が講ぜられて
いるという時期でもございすので、これをさらに引
き上げるということが現在の時点では大変困難な
事情にあるということが、ぜひ御理解を賜りたい
と思ひわけでございます。

また、公的年金の一元化問題というのが現在大
きな問題となりつつあるわけですが、そ

ういった問題につきましても、いずれまた国会で
の御審議、御意見等を賜らなければならぬと思
うわけでございますが、そういうことの進行と
の関係におきまして、国庫補助のあり方をいか
にするかということが、全共済共通の問題として
また出てくるたぐいのことであらうかと思つてお
ります。そういう際にも、これまでの御意見の
趣旨等を踏まえながら、他の共済制度とのバラ
ンス等を考えながら十分検討させていただきたい、
かように思つておるところでございす。

○田中(克)委員 今回のことは私も十分承知してい
るわけでありすけれども、お話がありましたよ
うに、百分の二十に引き上げるといふ意見は長い
こと続いているわけでありす。

前回の審議の際に、さつき申しましたように佐
藤先生が質問、この百分の二十に引き上げると
いふ問題ですが、それに対して柳川政府委員の答
弁は、「御指摘の私学共済組合の長期給付事業に
対します国庫補助につきましては、その補助率を
百分の二十以上まで引き上げることとする旨の国
会の附帯決議がございました。学校法人及び教職
員の負担能力等を勘案し、補助率の引き上げにつ
きましては鋭意努力して」いきたいと思ひます、
こういうふうにも言つておるわけでありす。

それで、今ありましたように、これは衆議院で
は同じ文教委員会が五十七年五月十四日、参議院
では同じ文教委員会が五十七年七月六日、同様に
旨の附帯決議が行われておる。こういうことにな
りますと、今おっしゃられますように財政事情と
いうのは私も十分承知はしているわけですが、
一体国会というものは、こういう議論をして、それ
から附帯決議をつけて、大臣もそれなりに約束を
されて、財政事情が伴わないからできませんよと
いうことでそれがしり抜けになつていくというこ
との繰り返し、この問題の審議にずっと続いて
きているということは何としても、私も考えて
みまして非常に問題だと思ひわけでありす。

しかも、さつき言いましたように、この百分の
十八の中の四分の一に相当する額というものは、行

革開連の特例法によって五十七、五十八、五十九とカットされるというか留保されているというか、そういうことで、これも終わりましたら利息をつけて返さないよ、こういう附帯決議の内容にもなっているわけであります。そうなりますと、やはりその辺のことがきちっとできないと、さっきお話のありましたこれから先、きのう国民年金法の一部改正案、これは厚生年金との統一問題を基本としていよいよ本会議へお送りしたわけなんですけれども、これから各種共済の統一へ向かって動いていくという状況にあるとすれば、私もそれは、なおのことそのことに対するけじめはきちっとつけてもらわなければ困る、こういうふうに実は思えるわけです。

そこで、今お答えいただいたわけでありましてけれども、これに對しまして、既に昭和六十一年の概算要求の時期も近づいておるという状況の中で、特例法の期間というのは終わった、ここで、附帯決議もあるし国会の中の答弁もある、こういう状況を踏まえて一体来年度の対応はどういうふうに考えておいでるつもりですか。

○阿部政府委員 行革開連特例法によりまして、先生が御指摘ございましたように、国庫補助金につきましては四分の一部分がカットと申しますより留保というふうな形になっておるわけでございしますが、この関係につきましては、積立金の運用収入の減額分というふうなものまで含めまして、将来にわたる年金財政の安定が損なわれることがないように、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかに繰り入れに着手するということが、政府の内部で意見が統一をしておるわけでございしますので、具体的にどういうふうな組み入れていくかは財務問題でございますが、その点につきましては財政当局と今後十分御相談をしながらまいりたいと思っておりますが、この点につきましてはそういう形で回復をしてみようというところで考えておるわけでございします。

なお、御指摘の百分の二十の問題をどうするか

という点につきましては、先ほど来申し上げておりますが、私も国会の御決議というのを非常に重たいものとして受けとめ、それに沿って努力をしてみたいわけですが、特に五十七年度以降は、御承知のようなこういう特例法ができたという異常な財政事情にもなつてまいったというふうな特殊な状況の中で十分の対応ができなかったというところで、ぜひひとつ御理解をいただきたいと思っております。

また、来年度の具体の概算要求をどうするかという問題につきましては、来年度の予算のシーリングの問題等もございしますし、それからまたもう一つは、基礎年金の導入にかかわる共済制度のあり方の問題というの、この夏あるいは年内くらいにはある程度の方角を出さなければならぬという状況にもございしますので、そういうこととの検討状況との関連等を見ながら慎重に検討させていただきます。と思っております。

○田中(憲)委員 留保されている分については附帯決議の趣旨を踏まえて最大限努力をしていくと申した、こういうふうに受けとめましたので、私も成り行きを関心を持って注目したい、こう思っております。ぜひ頑張ってください。

もう一つ、この中身について伺っておきたいのは、都道府県の補助、それから私学振興財団からの助成というのがございします。都道府県の補助につきましては、五十七年までは四十七都道府県、こうありますから恐らくすべてだと思ふわけでありまして、この額は実に五十一億を超えているというところで、大体千分の八を基準に掛金率の低減を図るために助成をする、こういうことになつておるようでありまして、しかも、これが議員立法によつて法定化が実現したものだということな経過も聞いておるわけでありまして、ただ私も大変慮するの、最近、国も地方も財政事情が大変厳しいという状況に立ち至つておる中で、府県の一部においては都道府県の私学補助を一部大学等カットしたり、それから八カ月と

始めているという状況を聞いております。したがって、そういう実態がどうなつておるのか。

それからもう一つは、このような傾向が――例えば、このことについては当然、都道府県補助につきましても一応私学共済組合法三十五条で規定はしてありますけれども、あくまでも予算の範囲内においてということになっておりますので、それはその都道府県の事情に任されるということにもなりまして、ただ、交付税の算定基礎にもこれが入つておるということから見れば、建前の上からいけば当然、経費の補助は基準に基づいて交付されなければならないという性格のものであらうと思ひます。したがって、そういう観点から、これについてこのような府県に出てきておる動きを拡大させない、逆に言えば基本へ戻していく、こういう文部省の強い要請なり指導なりというものはあつてしかるべきだと思ひますが、その辺のことについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 先生御指摘のように、都道府県からの補助金ということでは千分の八相当額が昭和二十九年以来原則として措置をされるということでもまいつておるわけでございします。交付税措置につきましては、高校以下及び専修学校につきまして千分の八という交付税措置がとられておりますが、それ以外の高等教育機関につきましては、交付税措置そのものが実はないわけでございします。そういつた中で、私もどなたもいたしましては自治省に對しまして、交付税について高等教育機関についてもお願いしたいということをお願いすると同時に、各都道府県に對しましては全学種にわたつて配慮してほしいという指導を重ねてきたわけでございまして、かなりのところで相当の補助をしてまいつていただいております。

最近の実態で申しますと、非常にさまざまございします。個別に申し上げるのはお許しをいただきたいと思ひますが、全学種に満額補助をしておりまゝものが三十五都道府県と申すところで、こ

るとかあるいは月数を削るとかいうものが、数は多くはございせんけれども、若干出てきておるというふうなことがあるわけでございします。私もどなたもいたしましては、いろいろな機会に、特に各都道府県に私学主管課長会議等がございしますので、そういう機会を通じて各都道府県に對しまして、財政上大変苦しい時期ではあらうけれども、できるだけ配慮をしてほしいということを強く要望し続けておるわけでございします。

この点につきましては、今後とも、先生からも御指摘いただきましたような方向に沿ひまして充実した補助が行われるように都道府県等に指導をし、また、自治省等にもお願いをしていきたい、かように考えておるわけでございします。

○田中(憲)委員 私学振興財団についても大体同じような傾向が出てきているようでありまして、これにつきましてもひとつ強力な指導をぜひお願いしたい、こんなふうに思ひます。

先ほど申し上げましたように、長期給付に対する国の補助額は四分の一部分が特例法でカットされておる、こういうことで、その総額は三年間で大体五十三億四千万円に上つておるわけでございします。したがって、それが戻るといふことは私学共済自体の経費についても大変大きくウェイトを占めるわけであります。そういう点から、私もどなたも先ほどの答弁にぜひ期待をしたい、こう思っております。なお今後、私学共済の健全な運営につきまして、今私が指摘をいたしましたような各般にわたつて積極的な御指導をいただきたい、このようにお願いを申し上げておきます。

時間がちよつと詰まつてきましたから、話をほかの問題に移していきたい、こう思ふのですが、実は先ほど答弁の中にもちよつとありましたように、今回、国民年金を初めとして、国が持つております年金制度、三つの種類、八つの制度、この制度間の格差をできるだけなくし、あるいはまた制度としてわかりやすくする、あるいはまたただでも年金制度の恩恵に浴せる、こういう形にしてい

れてきております。一面で、非常に成熟度が高くなつてしまつた組合等の実情も考えれば、そういう組合をほつておくことは極めて問題がありますから、これは対応しなければならぬが、ただ問題は、そういう制度間の格差が、いわばいい組合という言い方は当てるかどうか知りませんが、健全性を持つてゐる組合とそうでない組合との格差というのをその中で理め合わせるということになることは極めて問題であります。

そこで、最近の傾向の中で、高齢化社会ということがよく言われております。最近、六十五歳以上の人口が占める比率というのは非常に高くなつてきました。全国的に見ても九%、一千万人を超えるというような状況の中で、私の県などはもう既に実に一二%を突破しているわけでありまして、そこで、中央、地方を問わず、この高齢化社会にどう対応していくということが非常に問題になります。

そこで、労働省が、高齢化社会に対する対応というものを労働省のサイドから検討するプロジェクトチームをつくりまして、まとめたものを私、ちよつと見せていただいたわけでありまして、大変参考になりましたが、ただ、ちよつと注釈がついておりまして、これは労働省の公式の見解ではない、あくまでも高齢化社会に対する対応についての参考の資料にしてほしい、こういうことでありますから、私はちよつと労働省に聞きたかっただけであります、そういう資料でありますだけに控えさせていただきます。

しかし、この中に一貫して流れているものといひますのは、要するに、高齢者の雇用の問題としてとらえる側面とそれから年金生活という面とでとらえる側面と、政策的に二つの面から高齢化の対応をしていかなければならない。そういう中で、いわば人間の平均寿命が延びている中で働ける年限が非常に高まつてきているというように時代に対応した対応の仕方、それから高齢化すればするほど体力差、個人差というものがあつたわけですから、そういう事情に応じた対応をしていく必要が

あるというやうな問題やら、いろいろ参考になることがありまして、私も関心を持って読ませていただいたわけでありまして。

その中で、こういうことが書いてあるのです。臨調答申に基づく各種年金制度の統合等の目標年次が昭和七十年と定めてあることなども十分考慮に入れて、六十歳定年の一般化が実現した段階において指導の重点は六十五歳雇用延長に移していく必要がある、こういうふうにとらめて上げておきまして、労働省は労働省のサイドで既にこういうプロジェクトをつくつて検討が始まつて

きのうの国民年金の問題につきましては、厚生省は厚生省サイドとしてそれらの一元化問題について検討を始めています。国民年金を基礎年金として、その上乗せをしていく厚生年金制度という形になろうと思つておられるけれども、それが今後には各種の共済に及んでいくことになるかと思つておられます。その際に、これだけすぐれているのか、いい条件を持つてゐる私学共済というものが、一元化へ向かつて対応する際に、従前得られておりました既得権や有利な条件がダウンスイングを思ふのですね。そういうことについての見通しの上に立てて今後この一元化について、そろそろそういう話も出てき、検討も始まつていようであるから、どんな考え方を文部省としてはお持ちでしょうか。

○阿部政府委員 御指摘にございましたように、年金制度全体の一元化問題というのをこれから着々と進めていかなければならぬわけですが、いましめてもそれぞれの年金制度、それから共済年金といひますと、それらの共済組合制度、それぞれが歴史なり伝統なり、これまでの長い経緯を持つておられるわけがございます。積立金等の保有資産等につきましても、組合員が積み立てたもので、だといふ事情等もあるわけがございますので、そういう点も十分考慮し、先生おっしゃるやうな既得権について著しい侵害になることがないやうに、新しい制度を考えるにつきましてもその辺の

考慮を十分しながら、円滑な移行ができるやうな方式を考えなければならぬということを基本に据えて考えておられるわけでございます。

現在、既にこの共済年金グループにおきましては、各関係各省の間で検討会も開始をいたしておられますけれども、そういう中で御指摘のやうな点を十分踏まえながら慎重に対応するやうに心がけたい、かように存じます。

○田中(克)委員 厚生省はお見えになっておりますね。

年金や共済制度の中で、国民年金、厚生年金が大体加入者の九〇%ということ、この部分がきちつとできればほかの問題は逐次解決する手だてもあるやう、こういうふうな私ども、思つておられるやうな見通しを立ててお考えになつていられるということでありまして、厚生省がすでに出している年金一元化に対する資料などは膨大なものがあります。いろいろなパンフレットが出ておきまして、読み過ぎると何か混乱してわからなくなるくらいに出ていられるわけでありまして。

それで、今私がいたしました質問と同じ趣旨になりますけれども、厚生省サイドとして、そのことについては、今私が申し上げましたやうな前提に立つてどういふ見通しをお持ちでしょうか。

○渡辺説明員 私ども厚生省といたしましては、現在私どもが所管しております国民年金、厚生年金、船員保険、この三つの制度につきましまして、まず船員保険と厚生年金は統合をする、そして国民年金の適用を厚生年金の加入者本人とその配偶者にまで拡大をいたしまして、各制度に共通する基礎年金を支給する制度にする、まあほかにもいろいろございまして、こういうことを柱とする制度の大きな再編成を含む改正案を国会に御提出申し上げておられるところでございます。

この基礎年金の制度のねらい、趣旨は、もう先生既に御指摘のとおり、各制度間の不均衡を是正する、国民みんなが支える安定した制度にする、さらには、制度が分かれていたために複数の制度

から年金を受給するとか、逆に手続が煩雑で適用漏れを生じて年金に結びつかないやうなケースが生ずるといった不都合を是正する、いろいろな目的があるわけでございます。この公的年金の中の基礎的な部分について、各制度統一の仕組みで、給付と負担の両面において公平な制度をつくるという基礎年金制度の創設といひますか、こういう制度をつくる趣旨にかんがみまして、共済年金制度もぜひこの基礎年金に参加をしていただきたいというふうな期待をしておりますのでございまして、基本的には去る二月二十四日の閣議決定におきまして、来々、共済年金制度につきましても、厚生省所管の今回改正をいたします年金制度の改正の趣旨に沿つた改正をしていただけたらというところが決定されておきまして、沿革その他仕組みの違い、いろいろ難しい検討すべき点はあるやうかと思ひますけれども、ぜひとも基礎年金に關して御参加をいただきたい。その他の面についても、この同じ閣議決定にございまして、公的年金制度として、全体として公平な整合性のある制度に発展をさせていかなければいけないのではないかと、私ども、基本的にそう考えているところでございまして。

○田中(克)委員 二月二十四日の閣議決定は私ども、拝見しておりますけれども、それは五十七年十一月に出された公的年金等調査会の田中会長試案で示された統合のスケジュールと大体合つていられるのですね。

そこで、そういうことであるとすれば、六十一年来まで法改正して足並みのそろつたものはそろえらうというところで、あと六十四年に国共、公共企業体、地方共済等関連整備をして、六十九年には改正案で足並みをそろえて七十年に実施していく、こういうスケジュールを組まれておられます。したがつて、このスケジュールに合わせて、しからば私学共済としてはどういふスケジュールになるのか、どうでしょう。

○阿部政府委員 私学共済につきましては、その制度を従来から、国家公務員共済の国立学校教職

員の例に準じて措置をするという方式をとってき
ていたという関係もございいます。また、他の共済
年金制度全体との絡み等もございいますので、私立
学校共済組合の年金につきましても、先ほ
ど申し上げましたように、国家公務員、それから
地方公務員、私学、農林、この四つの関係省庁が
一緒になりまして、学識経験者も御参加をいた
さしまして、既に三月の末から検討会を開始いた
しております。基本的には、閣議決定にもござい
ますように、基礎年金制度の導入ということの調
整を図りながら改善を進めていくということで検
討を開始しているところでございまして、できれ
ばこの夏ぐらいには主な問題点ぐらいが明らか
になり、年内には改定の基本的な方向が明らか
になるぐらいのところまでぜひ持っていきたいとい
うことで考えておるわけでございまして、事が成
立し次第、次の通常国会に關係の法案を提出する
というところで御検討いただきたいと思いますと思
っております。

なお、その後も公的年金全体の給付、負担の調
整という問題はさらに残る可能性がございする
ので、その点につきましては、六十九年までの間に
その關係の調整を逐次進めていくという構えで
おるわけでございいます。

○田中(克)委員 時間が来たようですからやめ
すけれども、とにかく統合によって現状後退しな
い努力というのを極力やっていただいて、あとは
また年金そのものの内容については議論する場も
ございまして、それからその機会に譲って、私の質問
を終わらせていただきます。

○愛野委員長 佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 田中議員に關連をいたしまし
て、問題を一つに絞りましたお尋ねをしたいと思
います。

田中議員の質問の冒頭に、大臣から私学振興に
対する基本的な考え方について述べられました。
そのことにつきましてお尋ねをしたいわけであ
ります。

実は、御承知かと思いますが、岩手県の花巻市

に富士大学があります。これは経済学部でありま
して、四年制であります。時間もありませんか
ら、若干説明をさせていただいて、簡潔にお尋ね
をしたい、こう思っているわけでありまして。

この富士大学は、以前奥州大学という名称であ
ったわけでありまして、昭和五十一年四月に名称
が変更されており、学校法人富士大学、その理事
長が二上仁三郎という方でありまして、これは、東
京の新宿区にありまして富士短期大学の理事長を兼
務しているようでありまして、教員は、専任教員
が二十八名、非専任教員が二十四名、職員が二十
四名、学生が約六百二十名在学をしている大学で
あります。

問題は、昭和五十六年六月、五十七年四月、八
月、九月、この四回にわたって、大学側は労
働組合が結成されたことを理由として、委員長、
副委員長、書記長、執行委員一名、組合員三名、
合計七名を解雇したわけでありまして、いずれも労
働組合つづきのために行つた解雇であることは、
実は仮処分申請の申身を見ても明らかになってい
るところであります。

そこで、組合側は早速、地位保全のための仮処
分の申請をいたしました。そして、五十八年の十
二月二十二日を皮切りにいたしました。既に七名
中五名の仮処分の決定が下されているわけであ
ります。これは、いずれも組合側の全面的な勝利の
決定内容であります。

その主文は、さらに裁判所の判断も加わってい
るわけでありまして、御理解をいただくために申
し上げたいと存じますけれども、裁判所の判断の
まともな裏は出ているわけでありまして、そして、
その主文の第一は、「債権者が債務者に對し雇用
契約上の地位を有することを仮に定める」これが
一番であります。第二は、「債権者は債権者に對
し昭和五十七年九月以降本案判決確定まで毎月二
十日限り金二十万二千五百円を仮に支払え」これ
が第二であります。第三は、「申請費用は債務者
の負担とする」。主文を今読み上げさせていただきます
いたわけでありまして、この主文のとおり、まさ

に組合側の全面的な勝利に終わっているわけであ
ります。

そして、その理由の中に裁判所の判断がありま
す。そのまともな若干引用いたしますと、「本件
解雇は、債権者(大学側)が債務者の組合活動を
嫌悪してなしたものと認めるのが相当であつて、
労働組合法七条一号の不当労働行為として無効と
いうべきである。したがって債権者は、債務者大
学の職員としての地位を依然有していることにな
る。」こういう裁判所の判断のまともな裏は決定
書の中に記載をされているわけでありまして。

一方、大学側は、この決定をされました全体を
受け入れるわけにはいかない、しかし、決定され
ました賃金を毎月支払うことにいたしました。そ
して、今日まで支払っているわけでありまして、
仮処分決定を不満として本訴に持ち込んで、現在
も係争中でありまして。

裁判所は、この本訴に対して和解を提起したよ
うであります。しかし、大学側はあくまでも就労
を認めない。金銭和解を主張して平行線をたど
り、実は和解が不調に終わっているわけでありま
す。

一方、これを見かねまして行政側、すなわち花
巻市と岩手県が介入をいたしました。そして、花
巻市の市長は、組合側の仮処分勝訴の段階で和解
あつせんに積極的になり込みましたが、大学側は
これを拒否したわけでありまして。そして、さらに
岩手県側は、県の商工労働部長さんが中心とな
って和解あつせんのためにかなり努力をされたわけ
であります。理事長初め有力な理事さんに接
触を拒まれまして、いわば事実上拒否をされてきて
いる、こういう状況であります。それで、現在は
副知事に預かりになっているというのが現状であ
ります。

経過を言えばたくさんあるわけでありまして、
時間がありませんので若干のことときり申し上げ
ることができませんでしたが、そこで質問を
三つ、四つしたい、こう思っておるわけでありま
す。

その第一は、文部省はこの仮処分の決定とその
内容を知っておられますか。知っているとする
ば、決定の内容についての感想なり判断をお聞か
せいただきたい、こう思います。

○阿部政府委員 この大学におきまして、そうい
うたぐい争議と申しますか問題があつたという
事実と、裁判所の仮処分についての判断が出たとい
うことは、承知をいたしております。しかしな
がら、先生の御質問にもございましたように、現
在本訴ということで裁判所に係属中の問題でもご
ざいますし、労働關係の問題でもございますの
で、文部省がこれについて意見を申し述べるとい
うことは差し控えていただきたいと思います。

○佐藤(徳)委員 それでは、仮処分の決定と、主
文は私が読み上げました。御承知なんでしょう
か。

○阿部政府委員 私、その仮処分の原文を読んだ
ことはございせんけれども、地位保全が認めら
れ、賃金の支払いが命ぜられたという内容につ
いては、その事柄としては承知をいたしてお
ります。

○佐藤(徳)委員 それでは、富士大学に対して補
助金が交付されていると思うのです。それで、富
士大学に改称された、つまり昭和五十一年四月か
ら五十八年度まで、年度別の交付額をおわかりで
したらひとつ教えていただきたいと思います。

○阿部政府委員 富士大学に対する経常費補助金
でございますけれども、年次を追って申し上げます
と、昭和五十一年度五千五百五十六万三千円、
五十二年五千六百二十六万七千円、五十三年度
六千九百七十七万四千円、五十四年度七千九百八
十九万四千円、五十五年八千七百二十六万三千円、
五十六年度九千三百七十七万七千円、五十七年度九
千九百八十七万五千円、五十八年度九千四百十三
万五千円、このような経緯になっております。

○佐藤(徳)委員 この使途についてはどうなつて
おりますか、おわかりですか。大学がどのように

この補助金を使われているのか、その内容については御承知でしょうか。

○阿部政府委員 補助金の使途につきましては、それぞれ決算等の報告を受けておるわけでございまして、それからまた、決算報告に關しましては公認會計士の監査等も義務づけられておりますが、その個々の大学の具体にどうなっているかというところまで私が目を通してゐるわけではございませんけれども、特段問題があるような指摘を受けたことはないと思つております。

○佐藤(徳)委員 先ほど申し上げましたように、仮処分決定は明快に出ておるわけであります。したがって、大学側も毎月賃金を支払つてゐるわけでありまして、これは大学に限らず、係争中の民間の会社、企業においてもこういう事例はたくさんあるわけであります。私も、そういう事例に直接携つた経験がありますからよく知つてゐるわけでありまして、ただ問題は、補助金をかり出されてゐる、そういうことを前提としてお尋ねをしてゐるわけであります。就労を拒否して、いわば就労しない者に大学当局が賃金を支払つてゐるわけですね。そうでしょう。——いや、支払つてゐるのです。仮処分決定をされて、本訴に持ち込んだけれども、しかし、その決定に従ひまして賃金だけは払つてゐるわけです。だから私は、補助金を交付されてゐるということが前提だということを言つてゐるわけでありまして、十分御理解いただきたいと思ひます。だから、就労をしていない者に支払つてゐるだけに、広い意味で言つたら人件費も補助対象になるのだらうと思ふのでありますけれども、私から言ひましたら非常にむだ遣いだ、こう思ふを得ないわけでありまして、就労してゐない者に賃金を裁判所の決定によつて支払つてゐる、こういうことを考えましたときにさう思ふのであります。どうお考えになりますか。

○阿部政府委員 補助金を出してゐる側からというところで申し上げますれば、この大学の、御指摘の解雇を受け現在係争中の七人の職員につきま

しては、現実に職員としての業務に従事してゐないということもございまして、經常費補助金の交付の対象にはなつてゐないわけにございまして、補助金としては対象にしてゐないわけにございまして、先ほど先生の御質問にちよつと首を振りましたのは、私、勘違いをいたしました。大学側から給与を払つてゐるわけにございまして、国からの補助金はその人たちに對しては出してゐない、これは大学側からそもそも申請もないわけにございまして、そういうような状況になつておるのです。補助金という点からは、この問題は關係してゐないということにございまして。

○佐藤(徳)委員 高等教育にとりまして、このような係争の長期化は決して好ましい状況だなどとは私は思つてゐないわけにございまして。一日も早く収束すべきだと思ひます。私は、この仮処分の内容を丹念に読みこなしました。ずっと読んでみますと、明らかに本訴に持ち込んだのも大学側が勝つてゐるような状況にはないと、私なんかは判断をするわけにございまして。極めて明快な決定書が出てゐるわけにございまして。

そこで私は、やはり学園正常化のためにも何と合ひでいろいろとお尋ねをしてゐるわけにございまして、したがって、大学当局が、一審があり、二審があり、三審があると、司法の制度がそういう仕組みになつてゐることはよく承知してゐるわけにございまして、このように明快に出されまして司法の決定に従つて、解雇された者を直ちに復職させるべきだ、私はこう思つてゐるわけにございまして。そのことは学園の正常化にもつながります。第二の九州産業大学や中西先生が指摘されてゐるような国立館大学のやうなことを発生させないためにも、私は非常に重要だと思つてゐるわけにございまして。私学であるだけに限界があるでしようけれども、文部省はぜひそのやうな立場に立つた行政指導をしていただきたいと思ひますが、いかがでしようか。できれば大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 先ほどもお答えしたとおりでございまして、こういう労使問題について両者の間に意見の相違があり、裁判所で争われてゐるというやうなたぐひの事柄につきまして、労働關係を担当してゐる省庁でない文部省がこういう個々の事件につきまして一々介入をしていくというのはいかかかという感じを私も持つてゐるわけにございまして、現段階におきましては、法廷に争われてゐる事柄でもございまして、私どもとしては、その状況等について注意して見守つていくということにいたしたいと思つておるわけにございまして。

○佐藤(徳)委員 お答えの気持ちにはわからないわけにございまして。ただ、大学側が今日の和解あつてせんを拒否してゐる限り、かなり長年月にわたつて裁判が続くのではないかと、私はこういう懸念を持つておられますし、教育の場であるだけにできるだけ文部省が、今の答弁については、その中身について理解はいたしますけれども、私の方も努力をいたしますので、今後とも十分な御検討をお願いしたい、こう思つてゐるところであります。ちよつと時間も参りましたので、終わります。

○愛野委員 湯山君。

○湯山委員 この私学共済の法律ができましたのは昭和二十九年でございまして、たまたま私が国会へ出た年でございまして。当時、厚生委員会というのでこの審議をいたしました。初めて誕生したので、私にとつては大変印象深い法律です。自來いろいろ関心を持つてやつてきたのですけれども、今度出された改正案がいろいろのわからぬ改正案は初めてでございまして。

そこで、それらについていろいろお尋ねいたしたいと思ふのですが、今度の既裁定年金の引き上げについては、五十九年三月から上げるといふものと四月から上げるもの、大きく分けましてこの四月から上げるといふもの、これは、本来ならば五十八年四月に引き上げるものが十一月か十月か、たとと解釈するの、そうじゃなくて、五十九年度に支給するものを五十八年度にそれだけ遡及して

やつた、こう解釈するの、その辺どうなんですか。

○阿部政府委員 大変難しい御質問でございまして、けれども、私ども、従来の例から申しまして、年金の改定をお願いいたします際には、そのお願いしております年の四月から実施をするというのが通常の形でございまして。そういう中で、ある一部分につきまして三月からということにございまして、そういう意味から言へば一月かかのばつて実施したということが言えようかと思つてゐるわけにございまして。

○湯山委員 五十七年度、それまでは四月実施であつたのを全部そろえて五月から実施したのを御記憶だと思ひますが、いかがでしよう。

○阿部政府委員 恐縮でございまして、私はその勉強が足りなかつたわけにございまして、先生御指摘のとおりであるというふうにただいま聞いたところでございまして。

○湯山委員 これは明らかに一月か月のくらゐということになりました。おくらせるに当たつては全部一斉でしたか、あるいは適用法、もつと端的に言へば旧法、新法によつて差別があつたかどうか、これはいかがですか。

○阿部政府委員 全部一律に措置をしたというふうに聞いております。

○湯山委員 これは、古いことになりましたと、うんと古いのは十月から実施というのでもあつたかと思ふのです。九月になり、それから八月になり、七月があつたかどうか、六月になり、五月飛ばして四月になり、また今のように五十七年は五月に返る。その際、いずれの場合も一斉に行われたと私は記憶しておりますが、いかがでしようか。

○阿部政府委員 御指摘のとおりでございまして。○湯山委員 それだけ長い実績を踏まえておりながら、今回は旧法適用者あるいは旧法適用期間についてのみ三月にさかのほつて、それ以外は四月から、もつと細かく言へばありますけれども、大きく分けてそういう扱いをしたというのはまことに異例であつて、私どもどうしてこれは納得で

きないのですが、ひとつ納得のできるような御説明をお願いしたい。

○阿部政府委員 私立学校共済組合の年金につきましては、先ほどお話がございましたように、もう先生の方が十分お詳しいわけでございますけれども、昭和二十九年にこの共済組合制度ができて、その後いろいろな形で逐次改正等も行われまして国家公務員に準ずるような形ということになってきたわけでございます。

こういうことになりましたことは、御承知のように教育基本法の精神で、国公私を通じて教員について適正な待遇が図られるべきだという基本的な精神に基づいてこういう仕組みができたのだというふうに理解をしておるわけでございますが、そういった観点から、この私学共済が行います長期給付の内容につきましては、国公立学校の教職員に準ずるといふ仕組みで今日まで措置をされてまいったわけでございます。今回の年金の改定に当たりまして、そういうような形で基本的にと申しますか、国公立学校の措置に準ずるといふ仕組みをとったわけでございます。

国公立学校の今回の国家公務員共済の年金関係の改定につきまして、御指摘がございましたように、現行の共済年金制度施行後の期間分につきましては四月から改定であるけれども、それ以前の期間分につきましては三月から改定という措置が講じられておりますので、私学共済につきましても四月実施というのが従来の普通のルールであろうというところで先ほど申し上げたわけでございますが、その措置を講じますと、国立学校の教員との間にアンバランスが生ずるといふ問題がございます。したがって、国家公務員と国立学校の教員と同じような措置をとるといふような従来の私学共済の基本的精神に基づきまして、今回のこの問題につきましても国立学校の場合と同じような措置をとるといふことになったわけでございます。

○湯山委員 これはちょっと説明にならないので、ただそれに準じたということでは御答弁にな

らないと思うのです。というのは、提案理由の御説明にも、国公立学校の教職員に係る退職年金等の云々に準じるといふ説明がありまして、準じたこととはよくわかります。しかし国立、公立はどうなんですか。公立は年金は文部省所管ですね。

○阿部政府委員 公立学校共済組合そのものは文部省所管でございますけれども、年金制度は自治省が所管ということになっております。

○湯山委員 ですから、ただ準じたと言え、じや国公立は恩給に準じたと言え、それで終わります。それでは説明にならないので、どういうわけであらうかということをお聞かせ願います。

○阿部政府委員 国立学校と申しますか、国家公務員共済組合につきましては、ただいま先生から御指摘ございましたように、恩給関連というようになことで措置をしたということでございますが、恩給問題の取り扱いにつきましては私も所管でございませんで直接承知をしておるわけではございませんけれども、恩給につきましては、昭和五十七年度の公務員給与の改善が見送られたという

ようなことで五十八年度の恩給のベースアップが見送られざるを得なかった。その辺のところを勘案をして、せめて実施時期を一カ月だけでも繰り上げたいということでも措置が行われたというふう

に理解をしておるわけでございますが、国家公務員の共済組合は、その恩給との関連を考慮していただいま申し上げたような措置を講じたということ

でございます。玉突き玉突きみたいな説明になつて大変恐縮でございますけれども、私どももいたしましては、先ほど来申し上げておりますように、私立学校の教職員について国立学校より不利になつてはいけないというふうなこともござい

ますので、もとのところについてはあるいはいろいろ御議論があらうかとは思いますが、国立学校に合わせるという方式をとらしていただきた

すね。

今おっしゃった、恩給については五十八年度ベースアップを見送ったのだと言ふのですけれども、これはみんな同じです。全部そうなんです。だから、恩給についてなされる、三月にさかのぼるのならば、かつて全部一緒に四月を五月に下げたように、全部同じでなければならぬ。この説明は私ではできないと思うのです。恐らくできないと思うのです。なぜかという、これは政治的な配慮でなされたものです。その政治的な配慮の内容というものは、局長は御存じですか。

○阿部政府委員 全く存じておりません。

○湯山委員 主計局、お見えになっておりますね。主計局は御存じですか。

○小村説明員 五十八年度の恩給の問題につきまして、当時見送った背景には、党と恩給団体との間でいろいろなお約束があったということも聞いておりますが、政府としては、その話の内容について私どもも周知をしていないという立場でございます。

○湯山委員 若干違ふと思うのです。私が大蔵省で聞いたのでは、大蔵省も内容は知っています。しかし、大蔵省とそれとの覚書ではありません。周知しないじゃなくて、中身は知っておられるはずなんです。いかがですか。

○小村説明員 中身の文書については拝見をいたしておりますが、内容について私ども大蔵省が納得をして、結構ですと申し上げたものではございませんという趣旨でございます。

○湯山委員 その内容を御記憶でしたら、ここで述べていただきたいと思ひます。

○小村説明員 文書をたいま持っておりますので正確でないかもしれませんが、恩給の五十九年の改定に当たっては実施時期は五十九年一月からという、原則として一月からというふうに書いていたかと存じます。

のを下らないということもあつたはずで。そこで結局、本来ならば共済は恩給に準ずるわけですから、恩給連盟との約束だけじゃなくて、同じものは、直接の覚書じゃありませんけれども共済にも行つておるはずなんです、それは常に言われたように恩給に右へ倣えて来ておるわけですから。それが三月になったということで、その三月を今度また新法、旧法期間で区切つてやつておる。こういう例は、これもないと思うのです。

そこで局長にお尋ねしますが、三月から上がる人で一番額の低い人というのは幾らぐらい上がりますか。

○阿部政府委員 ただいま調べておりますので、後ほどお答えさせていただきますと思ひます。

○湯山委員 では、私学年金の平均額は幾らですか。

○阿部政府委員 一般の退職年金でございますけれども、一人当たりの年金平均値でございますが、百五十四万六千円くらいでございます。

○湯山委員 そうすると、百五十四万ですから、月額にして十二、三万ですか。

そこで、まるまる旧法の人で、十二万の二%、二千四百円です。いいですね。ところが、旧法期間が例えば二年で新法期間が十八年という人は、幾ら上がりますか。

○阿部政府委員 ただいま御指摘ございました二千四百円の十分の一ぐらいの数字にならうかと思ひます。

○湯山委員 これだけ難しい法律をつくつて、そして旧法期間、新法期間を区切つて、おまえのは三月から上げてやるといった低い人は、まだその半分もあるのですよ、一年の人もあるわけですから。とにかく二百四、五十万、もっと低いのは百何十円です。そんなのを区切つて上げなければならぬ必要がどこにありますか。

○阿部政府委員 金額の点について御指摘はあらうかとは思ひますが、制度としていろいろ考へていきます場合には、その間のバランスをとらなければならぬと思うわけでございます。

て、恩給についてそのような制度がとられたというこのバランスの上から、国家公務員についての措置が講ぜられ、それとのバランスで私学についての措置が講ぜられるわけでございます。金額のいかんということもございまいしうけれども、バランスをとっていただくことの必要性という見地から考えたわけでございます。

○湯山委員 説明は求めませんけれども、大臣、今のうちに、せっかくこれは法律をやつて三月までしかのぼつてやりませんでしたと言つても、低いのは一月で百何十円です。こういう事態だということを大臣は御存じだったでしょうか、まずその点から。

○森国務大臣 湯山先生は、私学共済の特に権威者だとしておりましたから、正直申し上げて、法案提出に際しましていろいろと勉強はしてみましたけれども、先生のようにそこまで、いろいろな角度から掘り下げられたところまでは私は承知をいたしておりませんでした。

○湯山委員 それはもうごもっともだと思ひます。しかし、これは協議のときに、共済は文部省で公立も管理しておるわけですから影響するところは非常に大きいわけで、その辺の主張をなぜやらなかったか、その点は私は非常に不満です。

それから、第二の質問をいたします。公務員に關しては、確かに五十八年度の人事院勧告は見送られました。しかし、私学の教職員について、五十八年度ベースアップは見送られたか、見送られなかったか、これはどうなっておりますか。

○阿部政府委員 私立学校の教職員の給与の額の問題につきましては、これは民間ベースの話でございますので、それぞれの学校の労使関係で決まってくるわけでございます。したがって、その学校法人によりまして、ベースアップを行ったところ、行わなかったところ、多様であらうかと思ひます。

○湯山委員 どれぐらいが上がつて、どれぐらいが上がらなかったかという調査は、していらつしやいませんか。

○阿部政府委員 ただいま手元には持つておりませんけれども、私学助成の関係で、ある程度の調査はしているのではないかとと思ひます。

○湯山委員 大部分が上がつていふことではないですか。

○阿部政府委員 上がつていふケースが相当あると思ひます。

○湯山委員 そこで、さつき局長の御答弁では、公務員の給与が凍結になった。それを受けて恩給がこうなつてこうだという玉突き説明がありまして、しかし、私学の場合は私学の教職員は上がつていふのだ。したがつて、公務員給与凍結に必ずしも私学年金が趣く分まで準拠しなければならぬ、その主張もなぜできなかったのか、私は大変不満なんです、いかがでしょうか。

○阿部政府委員 このところは、先生からの御指摘ではございませうけれども、私も、こういった共済という制度を私学について、普通の民間会社の場合と違つて特に共済組合という制度を設け、国家公務員に準じた年金制度をつくつていふというこの関係から申しますと、個々についてベースアップがあるケース、ないケース、さまざまのものにつきては、給与につきては別途標準給与という金額を定めて措置しておるわけでございます。そういった中でいへば私学共済の年金受給者の場合には、公的年金の受給者グループの中で、その仲間に入つたものとして統一的に取り扱つていくということが適當なのではないかとと思つておるわけでございます。

○湯山委員 局長の御答弁はさうだろと思ひます。しかし、おっしゃつたように、制度の間で同じようにそろえていくということも大事ですけれども、その制度の中で、今申し上げましたように三月から二千四百円ばかり上がる人があるし、その中でわずかに百二十円くらいしか上がらない人もある、もっと少ない人もあるはず。そういう不均衡ははつておいて、ただ制度の並びだけ考へるといふのは、必ずしも私はいふことではないと思ふのです。この辺に対する配慮が若干足りない

かつたことを、私は大変遺憾に思ひます。

それから第三番目に、さつき田中委員からも質問がありましたが、掛金については法人及び組合員に対して都道府県から補助があります。千分の四つ千分の八、その補助を出している側は、掛金負担が少なくなるというのとはちろん直接のねらいですけれども、出す側としてみれば、年金は正常に支給されているということも前提にして出している、これは間違ひございません。したがつて、今度も私学の年金もこううだといふ話をしたら、私学はそんなことをしなくていいじゃないですかという県の関係者もいふではないのです。これらについては、何らかの了解を得ておく必要があるんじゃないかと私は思つたのですが、ただ法律をやつたからうだ、国はこれでこれだけ俵約ができます、国がそれだけ浮いてきます。地方は従来どおり出しておるのですから、地方はちつとも浮かない。国だけいいことをして地方は従来どおり出させて組合員にこういうし寄せをしていふということにも、私はある意味で、政治的な責任とまでは言ひませんが、やはり何かしておかぬといふかねのじやないかという感じがしますが、この点はいかがでしょうか。

○阿部政府委員 都道府県の関係者に対しては、毎年私立学校主管の部課長会議等がございまして、その席でこの改定問題等の御説明も申し上げ、同時に、かねて先生からも御指摘をいたしておりまして千分の八の確保の問題等についてもお願いをするという措置は講じておるわけでございますが、あるいは私どもの説明が不十分で理解が十分行き届いていなかった面があるかもしれないと思ひます。その点は反省をしなければならぬと思ひますが、御指摘をいただきまして、今後十分御説明をするようにいたしたいと存じます。

○湯山委員 それから、まだひとつ矛盾があるのです。それは最低保障額です。今の年金のベースアップについては、通常の年金については今のように入法に職期間と新法に職期間によつて計算しておる。最低保障額にはそれがありませんね。さう

いう区別はしないでやっておりますね。これを御確認願ひたいと思ふのです。

○阿部政府委員 御指摘のとおり、最低保障額につきましては、一律に三月から引き上げという措置にいたしております。

○湯山委員 提案説明にもさうなつておるのですが、三月から上がらない最低保障額も私学年金の中にありますね。

○阿部政府委員 あるいは正確なお答えでなかつたかと思ひますが、六十五歳以上の者に係る新法年金の最低保障額について三月からということにいたしておりますので、六十五歳未満の者につきましては三月からになつておらないわけでございます。

○湯山委員 ただ、これで見ますと、三月分以後引き上げとなつております。これは細かい説明が抜けておるのだらうと思ふのですが、それでは最低保障では、新法適用者で六十五歳未満の三月から上がらない人、これだけ今度のけものですね。いつ幾らに上がるのですか、正確にお答え願ひたい。

○阿部政府委員 ただいま御指摘の最低保障額でございませうけれども、厚生年金関係との絡み等もございまして、国民年金法等の一部を改正する法律案が現在御審議をいただいておりますので、政令の改正をするというのを予定いたしております。その政令改正によって必要金額を定めるわけでございますが、他とのバランスから二%の引き上げをするということを予定いたしております。

○湯山委員 そうなりますと、現在あの法律は通るか通らぬかわからぬと私は思ふのです。というのは、社労委員会には現に健康保険法が行つております。この共済の短期に關連する分が行つておるわけで、これは非常に問題の大きい法律です。その後へ持つていつて国年、それから厚年、船員保険一緒にしたものが行くわけで、これも通るか通らぬかわからないのですが、もし通らなかつ

たら、六十五歳未満の最低保障額はどうなるのですか。

○阿部政府委員 文部省所管の法律ではございませんけれども、政府として提案しておる法律でございまして、その成立を私も望んでおるわけでございますが、先生ただいま御指摘のお話につきましては、現在の退職年金の最低保障額が現行制度で七十四万四千円ということになっておりまして、旧法グループのケースとの比較では、旧法グループでは六十五歳未満の方の場合に六十五万四千円ということになりますので、まあ二%上がらないということの問題は残るわけではございませんけれども、著しくバランスが、例えば逆転するというような現象が生ずるわけではないと思えます。

○湯山委員 大臣、これもちょっとお聞きになってください。今答弁のように、最低保障額はほとんど全部上がります。六十五歳未満の人も旧法の人はやる。それから新法でも六十五歳以上の人は全部上がります。約二%。ただ、新法適用の六十五歳未満だけが取り残される。しかも、上がるのは三月からじゃなくて正常にいつても四月から。で、今お話しのように、計算してみると七十四万四千円が七十五万四千円というような、これが一丁だけ取り残される。これも問題なんですね。もし法律の建前を厳重にいくのであれば、最低保障額についても、例えば今のようにならば、最低保障額があり新法期間幾らならそれに準じて区別をつけるのなら両方理論的に一致します。しかしそうじゃなくて、一方はつかみのように六十五歳以上は全部行け、新法も旧法も八十万に皆行けと。ただ、今のようにならば六十五歳未満だけ取り残すという建前も、ほかの別ですればいいけれども、最低保障額だけに問題があるということを指摘しておきます。

このあたり、非常にわかりにくいのです。だから局長も十分御理解できにくいと思うし、私も随分苦労してこままでたどり着いたわけで、これはこういう矛盾を持っているのです。だから、今度の改正というのは、さっき申し上げた点といふ今度のいい、結局、さっき主計官が言われたような政治折衝の結果をしゃにむに持ってきて、予算の幅があったのか何か知らぬけれども、それで削るところは削って、まあこれは仕方ない、残してやれ、これは面倒だから生かしてやれといったような操作をしただけのものです。ちっとも年金受給者に対する思いやりもなければ、わずかに三月までさかのぼって百円余り余計にもらって、それで、まあ三月までさかのぼってくれたというようないふことにしかならない改正であって、この点、私は大変不満であるということをご表明しておきたいと思えます。

その次に、今の標準給与の引き上げで、これも今田中委員から質問がございました。そこで、それだけの数についてありましてささか驚いておるのですけれども、上限の方の引き上げはいいとします。これはささかきの御説明で納得したとして、下限の引き上げが二千名ですか、千名——適用者が何名ありますか。

○阿部政府委員 下限引き上げの絡みで七万七千円となるわけでございますけれども、それ以下の組合員が四千九百人でございます。全体の一・四%程度となるわけでございます。

○湯山委員 全体の一・四%といえば二百人に三人ですか。あれだけ大臣も私学の経費助成というので相当助成をしておるわけですね。それから経営もほとんどが安定してきているという中で、なおかつ月の給料が七万五千円に足りない人が、今日で言えば七万七千円に足りない人が四千九百人、二百人に三人もいる。ちよっと想像できないのですけれども、実態で一番低いのは幾らですか。

○阿部政府委員 ただいま手元にその資料を持っておりますので、ちよっとわかりかねるわけでございます。

○湯山委員 私は、七万七千円以下の教職員がいるということさえも理解に苦しむところなんです。あれだけとにかく助成して、今度の場合も高校以下については交付税の方から随分頑張ってもらって

きておるのですから、こんなのがなくならないと本当に私学振興にならないのじゃないか。それは自分の娘を使っておる幼稚園等もあるのはわかります。わかりましたけれども、そういうところだからといって五万円、ひよっとしたら五万円以下というのがあるかもしれないのです。それでやったり、七万円以下でとにかく法律で認められた学校が教職員を使っているというところはいかにも私は心外であって、こういうものをなくするためのいろいろな対策をもっと講じなければいかぬのじゃないか。その点、いかがですか。

○阿部政府委員 私ども、この実態を十分承知しておるわけではございませんのであれでございまして、いろいろ考えられるところといたしましては、例えばミッシェンスクールなんかの場合に、神父さんが教員を兼ねておられるというような場合非常に低額で、ただし、例えば上智大学なんかの場合でございまして、学内の官舎等に住み、食事その他すべて現物支給をされるというふうなタイプのものもあるわけでございます。あるいは看護学校みたいなたいぐいのもので、見習い看護婦として勤めていて、そしてかつ生徒でもあるというふうな関係で、若干相殺関係が行われているというたぐいのものもあるかと思っております。

○湯山委員 特に私学振興に御熱心な森文部大臣のもとで、調べて、例えば今のシスターさんや安んじ給料をやっているのだから、本来から言えはいいことじゃないのです。それから、見習いといえども、年金に入る以上はやっぱりそれはきちんとした待遇をしないといけなものであつて、資料は早急に調べれば簡単にわかることですからお調べになって、適切な指導をぜひお願いしたいと思います。それはそういうことでお願いいたします。

次にお尋ねしたいのは、主計官おいでいただいたので。給付費の補助一八%です。四分の一ずつ五十七年、五十八年、五十九年と減額した。これは、私もその特例法審議に当たりましたのでよく知っています。しかし、三年間やるのであって、それを経過した以後、何年かからかわりませんけれども、元利に運用益をつけて返しますと総理は約束をしておられます。三年間で元利、運用益合わせて幾らぐらいになるのですか。

○小村説明員 三年間の補助金の四分の一減額相当分は、決算、予算の額でございまして、合わせて五十三億円でございまして、それに運用益の減少分が幾らかというお尋ねでございますが、運用益、どういふ率でどういふふうにお返しをするかという点についてはまだこれからお話し合いをする段階でございまして、仮に共済の運用予定利回り五・五%ということと計算いたしますと、約四億円ぐらいになるかと思えます。

○湯山委員 よくわかりました。

しかし、今度のベースアップで必要な金額は、局長、ささか幾らとおっしゃったのでしたか。

○阿部政府委員 法律改正に直接絡みます分、補助金ベースで五千四百万円くらいとお答えしたと思えます。

○湯山委員 補助金ベースで五千四百万といえ、その百倍ですね、とにかくそれだけ国は召し上げています。

それはそれとして、今それをどう言うつもりはありますか。問題は、財政再建は思うように進んでいないと思うのです。主計官、当時の計画どおり進んでいないでしよう。

○小村説明員 先生御指摘のとおり、行革特例法を御審議願っている段階では、五十九年度特例公債売却というものを目標として改革を行っていたわけでございますが、五十九年度脱却は残念ながらできなかったということで、財政状況については当時予想していたものよりも悪いということは言えるかと思えます。

○湯山委員 だからといって、ここが大事なんで

省、そのほか、いわば学識経験の方にも若干入っていただきまして、三月の末から検討のための会合を既に開催を始めております。

○湯山委員 どういう項目について検討しておりますか。

○阿部政府委員 ただいま論議を開始したばかりの段階でございますので、この項目の項目等と決めておるわけではないようでございますけれども、考えられます主な事項といたしましては、基礎年金を導入する場合の給付体系の変更等、現行共済年金制度との関係の整理をどうするかという問題。それから、報酬比例年金の給付水準あるいは基礎給付のとり方、スライドの方法等をどうしていくかという問題。それから、公平性を確保するために制度内あるいは制度間の併給の問題をどう調整していくかという問題。遺族年金の支給率、支給対象範囲、支給開始年齢等をどうするか。さらには、現行共済年金は職域年金的な性格をも有しているということが言われておるわけでございまして、そういう職域年金部分というものをどう考えていくか、どう位置づけるか。その他にもあろうかと思ひますけれども、そういう点々が議論の対象に、これからだんだん詰めていく対象になるもの、こういうふうに理解をしております。

○湯山委員 共通事項だけを審議していく中で、私学年金だけ、独自のものについてはさき田中委員からも、既得権は損なわないようにというようなお話がありました。しかし、かなり基本的なところに触れる問題ではっておけない問題は、それらならしをしておかないと共通で論議できないようになる問題の一つに、掛金負担の問題があると思うのです。おおよそ掛金負担の限度というのはどれぐらいと見ておりますか。

○阿部政府委員 掛金負担をどの程度と考えるかということは大変難しい御質問でございます。申し上げるまでもないことでございまして、けれども、こういった各種の、その他にも社会保険がいろいろございます。こういった社会保険料の問題

でございますとか、あるいは租税負担とのバランスとか、いろいろなことを検討いたしませんと、にわかにはこれについてということが言いにくいわけでございますので、そういう点でひとつお許しをいただきたいと思うわけでございます。

ただ、これはもう先生の御承知のことと思ひますけれども、昭和五十七年の七月に、共済年金制度基本問題研究会というのがございまして、これは大蔵大臣のいわば私的諮問機関ということで共済年金問題についての議論をいただいた機関でございまして、その意見におきましては負担の限界というようなことで、事業主負担と本人負担と両方合わせた率でございまして、標準報酬の二〇%から二五%ぐらいのところが限度ではないかというように示されておるわけでございまして、これは承知しておるわけでございます。

いずれにいたしまして、文部省として、この辺が限界であるということを言うだけの資料は、ただいま持ち合わせてないわけでございます。

○湯山委員 おっしゃるとおりです。局長の御答弁のとおり、資料にはそうなっております。私ども、大体二百三十ぐらいじゃないかという検討もしておるのですが、その場合に私学年金については都道府県の補助がかわつておる。仮に千分の二百五十なら五十としても、千分の八の補助があれば千分の二百四十二というように、ほかは二百五十でも私学の場合は補助があれば二百四十二というところ、その違いがあるわけですね。これについてどうするつもりですか。これはほかと関係なく文部省で考えなければならぬ問題です。もちろん地方でもそうですが、年金制度が変わったときになおかつ期待できますか。あるいは期待しても都道府県が応じてくれるかどうか、その辺の検討はどうなんですか。

○阿部政府委員 都道府県の補助につきましても、これは先生十分御承知のように、掛金については都道府県は補助をするということでございます。その中で、一般の国庫補助等の公経済負担の問題とかなり性格を異にしていると私も思っております。

わけでございます。そういう意味からいえば、公的年金の一元化等が進んでまいりました場合にも、これについて一般の国庫補助と申しますか、公的負担の中に解消するという性格のものではないかという気持ちを持っておるわけでござい

ます。いずれにいたしまして、例えば国庫補助については基礎年金の方に集中的に措置をするとか、いろいろな方向が厚生年金の関係では出てきておるといふようなこともございまして、今後種々議論になることであろうと思っておりますが、最初に申し上げましたように、私どもは、一般の公経済負担としての国庫補助とは性格が違ふんだ、掛金に対する特別の援助措置なんだというように構えてこの問題については対応していきたい、こう思っております。

○湯山委員 局長、そうだから問題なんです。ね。国の補助ではなくて各個人の掛金負担でしよう、法人それから本人の。その限度が幾らかというのを聞きしたわけですね。そうすると千分の二百から二百五十、それに当たるのがこれです。ね。国の補助はそれより別なところですね。だから、それと直接関係があるからこれは問題があるというのを申し上げておるのです。これは私、だんだんお互い各省論議しておるときに、恐らく私学年金だけが都道府県の補助をもらつておるといふことについては、他から意見が出ると思ふのです。

それは、例えば農林年金あたりも、農協にしても漁協にしても、県の仕事も随分やっております。国の仕事も随分やっております。ここに対しては今のような掛金の補助というのはいないのです。だから、以前から農林年金も私学並みに都道府県の補助をもらうようにはならないかという議論は、しばしばあったわけですね。そういう中で私学だけが、うちは既得権だからこれは都道府県から出してもらふんだということ安易にやっていると、検討しなければならぬと思ふのですが、そ

の点の認識はいかがでしょう。

○阿部政府委員 先生からお話ございましたように、まさに私もそのとおりだろうと思つておるわけでございまして、この問題につきましてもいろいろな議論が、例えば交付税を担当しております自治省とか所管のところからは、いろいろな御意見が出てくるであろうというのを覚悟しておるわけでございます。ただ、この性格は、掛金に対する援助という特別の措置であつて、従来の、国が補助をしているというふうな公経済負担の問題とは性格が違ふというふうには私どもは思つておるわけでございまして、これについていかに対応していくかという問題は、さらにこの年金制度全体の総合調整の中から私どもも十分慎重に検討したいと思ひます。

○湯山委員 これは最初に申し上げたように、私学年金を抑える。それについて、補助をして都道府県の人たちは、全部ではありませんけれども、本来正常に給付されるものという前提のもとにしておる。それがこんなことでされるといふことについては不満もあるわけですね。今度改正になつて共済がほとんどそろつてくるということになれば、これは都道府県だつて決して楽な財政じゃありません、したがって、お願いしても出してくれないというさつきのお話もあつたとおりです。正直に言つて、できるなら負担をやめたい方でしょう。そういう中でやっていくことにすれば、これは各省の話し合ひの中で問題になるし、対都道府県関係でも問題になる。非常に大事な問題ですから、早目にがたがたしないように対応しておかないと、各省との協議が進めば進むほど事は面倒になるというところで、ひとつぜひ十分な対応をお願いしたいと思ひます。

それからもう一つの問題。これも大きい問題なんです。それは、今度の改正は、基礎年金導入を前提として改正が論議されて案をつくる。その場合に、現在加入しておる法人と加入してないのがある。この加入してない五十幾つ、しかもこれはちゃんと大きな大学と聞いておりま

私もそういったしましては、話し合いを数時間になつて行つたわけでございますけれども、その中で、主として従来から求めておりました理事体制の刷新の問題について、その後どういうふうな対応になつてゐるのかというあたりを詰めることが一つ、もう一点は、鶴岡前理事長に対します享額退職金の問題について事情を聴取する、いろいろ

る問題はあつたわけでございますけれども、昨日は主としてその二点について説明を求め、あるいはそれに応じて指導等を行ったわけでございます。
○中西(續)委員 そうしますと、五項目の報告をしていただくわけでありまして、主としてその一項目を中心に据えてやったということですね。

○阿部政府委員 これは、従来から申し上げておりますように、五項目の報告の中で他の四項目については、ある程度前向きな回答をかねて大学当局から受けておるわけでございますけれども、私どもが最も重要だと考えております第一項目、すなわち理事体制の刷新等に関する部分については、今までの大学当局の対応が極めて不十分であると私どもは考えておるわけでございますので、まずはこれが一番の先決問題であるということことで、その問題を中心に詰めるべく努力をしたわけでございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、鶴岡前理事長の支配がまだ依然として残つておるということになるわけですから、この点がまだ問題として残つておる。今例に挙げました高額の退職金の問題でありますけれども、三億六千五百万プラス対馬研究所の贈与、建設費二千九百万円については、一名の学長が反対しただけであと全員賛成だということになるわけですから、全体的にそういうものが依然として残つておるということが言えると思ひます。と同時に、この前も指摘をいたしましたように、公舎、公用車、あるいは鶴岡氏は校内に部屋を持っておるということ、さらに人権擁護対策の責任者にまでなつておるということですから、内容的には理事会が全くそうなつておらないということに指摘することができると思ふのです。

そこで、きのう論議されたのではないかと思ひますけれども、財政的にこの学校を食いつぶして出ていくのではないかということを私は一番恐れています。特に、昨年この委員会が論議いたしましたけれども、校納金の中で特別協力金なるもの

を一般に十万円、それから特別推薦入学は十五万円というところで、私が試算したところでは三億八千四百二十五万円という金額になる。入学をしない人を含めまして、昨年は約五億円になるのですね。それを今度引き当てれば、鶴岡氏のこうした問題が全部大抵片づくということになったような感じがするのです。

本年度また授業料引き上げ、増額してありますね。この特別協力金は教育環境の整備充実ということで取るといふことで、昨年大学局長と確認をしたところなんです。環境整備は全然してない。逆に研究費とかいろいろなもの、ほとんど全部削り取つていつておるでしょう。昨年末の年度末手当は、本人は三百六十万円もらつておるけれども、教員は二十一日分ですよ。一カ月に満たない。

こういうぐあいにして全部削り取つて、こういう金を自由にどこかで使つていくという体制、その体質が依然として直つていなくて本年授業料が増額されておるが、試算をすれば総額は一年間で大体何ぼになりますか、わかりますか。

○阿部政府委員 手元に資料を持っておりますので、後ほど計算をいたしたいと思います。

○中西(續)委員 こうしたやり方すべてが依然として体質として残つておる。しかもその中で、今度稲井理事長が来てどういふように答えたか知りませんが、地元の読売新聞に出ておる中身は、三億六千五百万円を決定した後に、内規は見つたことがない、額は聞いて驚いたということをつたつたことが出ておるのです。ところが今度聞きますと、五十五年十月に内規は提出をした、こういうふうになつておる。これは、内規があるかどうかということ聞き合はせました。前中村理事長は、五十八年一月にやめたのです。さらにその後五十八年三月から就任した大村学長、この方たちは理事であつたし現在も理事であるけれども、策定したことはなし知らないと云つておるのです。だのに文部省には内規が提出をされた。稲井さんの読売新聞における発言

の中身、文部省にこうしたことをやつたということ、こうなりますと、また同じようなことを繰り返してやつておるということがここには具体的にでてきたと私は思ふのです。この点どういふように受けとめられておりますか、出されたものについて。

○阿部政府委員 いわゆる内規でございますけれども、そういうものを昭和五十五年につくつてあるということでございます。私どももいたしましては、その現物の提出を求めると同時に、その制定の経緯と申しますか、どういふところであるかと決めたのかどうかという問題でございます。その後役員の異動が若干数あつたはずであるから、その者たちについて具体的に適用がどのようになつたかというふうなあたりをいろいろ詰めて聞いただしをしたわけでございます。制定の経緯等につきましても全く明確な回答ができない、それからその後の適用につきましても、その後退官された役員についてそれを適用したケースは一件もない、今度の鶴岡氏について適用したのが初めてであるというふうなことで、内規というもののについては私どもは、信頼性等の面から極めて問題のあるものだといふふうに判断をしておるわけでございます。

なお、三億幾らという金額の問題につきましては、そういう金額を内規からはじいたということ、大学側としては、それは内規によつてはじいたものであり、前理事長に対する配慮としていけば当然の金額であるという主張をするわけでございますけれども、私どもとしては、社会的に見て問題があるというふうに感ずるということでございます。

さらに、ちやうどぐあいのいいことに、という言葉は適當かどうかあれでございますけれども、堀という四月から任命された新しい監事が見えておりましたので、監事の職責について、私立学校法あるいは寄附行為等からいって、学内のそういう状況を監査し、理事について意見を言うという同

時に、文部大臣に対して直接意見を言うという立場にあるわけでございますので、そういう職責を御本人に十分確認をした上で、学内の諸般の状況、あるいは先生の御指摘がございましたような、大学の経営の状況等から見て適切な退職金であつたかどうかという判断を、近日のうちに監事として判断をして持つてきてほしいということまで注文をいたしました。

いろいろな点から批判を高めつつあるということでございます。

○中西(續)委員 こういうあれを見ますと、先ほど申し上げました五十八年の一月まで、今局長が言われましたように、中村前理事長に対しては一銭も支払いをされてないわけですね。ところが地方の新聞には、九州高校だとか英数学館だとか別の学校の法人をやつたんだとか、千坪の、英数学館の寮の土地として十年前に購入したものをやつておるとか、こんなちやうどちやうど地域ではごまかしをしておるというのが今の実態のようであります。

そこで、この点は十分追及をしていただきたいと思ひます。特に九産大の財政状況がどうなつておるかということについては恐らく今度堀監事が持つてくると思ひますから、そこいらとあわせて後日には聞きたいと思ひますけれども、今出ておる中身というものは五十七年度ですか、二年前です。五十六年度になりますか、どちらかになりますか、どうなつておるかわかりますか。

○阿部政府委員 五十七年度末のところまでしか私どもも把握をしておらないわけでございますけれども、この当時は、先生御案内のように、補助金の打ち切り等の問題にじかに響いておらないというふうなこともございますので、総資産に対する総負債の割合が三〇・九というふうなことで、一般の大学法人の平均的なところから見て特に問題があるという状況ではないということでございます。あるいはまた、帰属収入の中で人件費がどれだけかかつておるかというふうなこともございまして、五十七年度では五〇・九というふうなことで、

これも全大学の平均状態に比べますと決して悪いという状況ではないというのが五十七年度までの状況でございます。

しかしながら、その後の状況がどうなっているかということは、私どももまだ把握をしていないわけでございますけれども、昨日はそういう最高責任者との基本的な話し合いでもございましたので、あと細かい財政等の問題につきましましては別途事務的にもう少し詰めていきたい、こう思っておりますわけでございます。

○中西(續)委員 理事会の状況でも一つ確認をしておきたいと思ひます。

昨日参りました平野理事の発言ですけれども、これは説きに出ておたというのですが、教務側にイデオロギー急進者があり、私はとどまらなくてはならぬと思う。そしてなお、これはききよう言つたのではないかと思ひますけれども、人員整理をしなればならぬ、それまでやめられぬということまでつけ加えて発言をしています。といひますと、今言う新聞で報道された、教務側の皆さんの今一生懸命正常化を目指しておる人たちの首を切らなければならぬことはできないということとを暗にはめかしておるということが言えるわけですね。そして特に稲井発言が、これまで地方の新聞に出ておられますけれども、成績改ざん問題などもあり提訴されているので、片づくまでは平野氏をやめさせるわけにはいかぬということまで言つておるようであります。悪いことをしておる者をこうして残さなければならぬということを平気で新聞記者などに言つておる。と同時に、今度は、ききよう体育館へ職員をみんな集めまして鶴岡氏が、みんな動揺するなということで激励しているのですよ。こういうぐあいには、依然として今の問題になつておる部分の理事の刷新に対する考え方というのは、今大変慌てておるのか何か知りませんけれども、こうした逆の面が次々として出てきておるということを私たちは知っておかなくてはならぬと思うのです。

ちやうど国士館と同じような形でもって、そう

注意をしたところが今度は何人か首を切つていく、それがまた混乱のもとになつて、入学が延ばさたりいろいろなことになつて、その被害を受けるのはだれかという学生であります。それから、地域社会においてこの学校の地位をどんどん下落させていくということになつておるわけですね。一万数千名おる大学でありますから、この点を何とかして——この次は四月二十七日ですから、回答を求めるといふことになつておるようでありまして、こうした言動などが次々に報道されればされるほど学校の威信というものが落ちていくわけですから、こうした点につきましても事前にももう少し注意をしておく必要があるのではないかと、こう思ひますので、この点についてどうでしょう。

○阿部政府委員 御指摘のような、私どもは初めて伺つたこともございまして、いろいろなことがあつたわけでございます。そのゆゑにこそ理事体制の刷新というのはいくらも重要だといふことで、今回は期限つきでその回答を迫つたわけでございます。理事長はもちろん、大変厳しい御指導をいただいたといふことで、それは厳しく受けとめる、十分検討して回答するといふことで持ち帰つております。私どもとしては、先方の回答が近く来ると思ひますけれども、それを見て、また足らざる点があればさらに厳しく指導を重ねていくといふことで、一日も早く事態が改善するように最大限の努力を粘り強く続けたい、かように考へております。

○中西(續)委員 大臣、このようにして確かに強い指導を行つた、しかしその結果は、内容的にまた同じようなものを文部省に來て平気で、現理事長まで含んで言つておる。しかも、底が抜けて、外ではそれを否定するやうなことを平気で言つておるといふやうな状況等もありますし、さらに、こうした体制を固めようとして必死になり始めておりますときだけに、文部省としての、今局長が言われました不退転の決意、こうしたものを十分受けて、大臣の所感を最後にお聞かせいただきました

いと思ふのです。

○森国務大臣 中西先生からききよう御指摘をいただきましたことを踏まえまして、局長も、なお一層粘り強く改善を求めていく、こういうふうにし上げております。私も、この国会が始まりましてから予算委員会、文教委員会を通じまして、世間では通用しないこと、私学全体に及ぼす影響が大い、そういう立場で私もこの問題に対しては毅然とした態度をとりたい、とつていきたい、こう述べておるわけでございます。また、私の意を受けまして事務局も粘り強く、なお一層強く改善の命令をいたしておるわけでございます。しかし、御承知のように、改善命令というものと現実の問題と、私学助成を切つておる文部省と大学との関係、これは国士館の際にも先生の御質問において委員会でも申し上げたとおりでございます。しかし、少なくとも私学は、こういう状況を続けて私学の自主性——文部省のそうした態度を逆に、盾にこうした態度を続けていくといふことであるならば重大な決意もせざるを得ない、これも私は申し上げておるわけでございますので、この姿勢は今後も続けてまいりたい、こういうふうにもう一度先生にも申し上げておきたい、こう思ひます。

○中西(續)委員 この前私、国士館のときに申し上げましたように、一ひねり二ひねりあるところですから、甘い判断はせひなさるやうにしていただいて、厳正に対処していただくことを申し添えて、終わります。

○愛野委員長 次回は、来る二十日午前十時理事会、午前十時十五分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和五十九年五月九日印刷

昭和五十九年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D